

平生町告示第95号

令和2年第2回平生町議会定例会を、次のとおり招集する。

令和2年2月27日

平生町長 浅本 邦裕

- 1 期 日 令和2年3月9日
- 2 場 所 平生町議会議事堂

---

○開会日に応招した議員

中丸 和則君	中村 武央君
中本 敦子さん	松本 武士君
赤松 義生君	河藤 泰明君
岩本ひろ子さん	細田留美子さん
河内山宏充君	平岡 正一君
村中 仁司君	中川 裕之君

---

○応招しなかった議員

---

---

令和2年 第2回(定例)平生町議会会議録(第1日)

令和2年3月9日(月曜日)

---

議事日程(第1号)

令和2年3月9日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 議案第3号 2019年度平生町一般会計補正予算
- 日程第6 議案第4号 2019年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第7 議案第5号 2019年度平生町下水道事業特別会計補正予算
- 日程第8 議案第6号 2019年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計補正予算
- 日程第9 議案第7号 2019年度平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第10 議案第8号 2019年度平生町後期高齢者医療事業特別会計補正予算
- 日程第11 議案第9号 令和2年度平生町一般会計予算
- 日程第12 議案第10号 令和2年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計予算
- 日程第13 議案第11号 令和2年度平生町下水道事業特別会計予算
- 日程第14 議案第12号 令和2年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計予算
- 日程第15 議案第13号 令和2年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計予算
- 日程第16 議案第14号 令和2年度平生町介護保険事業勘定特別会計予算
- 日程第17 議案第15号 令和2年度平生町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 日程第18 議案第16号 平生町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第19 議案第17号 平生町の職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第20 議案第18号 平生町職員の自己啓発等休業に関する条例
- 日程第21 議案第19号 平生町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第22 議案第20号 平生町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第23 議案第21号 町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第24 議案第22号 職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第25 議案第23号 平生町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

- 日程第26 議案第24号 平生町営住宅条例の一部を改正する条例  
日程第27 議案第25号 平生町営特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例  
日程第28 議案第26号 公の施設に係る指定管理者の指定について  
日程第29 議案第27号 山口県市町総合事務組合の共同処理する事務及び規約の変更について  
日程第30 一般質問・行政報告及び提出議案に対する質疑  
日程第31 予算特別委員会の設置  
追加日程第1 発委第1号 地方自治法第180条第1項の規定による町長専決処分事項  
日程第32 委員会付託
- 

#### 本日の会議に付した事件

- 日程第2 会期の決定  
日程第3 諸般の報告  
日程第4 行政報告  
日程第5 議案第3号 2019年度平生町一般会計補正予算  
日程第6 議案第4号 2019年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算  
日程第7 議案第5号 2019年度平生町下水道事業特別会計補正予算  
日程第8 議案第6号 2019年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計補正予算  
日程第9 議案第7号 2019年度平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算  
日程第10 議案第8号 2019年度平生町後期高齢者医療事業特別会計補正予算  
日程第11 議案第9号 令和2年度平生町一般会計予算  
日程第12 議案第10号 令和2年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計予算  
日程第13 議案第11号 令和2年度平生町下水道事業特別会計予算  
日程第14 議案第12号 令和2年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計予算  
日程第15 議案第13号 令和2年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計予算  
日程第16 議案第14号 令和2年度平生町介護保険事業勘定特別会計予算  
日程第17 議案第15号 令和2年度平生町後期高齢者医療事業特別会計予算  
日程第18 議案第16号 平生町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例  
日程第19 議案第17号 平生町の職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例  
日程第20 議案第18号 平生町職員の自己啓発等休業に関する条例  
日程第21 議案第19号 平生町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例  
日程第22 議案第20号 平生町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例

- 日程第23 議案第21号 町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例  
 日程第24 議案第22号 職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例  
 日程第25 議案第23号 平生町国民健康保険税条例の一部を改正する条例  
 日程第26 議案第24号 平生町営住宅条例の一部を改正する条例  
 日程第27 議案第25号 平生町営特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例  
 日程第28 議案第26号 公の施設に係る指定管理者の指定について  
 日程第29 議案第27号 山口県市町総合事務組合の共同処理する事務及び規約の変更について  
 日程第30 一般質問・行政報告及び提出議案に対する質疑  
 日程第31 予算特別委員会の設置  
 追加日程第1 発委第1号 地方自治法第180条第1項の規定による町長専決処分事項  
 日程第32 委員会付託

---

出席議員（12名）

1番 中丸 和則君	2番 中村 武央君
3番 中本 敦子さん	5番 松本 武士君
6番 赤松 義生君	7番 河藤 泰明君
8番 岩本ひろ子さん	9番 細田留美子さん
10番 河内山宏充君	11番 平岡 正一君
12番 村中 仁司君	13番 中川 裕之君

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

局長 金岡 泰史君                      書記 天艸裕太郎君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 浅本 邦裕君      副町長 …………… 高木 哲夫君  
 教育長 …………… 清時 崇文君      会計管理者 …………… 田坂 孝友君  
 総務課長兼選挙管理委員会事務局長 …………… 羽山 敦紀君  
 地域振興課長 …………… 友田 隆君      町民福祉課長 …………… 川口 龍哉君

税務課長 …………… 池田 真治君 健康保険課長 …………… 中尾 和正君  
産業課長兼農業委員会事務局長 …………… 吉岡 文博君  
建設課長 …………… 高岡 浩行君 学校教育課長 …………… 河島 建君  
社会教育課長 …………… 兼末 仁君 総務課財務班長 …………… 久保 秀幸君

---

午前9時00分開会・開議

○議長（中川 裕之君） ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより令和2年第2回平生町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

---

**日程第1. 会議録署名議員の指名**

○議長（中川 裕之君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において河内山宏充議員、村中仁司議員を指名いたします。

---

**日程第2. 会期の決定**

○議長（中川 裕之君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から3月23日までの15日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 御異議なしと認めます。よって、会期は、15日間と決しました。

---

**日程第3. 諸般の報告**

○議長（中川 裕之君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

お手元に配布しております議会日誌のほか、地方自治法第235条の2第3項の規定による例月出納検査の結果報告並びに地方自治法第119条第9項の規定による令和元年度定期監査報告、及び地方自治法第121条第1項の規定による本定例会における議案等の説明のため出席を求めた者及び委任を受けた者の職氏名の報告をもって諸般の報告といたします。

---

**日程第4. 行政報告**

○議長（中川 裕之君） 日程第4、行政報告を行います。

町長に行政報告を求めます。浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 議員の皆さん、おはようございます。

正月からあつという間に時が過ぎ、すでに年度末の3月を迎えております。2月21日夜から22日朝にかけて、山口県を含む九州北部地方で春一番が観測され、3月に入ってから寒さも和らいでまいりました。

昨年、元号も令和と改まり、町民の方々にとって新しいまちづくりに期待しておられることが、ひしひしと私に伝わってまいりました。これまで、ふるさと平生のことを一つずつ自分のものとするとともに、色々な課題に取り組んでまいったところであります。

新年度におきましても、引き続き町政の伸展に、全身全霊取り組んでまいる覚悟であります。

まず、新庁舎の整備におきましては、後ほど触れますが、令和3年度から4年度の当初に向けまして、建設を進める運びとなっております。

次に、長年の懸案でありました国道188号線の柳井平生バイパスにおいては、度重なる国への陳情が実を結び、関係機関の努力もあって、いよいよ国の予算化が見え、先月末、国土交通省において箇所付けの発表がありました。いよいよ、平生バイパスは完成に向けて動き始めます。

次期総合計画の取り組みにつきましては、先の12月定例議会においてご議決を賜りました平生町総合計画条例に規定しておりますとおり、本町の将来像や地域づくりの指針を示すものとして、令和2年度に策定するべく、取り組みを進めているところであります。

少子化対策といたしましては、今年度から医療費助成対象を小学校3年生から6年生までに拡充しましたが、さらに、新年度においては就学前の乳幼児を対象としまして所得制限を撤廃し、医療費を無償化とし、子育て世代の定住促進を図りたいと考えております。

また、協働のまちづくりにおきましては、コミュニティ協議会の活動の支援はもちろんのこと、引き続き地域おこし協力隊員や集落支援員を配置し、地域の実情や課題を把握しながら、その解決とともに活性化を図ってまいりたいと思います。

そして、町民の生命・財産を守るための防災に関する取り組みとしては、今年度は県の率先避難モデル事業が宇佐木地区において開催され、避難所運営手引き作成に係る研修も実施されましたし、2月には、堅ヶ浜並びに大野コミュニティ協議会の主催による防災訓練も開催されております。

令和2年度におきましては、国庫補助事業を活用しての洪水ハザードマップの作成も予定しているところであります。

現在は、後ほど詳細を報告しますが、新型コロナウイルス感染症対策について、日々、情勢が変化する中で、最善の取り組みをしているところでもあります。

そうした最中、令和2年第2回平生町議会定例会を開催いたしましたところ、議員の皆様方に

おかれましては、お忙しい中、全員のご出席を賜り、誠にありがとうございました。

このたびの本定例会にご提案いたします議案は、2019年度補正予算6件、令和2年度予算7件、条例10件、事件2件、同意1件、諮問1件でございます。

それではまず、国政につきまして、御報告を申しあげたいと思います。

我が国経済は、緩やかに回復しているということではありますが、先行きについては、米中貿易摩擦や、新型コロナウイルス感染拡大などの影響により、不透明感が強まっています。こうした情勢の中、一般会計の総額が102兆6,580億円と過去最大となる国の2020年度一般会計予算案が、2月28日午後の衆議院本会議において可決され、参議院に送られたところであり、憲法の規定により、今年度中の成立が確実となっています。

次に、県の予算についてであります。

山口県は、2月18日に新年度予算案を発表いたしました。村岡知事は会見において、予算編成方針について、未来に向けた投資であり、県がチャレンジし成果を生むことで県民の機運を高めたいと意気込みを述べました。一般会計は総額6,741億600万円で、前年度予算と比べ1.7%の減少となっており、2年ぶりのマイナス予算となっています。

以上、国や県の状況ではありますが、本町の予算編成について申し上げます。

先に、定例会資料といたしまして、「令和2年度当初予算の概要」を別冊として作成し、添付させていただいておりますが、その中において予算編成方針を掲載しておりますので、その内容に沿って説明させていただきたいと思います。

このたびの予算編成につきましては、第四次平生町総合計画の基本構想に掲げる町の将来像「人とまち『きずな』でつなぐ元気な平生」の実現に向けた取り組みを進め、すべての世代が安心して安全に暮らすことができるまちを目指して、施策を展開していくものです。

また、新庁舎整備事業、老朽化した公共施設の長寿命化対策、子ども子育て支援、高齢化社会対策の社会保障関係経費など、町が抱える諸課題への解決に向けて創意工夫と柔軟な発想により効率的に事業を推進し、未来へつなぐ財政運営を行う必要があります。

そして、限られた財源の中で、本町が持つ魅力を最大限に引き出し、若い世代の就労・結婚・子育ての希望を実現するとともに、真に住み続けたい・住んでみたいと思えるまちづくりを進めていくこととしています。

以上のことから、新年度の予算編成テーマを「活気にあふれた魅力あるまちづくり」と定め、取り組みを進めてまいりました。このテーマに沿って、重点目標として5つの基本目標を掲げ、それぞれに基本政策を示して内容を構成しております。

まず、1つ目の基本目標については、「みんなの笑顔が輝くまち」を掲げ、基本政策としては、安心して出産や子育てができるまちづくり、子どもたちの笑顔が輝くまちづくり、そして、生き

がいに満ちたまちづくりとしています。

次に、2つ目の基本目標については、「快適で住みよいまち」を掲げ、安全な生活を守るまちづくり、美しい環境を守るまちづくり、暮らしやすいまちづくりとしています。

次に、3つ目の基本目標については、「健やかで安心して暮らせるまち」を掲げ、安心して暮らせるまちづくり、健康に暮らせるまちづくりとしています。

次に、4つ目の基本目標については、「活気に満ちた明るいまち」を掲げ、活力ある産業を育むまちづくりとしています。

次に、5つ目の基本目標については、「一人ひとりが主役のまち」を掲げ、協働のまちづくり、住民に開かれた行財政運営によるまちづくりとして、それぞれに取り組んで参ります。

以上、5つの基本目標の基本政策について申しあげましたが、のちほど、議事日程に基づき、新年度予算のところにおいて、それぞれ個別にご説明申しあげたいと存じます。

次に、12月定例会以降の諸般のことを中心に、行政報告として触れてみたいと思います。

まず、新庁舎整備への取り組みについてであります。

1月24日に開催されました令和2年第1回臨時会におきまして、新庁舎整備事業に係わります補正予算並びに工事請負契約の締結について、ご議決をいただき、ありがとうございました。

現在、基本設計に向けて、取り組みを進めているところでありますが、広く町民の皆様からの意見をお聞きするべく、機会を設けていきたいと考えているところであります。

今後におきましては、補正予算でご議決いただきました債務負担行為に沿って、新年度予算にも計上させていただいておりますが、特別委員会においても資料をお示ししながら協議をさせていただき、計画的に整備を進めてまいりたいと思います。

次に、オリーブ植樹イベントについてであります。

2月22日に阿多田公園で予定しておりましたオリーブの植樹イベントについては、悪天候のため植樹を中止とさせていただきます。植樹は中止いたしました。当日はイタリアーノひらおのPRのため、オリーブの苗木やオリーブ製品の販売を阿多田交流館で行いまして、町内外から約200人にご来場いただき、皆さんの関心の高さをうかがい知ることができたところがございます。

議員の皆さんにも多数ご来場いただきありがとうございます。

今年は住民の皆さんへイタリアーノひらおを体感していただく植樹イベントは叶いませんでしたが、今後も様々な機会を捉え、住民の方々と一緒にイタリアーノひらおに取り組んでまいりたいと考えております。

次に、平生町における新型コロナウイルス感染症への対応についてであります。

1月30日、山口県が新型コロナウイルスに関する保健所・市町等担当者会議を開催したこと



を受け、本町では、2月3日、副町長を会長とする平生町新型コロナウイルス対策庁内連絡会議を設置・開催し、新型コロナウイルス感染症の現状について情報を共有するとともに町民への迅速な情報提供体制について協議を行ったところであります。

そして、2月5日には、町ホームページに新型コロナウイルス感染症のページを開設し、電話相談窓口などの案内などの掲載を始めました。

全国で感染が拡大していく中で、2月25日には、町長を本部長とする平生町新型コロナウイルス感染症対策本部を設置しまして、情報収集に努めることとしたところであります。

2月27日に第1回平生町新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催し、25日に決定された新型コロナウイルス感染症対策の基本方針などについて情報の共有を図るとともに、町が主催する行事等の開催について協議を行い、3月に開催予定の行事等については、原則、中止・延期することと決定しました。また、各課における感染症予防対策などの確認も行いました。

2月28日に第2回対策本部会議を開催し、総理の公立小中高校の休業要請を受けて、町立小中学校の対応状況を共有するとともに児童クラブにおける対応を協議し、午前中から開所するなどの基本的な方針を確認しました。また、新型コロナウイルス感染症に関するリーフレットをホームページに掲載するとともに、自治会を通じて町内全戸に配布することとしました。

3月2日には、第3回対策本部会議を開催し、町立小中学校の臨時休業要請への対応について、教育委員会ならびに町民福祉課から報告を受けるとともに、今後の対応について協議を行ったところであります。

また、3月4日には、県内での発症者が発表されたことを受け、第4回目となる対策会議を開催し、近隣での発症者が確認された場合などの対応について協議を行いました。席上、児童生徒の家庭の動向についての報告がありましたが、学校への問い合わせが1件、児童クラブの状況についても30人余りが退会されるなど、落ち着いた情勢となっており、安堵したところであります。

今後におきましても、日々、刻々と情勢が変化する中で、平生町としてできる最善策を取ってまいりたいと思いますので、議会の皆様におかれましても、ご理解とご協力をお願いいたします

以上、12月定例会以降の主なことについて、行政報告として報告をさせていただきました。

.....

○議長（中川 裕之君） 次に、教育行政に関する報告を教育長に求めます。清時教育長。

○教育長（清時 崇文君） それでは12月定例議会以降の教育行政につきまして、進捗状況や経過につきまして御報告を申し上げます。

まず、学校教育関係でございますが、1月21日、平生小学校において2分の1成人式が行われました。多くの保護者の皆さんが見守る中、82名の児童一人ひとりの夢が語られた後には手

紙の交換がございまして、親子で涙する、それを見て先生も涙ぐむなどの感動的な場面もございました。子供たちが自分の誕生がどれだけ家族に祝福されたか、健やかな成長が期待されているかが伝わり、自己肯定感の向上につながればと願わずにはられませんでした。

1月23日には、佐賀小学校において遠隔合同授業を初めて行いました。これは遠く離れた学級同士、ICTの活用によりましてオンラインでつないで授業を行うもので、今回は前の佐賀小学校校長の古屋先生が校長を務めます山口市の小学校と合同授業を行いました。それぞれの学校や住んでいる地域の紹介し合うことから始まり、かるた取りや詩の朗読が行われ、相互に感想を出し合うなど臨場感にあふれた授業に子供たちも興味を持って参加をしていたところです。

児童数の少ない学習活動にあつては、多様な意見に触れる機会が少なく、コミュニケーション力の育成や社会性の醸成等についての課題が指摘される場所もございしますが、こうした課題の解決や今求められている主体的・対話的で深い学びの充実、これを期待した取り組みでもございます。今後研究を重ねて、遠隔合同授業を軌道に乗せていきたいと、このように考えているところでございます。

また、2月15日には同じく佐賀小学校で「いってみよう まなんでみよう」と銘打った保護者、地域参加型授業が行われました。これは、学校を保護者や地域の方の学びの場あるいは集いの場、このようにするもので、多くの方が児童と一緒にタブレットを使った学習あるいはソフトバレーボールなどの授業に参加をいたしました。今後もこうした地域参加によりまして、学校と地域が一体となったお互いが深くかかわりあいを持ちながら子供を見守り、育てていく、そのような教育環境を作っていきたいと考えているところでございます。

次に、社会教育課関係については、新たな取り組みといたしましては、平生町ミニ文化展を11月28日から12月18日にかけて平生小学校・佐賀小学校・平生中学校それぞれのコミュニティルームで平生町総合文化展作品の一部を巡回して展示を行いました。地域に開かれた学校の取り組みの一つとして地域の方にもご覧いただき、子供たちも文化・芸術を親しみました。

また、2月9日には保健センターにおきまして、小麦粉からこねて焼き上げるピザづくり、これを体験する創作活動を平生町子ども会主催行事として行いました。町内の小学生の親子49名が参加し、親子でおいしいピザを作りました。イタリアをテーマとした活動として御報告させていただきます。

続きまして、成人式について御報告を申し上げます。

令和2年の成人式記念式典を1月12日、日曜日に平生町武道館において行いました。令和となって最初の成人式でございました。

87名の新成人の出席がありまして、二十歳の誓いの発表あるいは恩師を交えての懇親会、記念写真の撮影などを行いました。式典では平生で働く人々4名の方の温かい応援メッセージPR

動画を上映しまして、また、記念行事では地域振興課の協力を得まして、心のこもった平生町内事業者によるお祝いの品の抽選会も行いました。

ふるさと平生の魅力を発信することで、平生に対する誇りやふるさとを愛する気持ちがさらに深まる感じのする成人式でございました。新成人の皆さんが大人になったことを自覚し、これからは大きく羽ばたき、活躍することを切に願っているところでございます。

最後に、新型コロナウイルス感染症対策のために教育委員会がとっております措置について御報告をいたします。

まず、町内3校の臨時休業の状況でございますが、先日の全員協議会で御報告いたしましたとおり、町内の小中学校ではすべて3月2日の午後から臨時休業に入りました。学校としては、担任による家庭訪問などにより、学習状況や健康状況の確認を行い、児童生徒の心身のケアに努めておりまして、現在のところ大きな混乱は起きておりません。

また、平生幼稚園は、家に一人であることができない年齢の子供が利用するものであることを踏まえ、開園をしておりますが、山口県内での発症が確認された現在、状況によっては臨時休業があり得ることを保護者の方には事前にお伝え申しあげているところでございます。

併せて教育施設の臨時休館について御報告を申しあげます。

町内の教育施設、平生図書館、歴史民俗資料館、民具館、阿多田交流館の4施設につきまして、新型コロナウイルス感染拡大防止のために一昨日の3月7日土曜日から臨時休館とさせていただきます。期限は3月31日までとさせていただきます。ご利用の皆様にはご迷惑を大変おかけするところではございますが、ご理解とご協力をお願いしたいところでございます。よろしくお願いたします。

以上をもちまして、教育行政の報告を終わります。

.....  
○議長（中川 裕之君） これをもって行政報告を終わります。

.....  
日程第5. 議案第3号

日程第6. 議案第4号

日程第7. 議案第5号

日程第8. 議案第6号

日程第9. 議案第7号

日程第10. 議案第8号

日程第11. 議案第9号

日程第12. 議案第10号

日程第13. 議案第11号

日程第14. 議案第12号

日程第15. 議案第13号

日程第16. 議案第14号

日程第17. 議案第15号

日程第18. 議案第16号

日程第19. 議案第17号

日程第20. 議案第18号

日程第21. 議案第19号

日程第22. 議案第20号

日程第23. 議案第21号

日程第24. 議案第22号

日程第25. 議案第23号

日程第26. 議案第24号

日程第27. 議案第25号

日程第28. 議案第26号

日程第29. 議案第27号

○議長（中川 裕之君） 日程第5、議案第3号「2019年度平生町一般会計補正予算」から日程第29、議案第27号「山口県市町総合事務組合の共同処理する事務及び規約の変更について」までを一括議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） それでは、ご提案をいたします、予算13件、条例10件、事件2件の議案につきまして、順を追って説明を申し上げます。

議案第3号「2019年度平生町一般会計補正予算」であります。

今回の補正額8,980万5,000円を減額いたしまして、予算総額は50億8,819万1,000円となるものであります。

歳出の主なものより申し上げます。

16ページの情報通信費では、借上に要する経費において、リース期間の短縮や入札減に伴いまして減額いたすものであります。

財産管理費では、財政基金への積立金を増額いたすものであります。

地域振興費では、集落支援員の報酬について確定見込みにより減額いたすほか、地方バス路線維持対策費補助金を計上いたしております。

17ページの地域交流センター運営費では、報酬と賃金におきまして確定見込みにより減額いたすものであります。

新庁舎整備事業費では、新庁舎建設に際し、皆さんからお寄せいただいた寄附金を公共施設建設基金へ積立てをいたすものであります。

賦課徴収費では、委託料におきまして事業費の確定見込みにより、減額いたすものであります。

19ページの老人福祉総務費では、介護保険事業勘定特別会計への繰出金について、主に介護給付費の確定見込みによる減額に伴いまして、減額いたすものであります。

福祉医療対策費では、後期高齢者医療事業特別会計への繰出金を保険基盤安定に要する経費の減額に伴いまして減額いたすものであります。

障害者福祉費では、委託料や負担金におきまして、確定見込みにより減額又は増額補正をいたすものであります。

20ページのプレミアム付商品券発行事業費では、利用実績等の確定見込みによりまして減額いたすものであります。

21ページの児童措置費では、児童手当の確定見込みによりまして減額いたすものであります。

22ページの母子衛生費では、未熟児養育医療給付につきまして、給付の増額補正をいたすものであります。

予防費では、乳幼児、高齢者、成人の各予防接種の委託料につきまして、確定見込みにより増額又は減額いたすものであります。

健康づくり推進事業費では、各種検診に要する委託料につきまして、確定見込みにより減額いたすものであります。

23ページの労働福祉対策費では、県労働福祉金融制度の寄託金を確定見込みにより減額いたすものであります。

24ページの土地改良事業費では、ため池事業計画策定の委託料を確定見込みにより減額いたすものであります。

工事請負費は、入札の不調により減額をし、改めて新年度へ計上いたすものであります。

25ページの漁港建設事業費では、漁港海岸保全施設整備事業の工事請負費につきまして精算により減額いたすものであり、繰出金につきましても、漁業集落環境整備事業特別会計の補正に伴いまして、減額いたすものであります。

26ページからの土木総務費では、耐震診断や住宅・建築物の各種補助金におきまして確定見込みにより減額いたすものであります。

27ページの道路橋梁維持費の工事請負費では、入札の不調により減額をし、改めて新年度へ計上いたすものであります。また、宝くじ売上収入による市町村振興協会からの交付金を同費目

へ充当することにより、財源調整をいたすものであります。

28ページの道路橋梁新設改良費では、単独町道改良事業の工事請負費につきまして、入札の不調により減額をし、改めて新年度へ計上いたすものであります。負担金の県道路改良事業では、県事業負担金額の確定見込みによりまして、減額いたすものであります。

河川維持改良費の工事請負費につきましては、入札の不調により減額をし、改めて新年度へ計上いたすものであります。29ページの港湾建設費では、県事業負担金額を確定見込みによりまして、減額いたすものであります。

下水路費の工事請負費では、入札の不調により減額をし、改めて新年度へ計上いたすものであります。

下水道整備費では、下水道事業特別会計の補正に伴いまして、繰出金を減額いたすものであります。

30ページからの教育費では、事務局費の備品購入費、小学校費学校管理費の工事請負費、中学校費学校管理費の工事請負費に国の補正予算を活用した情報通信機器の購入と校内通信ネットワーク整備工事に要する経費を計上いたしております。

32ページの災害復旧費では、農業用施設と土木施設の単独事業費において計上替えいたすものであります。

公債費の元金につきましては、利率見直しに伴い増額いたすものであり、利子につきましては、償還額の確定に伴い減額いたすものであります。

33ページの諸支出金の上水道企業費では、主に田布施・平生水道企業団への負担金、補助金を出資金を含め計上替えをいたすものであり、減額あるいは増額いたすものであります。

続きまして、歳入についてご説明を申し上げます。

9ページの各種交付金につきましては、見込みを踏まえ減額補正をいたすものであります。

13ページにかけての、国庫支出金、県支出金につきましては、歳出においてご説明いたしました事業に伴います特定財源であります。

確定見込みによりまして減額又は増額をいたす他、国の補正予算に係る学校における情報通信ネットワーク事業に要する経費を追加計上いたしております。

また、平成30年災の土木施設、農業用施設にかかる国・県の支出金を新たに計上いたしております。

14ページの寄附金につきましては、新庁舎建設に際し皆さんからお寄せいただいた寄附金を計上いたすものであります。

諸収入では、雑入の市町村振興宝くじ交付金につきましては、宝くじの売上金が配分されるものでありまして、道路橋梁維持費における単独事業費への財源とするものであります。

14ページからの町債では、対象となる経費や事業費の確定見込みによりまして、減額又は増額をいたしております。学校における国の補正予算対象分も計上いたしております。

前に戻りまして、5ページ、第2表の繰越明許費につきましては、総務管理費の社会保障・税番号制度システム改修事業費などに要する経費を令和2年度へ繰り越すものであります。

6ページの第3表、地方債補正につきましては、先ほどの歳入でご説明いたしました地方債の増額又は減額によりまして、起債額を変更いたすものであります。

なお、34ページから37ページに給与費明細書、38ページに地方債に関する調書を添付しておりますので、ご参考に供していただきたいと思っております。

以上で、議案第3号「2019年度平生町一般会計補正予算」の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第4号「2019年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算」につきましてご説明申し上げます。

今回の補正額2,575万円を増額いたしまして、予算総額は16億5,812万5,000円となるものであります。

歳出につきましては、7ページでございます。

保険給付費の一般被保険者療養給付費、一般被保険者高額療養費につきまして、確定見込みにより増額いたすものであります。

歳入につきましては、6ページでございます。保険給付費の増額に伴う県補助金の普通交付金を増額いたすものであります。

続きまして、議案第5号「2019年度平生町下水道事業特別会計補正予算」につきましてご説明申し上げます。

今回の補正額1,408万8,000円を減額いたしまして、予算総額は6億9,311万2,000円となるものであります。

歳出につきましては、10ページでございます。

下水道管理費、下水道整備費ともに、確定見込みによりそれぞれ減額いたすものであります。

公債費の利子につきましては、償還額の確定に伴い減額いたすものであります。

歳入につきましては、8ページからでございます。

諸収入の雑入につきましては、過年度における消費税の更正請求により還付が見込まれることから増額いたすものであります。

4ページの第2表 繰越明許費につきましては、公共下水道整備事業等につきまして、令和2年度へ繰り越すものであります。

11ページに地方債に関する調書を添付しております。

続きまして、議案第6号「2019年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計補正予算」につきましてご説明申し上げます。

今回の補正額146万円を減額いたしまして、予算総額は1億1,796万4,000円となるものであります。

歳出につきましては、7ページでございます。

漁業集落排水施設管理費につきましては、確定見込みにより委託料、公課費をそれぞれ減額いたすものであります。

歳入につきましては、6ページでございます。国庫補助金につきましては、歳出における委託料の確定見込みにより減額いたすものであり、諸収入の雑入につきましては、下水道事業会計と同様に過年度における消費税の更正請求により還付が見込まれることから増額いたすものであります。

続きまして、議案第7号「2019年度平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算」につきまして、ご説明申し上げます。

今回の補正額2,192万円を減額いたしまして、予算総額は14億3,526万4,000円となるものであります。

歳出につきましては、8ページからでございます。

介護サービス等諸費、高額介護サービス費は、給付見込みによりまして減額又は増額いたすものであります。

9ページの地域支援事業費の任意事業費では、介護用品支給事業費を見込みによりまして、減額いたすものであります。

歳入につきましては、6ページからでございます。

6ページの介護給付費国庫負担金、国庫補助金の調整交付金につきましては、介護給付費の見込みに伴いまして、財源調整いたすものであります。

国庫補助金、県補助金の地域支援事業交付金につきましては、任意事業費の見込により減額いたすものであります。

続きまして、議案第8号「2019年度平生町後期高齢者医療事業特別会計補正予算」についてご説明申し上げます。

今回の補正額90万6,000円を減額いたしまして、予算総額は、2億4,468万4,000円となるものであります。

歳出につきましては、7ページでございます。

後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、保険基盤安定に要する経費を減額いたすものであります。



歳入につきましては、6ページでございますが、歳出の減額に伴い、一般会計繰入金を減額いたすものであります。

続きまして、議案第9号「令和2年度平生町一般会計予算」につきまして、ご説明を申し上げます。

○議長（中川 裕之君） ここで暫時休憩します。再開を午前9時50分といたします。

午前9時39分休憩

.....  
午前9時50分再開

○議長（中川 裕之君） 再開いたします。

浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 議案第9号「令和2年度平生町一般会計予算」につきまして、ご説明を申し上げます。

予算書の説明に入ります前に、議案とともに、令和2年第2回平生町議会定例会資料をお配りいたしておりますが、この資料の2ページに前年度との款別比較、並びに3ページに予算節別分析を記載しておりますので、予算書とあわせてご覧いただきたいと思います。また、当初予算の概要を別冊にてお配りしておりますのであわせてご覧いただきたいと思います。

令和2年度は会計年度任用職員制度が導入され、臨時・非常勤職員の任用移行にあたって報酬、職員手当、旅費の費用弁償に所要額を計上いたしております。節の賃金がなくなり報償費以降の節番号が1つずつ繰り上がっております。

一般会計の予算総額は、50億4,700万円でありまして、前年度比7,500万円、1.5%の増加となっております。

それでは、主要事業や新規事業を中心に歳出からご説明を申し上げます。

39ページからであります。

39ページからの議会費につきましては、6,344万5,000円で前年度比37万2,000円、0.6%の減少であります。

41ページからの総務費は、8億4,124万5,000円で前年度比1,396万1,000円、1.6%の減少となっております。参議院議員、山口県議会議員などの選挙費や佐合島浮栈橋整備事業費の減額が減少の主な要因です。

一般管理費では、地域人権啓発活動活性化事業として「人権を考えるつどい」を本町が引受で開催いたしますことから所要額を計上いたしております。

44ページからの情報通信費では、特定個人情報の連携に要する社会保障・税番号制度システム改修費を計上いたしております。

新規事業として、住民サービスの向上を目的としたI o T技術の導入による地域の課題解決に向けた取組みを進めてまいります。

46ページからの財産管理費は、町有地の立木伐採や町有建物の解体に要する経費を計上いたしております。また、新庁舎整備事業や公共施設の老朽化対策の財源確保として公共施設建設基金への積立金を計上いたしております。

48ページからの地域振興費では、参加と協働のまちづくりに向けた具現化の取組みとして、地域力の維持・強化のための地域おこし協力隊員の地域活動に要する経費やコミュニティ協議会への支援、集落支援員の配置に要する経費等を引き続き計上いたしております。

また、起業支援事業及び若者が定住する際、住宅購入費用を助成する若者定住促進住宅補助事業等の移住・定住促進に要する経費を、引き続き計上いたしております。さらに結婚に伴う経済的負担を軽減するため、新生活の費用を拡充し、若者夫婦の定住を促進する経費を計上いたしております。

ふるさと納税につきましては、専用ポータルサイトの活用やクレジット決済に係る経費を引き続き計上いたしております。

国、県と連携して東京圏からU J Iターン及び地方の中小企業等への就職を促進するため、移住に要する経費の一部を補助することで町内への転入増加を図る移住支援事業に要する経費を引き続き計上いたしております。

空家リフォーム助成事業では、新規就農者や新規漁業者等には助成金を拡充して定着促進を図ることとしております。

新規事業として、総合計画及び未来戦略の新しい計画策定にあたり、所要額を計上いたしております。

また、地方創生に係る成功事例などを共有し、新たな知と方法を生み出すためのヒントを学び、人材育成を図る、地方創生人材育成伴走型支援業務に取り組んでまいります。

51ページの交通安全対策費では、地域の安全対策としてカーブミラーやガードパイプの整備に要する工事請負費や街路灯設置費補助金を計上いたしております。

51ページからの地域交流センター運営費は、新規事業として、県の地域運営・交流等拠点整備支援補助金を活用した佐賀地域交流センターの給水設備設計業務や床等の改修に要する経費のほか、佐賀地域交流センター尾国分館の屋根防水工事に要する経費を計上いたしております。

年次的に地域交流センターの環境整備を行い、引き続き地域づくりの支援をしてまいりたいと考えております。

54ページの新庁舎整備事業費は、当初予算としては目の新設になります。債務負担行為として設定した、基本設計業務、実施設計業務、地質調査業務に要する経費のほか、役場所在地の地

番合筆に要する経費や新庁舎移行に向けた取組みとして執務環境の改善支援業務に要する経費を計上いたしております。

55ページからの賦課徴収費は、町税計算業務や滞納者の滞納処分に要する経費等を計上いたしております。

新規事業では、イタリアーノひらお推進関連事業として、イタリアーノひらおのロゴマークを活用した原動機付自転車のご当地ナンバープレートを作成する所要額を計上いたし、気運の醸成を図ることとしております。

57ページからの戸籍住民基本台帳費では、制度改正により令和5年度中に戸籍謄抄本を全国で交付できる取組みとして戸籍システムの改修に要する経費を計上いたしております。

また、引き続き社会保障・税番号制度に関連した通知カード・個人番号カードの交付事務に係る経費を計上いたしております。

59ページからの統計調査総務費では、5年に一度実施される国勢調査に要する経費を計上いたしております。

62ページからの民生費は、15億5,207万2,000円で前年度比8,767万5,000円、5.3%減少しております。

プレミアム付商品券発行事業費の減額が主な要因であります。

民生費の主な変更点といたしまして、後期高齢者の保健事業を介護予防事業などと一体的に行う後期高齢者広域連合からの受託事業費を高齢者保健対策費として新たに費目を設け、町民福祉課所管事業と健康保険課所管事業を整理して費目替えを行ったところであります。

62ページからの社会福祉総務費では、社会福祉協議会への補助金として、福祉活動専門員、地域福祉権利擁護事業の活動費等に要する経費を計上いたしております。

その他、国民健康保険事業勘定特別会計への繰出金の計上が主なものであります。

新規事業として、地域における生活課題に対して協働による福祉活動の指針となる第三次地域福祉計画を策定いたします。

63ページからの老人福祉総務費では、ひとり暮らしの高齢者の緊急時の通報体制に要する経費を計上いたすほか、老人作業所の施設補修費を計上いたしております。

なお、平生町社会福祉協議会の通所介護施設建設資金の借入金を財政支援する補助金、介護保険事業勘定特別会計への繰出金は新設の高齢者保健対策費に計上替えいたしております。

65ページの福祉医療対策費では、保険適用医療費の自己負担分を助成する経費を計上いたしております。令和2年度から就学前の乳幼児を対象として所得制限を撤廃し、医療費を無償化することとし、子育て世代の定住促進を図ります。

後期高齢者医療制度の被保険者を対象とした人間ドックの費用助成のための経費、後期高齢者

医療療養給付費負担金や後期高齢者医療事業特別会計への繰出金は新設の高齢者保健対策費へ計上替えいたしております。

65ページからの障害者福祉費では、障害福祉サービス費負担金及び障害児給付費負担金が予算額の8割以上を占めており、意思疎通支援事業や日常生活支援事業の他、日常生活用具給付等の所要額を計上いたしております。

67ページからの高齢者保健対策費は新設であり、健康保険課が所管課となります。高齢者の保健事業と介護予防などを一体的に行い、高齢者の心身の特性に応じて、きめ細かな支援を行っていきます。

また、これまで老人福祉総務費及び福祉医療対策費で計上しておりました、健康保険課所管の事業費、介護保険事業勘定特別会計や後期高齢者医療事業特別会計への繰出金などを集約いたしております。

69ページからの児童環境づくり推進事業費では、引き続き児童クラブ事業や子育て支援センター事業の運営費を計上いたしております。児童クラブ事業では、利用者の増加に対応し、平生小学校の相談室を新たに児童クラブ利用施設として開設いたします。子どもたちの体調管理、利便性を確保するため、費目は小学校費の学校管理費ではありますが、空調整備を進めていきます。

70ページの児童措置費では、児童手当として、所要の額を計上いたしております。

71ページからの保育所運営費では、町立佐賀保育園の運営費と法人保育園保育委託料が主なものであります。

また、幼児教育の無償化に伴う、認可外保育施設と私立幼稚園施設の利用に要する費用について所要の額を計上いたしております。

75ページからの衛生費は、3億2,634万6,000円でありまして、前年度と比較して、1,373万2,000円、4.4%の増額となっております。

会計年度任用職員制度の導入に伴う熊南総合事務組合への負担金の増額や、危険な空家の解体除去に要する経費、災害時の廃棄物処理計画の策定に要する経費の増額が主な要因です。

75ページの保健衛生総務費では、柳井地域広域救急医療事業や救急告示病院運営費、柳井医療圏救急医療施設運営費の負担金等を計上いたしております。

また、周産期医療を担う総合病院に補助する費用を引き続き計上いたしております。

さらに、県が事業主体となり、救急車の適正な利用や救急医療機関の負担軽減などを目的として電話相談事業を実施する救急安心センターの運営に要する経費を引き続き計上いたしております。

76ページからの母子衛生費では、妊娠期から子育て期にわたり総合的相談支援を行う、子育て

て世代包括支援センターの運営に要する経費を引き続き計上いたしております。また、継続事業といたしまして、乳幼児健康診査や妊婦健康診査、産後の初期段階における母子に対する支援体制を強化するため産婦健康診査事業、産後ケア事業に要する経費を計上いたしております。

さらに、柳井医療圏内の分娩を取り扱う病院の産科医等の処遇改善を通じて、急激に減少している産科医等の確保をするための補助金を、引き続き計上いたしております。

78ページの予防費では、各種予防接種に係る所要の経費を計上いたしております。風しんの感染症予防対策として抗体検査の受診や定期接種の実施に要する経費を引き続き計上いたしております。

78ページからの健康づくり推進事業費では、継続事業といたしまして、各種検診事業やがん検診事業などの所要の額を計上いたしております。

若い世代の20歳から39歳までの人を対象に定期的な健康診断の受診に対する勧奨を行うとともに、健康意識の高揚を図る所要の経費を引き続き計上いたしております。

また、令和3年度から向こう5カ年の第三次健康づくり計画を策定し、健康増進と食育を計画的に推進してまいります。

80ページの環境衛生費では、浄化槽設置整備事業費補助金等を計上いたしております。

81ページの環境保全費では、危険な空家を解体除去した人に対する補助金を新たに計上いたしております。

81ページからの清掃費では、周東環境衛生組合、熊南総合事務組合への負担金が主なものです。

新規事業といたしまして、災害時における廃棄物処理の指針となる計画を策定する所要額を計上いたしております。

83ページの労働費は、426万円でありまして、4,000円、0.1%の減少となっております。

84ページからの農林水産業費につきましては、3億2,647万3,000円でありまして、前年度比6,292万5,000円、23.9%の増加となっております。主な要因といたしましては、農業用水路等長寿命化・防災減災事業、ひらお特産品センター改修事業などの増額によるものであります。

85ページの農業振興費では、新規就農に必要な技術習得のための研修を受講する人や研修生を受け入れる団体に要する経費を計上いたしております。

また、継続事業として、ジャンボタニシ防除及びミカンバエ防除に対する補助金を計上いたしております。

86ページからの土地改良事業費では、主に農業用水路等長寿命化・防災減災事業に要する経

費を委託料や工事請負費に計上いたしております。

89ページのひらお特産品センター管理費では、屋根と外壁の塗装を行い、施設の適正な維持管理を行うとともに利用促進を図ります。

90ページの林業総務費では、住宅地に出没したイノシシなどの緊急時の対応や、わな猟捕獲者への安全、技術指導などを行う鳥獣被害対策実施隊に要する経費を引き続き計上いたしております。

また、農産物等への被害防止のため、有害獣防除柵等設置事業、鳥獣被害防止対策事業の補助金等の所要額を引き続き計上いたしております。

91ページの水産業振興費では、漁業研修終了後、漁業経営を始めた就業者に対する財政支援を行う所要の経費を計上いたしております。また、水産振興対策事業費として、種苗の放流事業及び新規漁業就業者募集活動等にかかる経費を引き続き助成することとしております。

91ページからの漁港建設事業費では、漁港海岸保全施設整備事業として小森地区の胸壁工事に係る経費を計上いたしております。

その他、漁業集落環境整備事業特別会計への繰出金が主なものであります。

93ページからの商工費は、3,845万円でありまして、728万5,000円、23.4%の増加となっております。主な要因といたしましては、丸山海浜パーク防波堤手すり改修事業費の増額によるものであります。

93ページの商工振興費では、平生町商工会への補助金として商工振興対策費やひらお産業まつりへの補助金等の所要額を引き続き計上いたしております。

また、質の高い消費相談が受けられることを目的に、1市4町で広域的に消費生活相談窓口を設置することに伴う広域消費生活センター運営費の他、国の半島振興広域連携補助事業を活用し、柳井広域が一体となった労働・観光等の取組みに関する経費を引き続き計上いたしております。

94ページからの観光費では、広島・宮島・岩国地方観光連絡協議会負担金として、広島広域都市圏での取組みに要する所要額を引き続き計上いたしております。

また、オリーブの特産品開発に向けた取組みに要する経費を引き続き計上いたしております。

96ページからの土木費は、6億4,183万7,000円でありまして、前年度比1億163万2,000円、18.8%の増加となっております。

主な要因といたしましては、町図修正業務、要緊急建築物耐震化補助事業、都市公園の遊具施設改修事業などに要する経費の増額によるものであります。

96ページからの土木総務費では、新規事業として、洪水ハザードマップ作成、町図修正業務、要緊急建築物耐震化補助事業などに要する経費を計上いたしております。また、土砂災害特別警戒区域における土砂災害対策改修補助事業、がけ地近接等における危険住宅の移転補助事業など

に要する経費を引き続き計上いたしております。

97ページからの道路橋梁維持費では、新規事業として、町道の測量調査業務、舗装点検業務に要する経費を計上いたしております。

98ページからの道路橋梁新設改良費では、主に単独町道改良事業の所要額を計上いたしております。

99ページからの河川維持改良費につきましては、単独河川改修事業に要する経費を計上いたすほか、継続事業として、大内川総合流域防災事業などの県への負担金を計上いたしております。

新規事業として、国道188号柳井平生バイパスの事業化にあわせて、町の管理区間である大内川を整備する計画策定に要する経費を計上いたしております。

101ページの港湾建設費では、港湾改修事業の県への負担金などを計上いたしております。

102ページの都市計画総務費では、新規事業として、都市計画用途見直し資料作成に要する経費や街路交通調査に要する経費を計上いたしております。

公園事業費では、都市公園である新市・曾根児童公園の遊具施設を改修する所要額を計上いたしております。

103ページからの住宅管理費では、継続事業として設置してから一定の年数が経過した町営住宅の火災警報器を新しい機器へ更新するための経費を計上いたしております。

新規事業として、田名第2団地の側溝整備に要する経費を計上いたしております。

104ページの下水道整備費では、下水道事業特別会計への繰出金を計上いたしております。

105ページからの消防費は、2億7,212万7,000円でありまして、前年度比174万2,000円、0.6%の増加となっております。

主な要因といたしましては、柳井地区広域消防組合への負担金の増額によるものです。

非常備消防費では、宝くじ助成事業の地域防災組織育成助成事業に要する経費を計上しております。

106ページからの消防施設費では、柳井地区広域消防組合への負担金が主なものであります。また、消防ポンプ積載車の購入に要する経費を計上いたしております。

108ページからの教育費は、3億5,057万3,000円でありまして、前年度比1,089万3,000円、3.0%の減少となっております。

主な要因といたしましては、武道館屋根改修事業費の減額によるものであります。

108ページからの事務局費では、引き続き、児童生徒の1人ひとりが豊かな学校生活を過ごせるように支援する学校支援員の配置に要する経費を計上しております。

ICT機器を活用したわかる授業の実践や、情報活用能力の育成などを図るため、小・中学校に児童・生徒用のタブレット端末を導入する所要の額を計上いたしております。

新規事業として、教育振興基本計画策定に所要の額を計上いたすほか、学校給食施設のあり方を検討する所要の額を計上いたしております。また、平生中学校にICT支援員を配置してICT化による教育の円滑化に向けた取組みを進めてまいります。

110ページからの小学校費の学校管理費では、児童クラブの利用施設として平生小学校相談室に空調設備を設置し、放課後児童の健全育成に取り組んでまいります。

112ページからの小学校費の教育振興費では、引き続き小学校へ補助教員を配置することとし、きめ細かい配慮のある教育を推進してまいります。

また、遠距離通学費や入学前の就学援助費等につきましても、引き続き所要額を計上いたしております。

令和2年度から新たに使用する教科書に対応するため、指導書の購入に要する経費を計上いたしております。

113ページからの給食費では、給食調理室に新たに空調設備を設置し、施設環境の整備を図ってまいります。

114ページからの中学校費の学校管理費では、普通教室棟の給水設備改修工事や転落防止の手すりを設置する工事に所要額を計上いたしております。

116ページからの中学校費の教育振興費では、継続事業として、遠距離通学費や入学前の就学援助費等につきましても所要額を計上いたしております。

また、部活動の充実、活性化を図り、教職員の負担軽減を図る部活動指導員を引き続き配置する所要額を計上いたしております。

新規事業として、パソコン回線を利用して、外国の英語講師とオンライン環境でつなぎ、リスニング力や伝える力などを養う英語力アップ事業に所要の額を計上いたしております。

118ページの給食費では、小学校費と同様に給食調理室に新たに空調設備を設置し、施設環境の整備を図ってまいります。

121ページからの社会教育総務費では、新規事業として、ゆめはな開花プロジェクト推進事業に要する経費を計上いたし、文化財の整備や花いっぱい運動を通じて交流人口の拡大を図ります。

122ページからの図書館費では、読み聞かせによる親子のコミュニケーションづくりに役立ててもらうため、新生児に祝い品として絵本を贈呈する所要の経費を計上いたしております。

また、第三次平生町子ども読書活動推進計画を策定し、子どもたちの読書活動の啓発に取り組んでまいります。

126ページからの保健体育総務費では、オリンピックが開催されるにあたり、聖火リレー山口県実行委員会への負担金を計上いたしております。



128ページからの保健体育施設費では、体育館における照明のLED化や玄関部の防水施工など、施設の長寿命化を図る所要の額を計上いたしております。また、子育て世代の皆さんからいただいております要望に対応すべく、地域の憩いの場であります堀川公園の多目的トイレにおむつ台などを設置し、公園環境と利用促進を図るための所要の額を計上いたしております。

130ページの災害復旧費は、2,168万2,000円でありまして、前年度比1,740万円の増加となっております。

131ページの公債費は、5億362万4,000円でありまして、前年度比71万3,000円、0.1%の減少となっております。

132ページの諸支出金につきましては、8,986万円6,000円でありまして、前年度比1,609万8,000円、15.2%の減少となっております。上水道企業費では、田布施・平生水道企業団に対する所要額を事業内容により負担金、補助金、出資金へ計上替えいたしております。

133ページの予備費につきましては、前年同様の1,500万円を計上しております。

続きまして、歳入につきましてご説明を申し上げます。

12ページからであります。

町税につきましては、全体では12億5,498万円でありまして、前年度比では1,558万1,000円、1.3%の増加となっております。

固定資産税では、主に太陽光発電設備投資による償却資産の増により、増収を見込んでおります。

軽自動車税では、登録台数は減少するものの、税制改正による経年車重課適用車両の増加等により増収を見込んでおります。なお、目におきまして、税制改正によりこれまでの軽自動車税が種別割に名称が変更になっております。

14ページからの地方譲与税、利子割交付金、配当割交付金及び株式等譲渡所得割交付金では、2019年度の実績見込みや地方財政計画等を勘案し、計上いたしております。

森林環境譲与税は、当初予算では新設となりますが、森林環境整備基金へ積立て、今後の森林環境整備の経費に充てることとしております。

法人事業税交付金は、新設であり、県の法人事業税の一部が配分されるものであり、450万円を見込んでおります。

17ページの地方消費税交付金は、景気の回復基調を受け、前年度比では6,500万円の増加を見込んでおります。

環境性能割交付金は、税制改正により自動車取得税が廃止され、2019年10月に導入されたものであります。

18ページの地方特例交付金の子ども・子育て支援臨時交付金は、2019年度の消費税率引上げに伴い、幼児教育の無償化に係る経費の地方負担分が全額国費で措置された交付金で、令和2年度では廃目になるものであります。

地方交付税につきましては、地方財政計画における措置額の増額を踏まえ、全体で3,500万円、1.9%の増加を見込み、計上いたしております。

19ページの分担金及び負担金は、2,421万1,000円でありまして、前年度比で8.5%の減少となっております。

使用料及び手数料は、4,307万円でありまして、前年度比で12.4%の減少となっております。

主な要因といたしましては、財産売払いによる佐賀地区若者定住促進住宅の使用料が減少したことによるものであります。

22ページからの国庫支出金では、主に要緊急建築物耐震化補助事業費や漁港海岸保全施設整備事業費が増加したことにより、前年度比では4,248万2,000円、9.4%の増加となっております。

26ページからの県支出金では、主に農業用水路等長寿命化・防災減災事業費の増加により、前年度比では4,336万6,000円、11.6%の増加となっております。

31ページからの財産収入につきましては、不動産売払収入では、2019年度で賃貸借契約が終了する佐賀地区若者定住促進住宅の土地、建物の払下げが完了したことにより減少となっております。

32ページの寄附金につきましては、ふるさと納税寄附金と特定寄附金である新庁舎建設分の寄附金であります。

33ページの繰入金につきましては、地域が抱える多様なニーズや諸課題の解決に向けた財政需要に対応するため、やむを得ず、財政基金から5,758万2,000円を繰り入れるものでございます。

繰越金は、前年度同様の3,000万円を計上しております。

33ページからの諸収入は、6,994万9,000円でありまして、前年度比で49.8%の減少となっております。

主な要因といたしまして、プレミアム付商品券発行事業費の減少によるものであります。

37ページからの町債は、3億1,060万円でありまして、前年度比780万円、2.6%の増加となっております。主な要因といたしましては、臨時財政対策債は地方財政計画における措置額の減額を踏まえ、減少すると見込んでおりますが、主に体育館照明等改修事業費、ひらお特産品センター屋根等改修事業費が増加したことによるものでございます。前年度対比では増額

となりますが、引き続き借入の抑制を図ってまいります。

前に戻りまして、8ページの第2表「地方債」につきましては、それぞれ適債事業や財政対策分として、町債を起こすものであります。

なお、134ページから139ページに給与費明細書、140ページから141ページに債務負担行為に関する調書、142ページに地方債の現在高の見込みに関する調書を添付しておりますので、ご参考に供していただきたいと思います。

以上で、令和2年度平生町一般会計予算につきまして、説明を終わらせていただきます。

続きまして、特別会計予算につきまして、別冊の予算書によって順を追ってご説明を申し上げます。

議案第10号「令和2年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計予算」についてであります。

予算総額は、16億1,204万7,000円でありまして、前年度比1.4%の増加となっております。

現在、国民健康保険事業は、県が国民健康保険の財政運営の責任主体として、安定的な財政運営や効率的な事業の確保などの中心的な役割を果たし、町とともに運営を担っております。

歳出につきましては、13ページからでございます。

15ページからの保険給付費では、2019年度実績見込みによりまして、一般被保険者療養給付費は前年度比で1,969万6,000円の増加を見込んでおります。退職被保険者等療養給付費は318万8,000円の減少を見込んでおります。

16ページからの高額療養費では、一般被保険者高額療養費で前年度対比は486万1,000円の増加を見込んでおります。退職被保険者等高額療養費で前年度対比は87万9,000円の減少を見込んでおります。

19ページからの国民健康保険事業費納付金では、財政運営の主体が県であり、医療給付費分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分として所要の経費を計上いたしております。

21ページの保健事業費の特定健康診査等事業費につきましては、受診勧奨に取り組み、集団健診の経費を計上し、受診率の向上に努めてまいります。

新規事業として、健診未受診者に対して、AIによるデータ分析を活用し、もつとも効果のある勧奨を行う所要の額を計上いたしております。

22ページの疾病予防費では、新規事業として40歳から74歳までの国保被保険者に対して、歯周病予防を目的とした歯科健診を行う所要の額や糖尿病の重症化リスクが高い未受診者・受診中断者に対して、受診の勧奨を行う所要の額を計上いたしております。

戻りまして、7ページからの歳入ですが、国民健康保険税につきましては、保険税率の改定により、一般被保険者国民健康保険税は1億7,170万7,000円で前年度比20.6%の減

少を見込んでおります。

歳出と同様に、財政運営の主体が県となっておりますので、保険給付費等にかかる費用につきましては、県から交付されるため、県補助金へ相当額を計上いたしております。

10ページの一般会計繰入金につきましては、それぞれのルール分により計上いたしております。

基金繰入金につきましては、1億700万円を基金から繰り入れることとしており、財政運営の主体が県であること、被保険者の保険税負担軽減などを踏まえ、年次的に計画的な繰入を実施することとしております。

続きまして、議案第11号「令和2年度平生町下水道事業特別会計予算」についてであります。

予算総額は、6億9,524万9,000円でありまして、前年度比1.9%の減少となっております。

歳出につきましては、10ページからでございます。

下水道管理費では、法適用化支援業務に要する経費を計上し、公営企業法適用に向けた取組みを進めることといたしております。

11ページからの下水道整備費では、大内川の共栄橋架け替えに伴う管渠移設に要する経費などを計上いたしております。

流域下水道事業負担金については、所要額を計上いたしております。

12ページからの公債費では、主に元利償還金で4億324万7,000円を見込んでおります。

戻りまして、7ページからの歳入では、受益者負担金は、対象戸数の減少等による減収を見込んでおります。

下水道使用料につきましては、2019年度の実績見込、消費税増税に伴う使用料の改定等を勘案し、微増で推移すると見込んでおります。

8ページの国庫補助金につきましては、公共下水道事業にかかる国庫補助分でございます。

一般会計繰入金につきましては、歳出でご説明いたしました事業に伴う所要額を計上いたしております。

9ページの下水道事業債は、公共下水道事業に対する借入額と資本費平準化債の発行を予定しております。

前に戻りまして、4ページの第2表「債務負担行為」につきましては、下水道へ接続する水洗トイレ等改造資金の貸付に伴います損失補償に対するものであります。

第3表「地方債」につきましては、本会計の事業に対し、町債を起こすものであります。

続きまして、議案第12号「令和2年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計予算」について

であります。予算総額は、1億2,247万9,000円でありまして、前年度比で2.8%の増加となっております。

歳出につきまして、10ページからの漁業集落排水施設管理費では、機能保全計画に基づく処理場の機械・電気設備を改築する実施設計業務と工事請負費に所要額を計上いたしております。

7ページからの歳入につきまして、漁業集落排水施設使用料は、2019年度の実績見込、世帯数の減少等を勘案し、1,540万円を計上いたしております。

8ページの国庫補助金につきましては、処理場の機械・電気設備改築事業にかかる国庫補助分でございます。

一般会計繰入金は、前年度対比で11.5%減少しております。

町債は、漁業集落排水事業に対する借入額と資本費平準化債の発行を予定しております。

なお、4ページの第2表「債務負担行為」につきましては、下水道事業特別会計と同様に排水施設へ接続する水洗トイレ等改造資金の貸付に伴います損失補償について、定めるものであります。

第3表「地方債」につきましては、本会計の事業に対し、町債を起こすものであります。

続きまして、議案第13号「令和2年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計予算」についてであります。

予算総額は、2,687万4,000円でありまして、前年度比1.1%の増加となっております。

歳出は7ページになりますが、認定審査会運営のための所要の経費を計上しております。

6ページの歳入におきましては、これまでと同様に3町の負担割合に応じた負担金と事業会計繰入金をそれぞれ計上いたしております。

続きまして、議案第14号「令和2年度平生町介護保険事業勘定特別会計予算」についてであります。

予算総額は、13億9,281万5,000円でありまして、前年度対比1.7%の減少となっております。

歳出につきましては、11ページからでございます。

14ページからの保険給付費の介護サービス等諸費では、利用実績等を勘案し、前年度比で3,445万3,000円の減少を見込んでおります。

介護予防サービス等諸費では、利用実績等を勘案して、187万9,000円の減少を見込んでおります。

15ページからの高額介護サービス費につきましては、利用実績等を勘案し、172万5,000円の増加を見込んでおります。

17ページの特定入所者介護サービス費では、前年度比で66万7,000円の増加を見込んでおります。

19ページの地域支援事業費の介護予防・生活支援サービス事業費では、前年度比で349万円の減少を見込んでおります。

一般介護予防事業費では、高齢者筋力向上トレーニング事業を地域支援事業の一つの取組みとして進めております。

また、手首や足首におもりをつけ、筋力を維持・向上できる「いきいき百歳体操」事業に要する経費を引き続き計上いたしております。

新規事業として、介護予防教室のやまぐち元気アップ体操に要する経費を計上いたし、要支援1,2のフレイル・プレフレイルの人でタオルとペットボトルを使用して体力にあわせて転倒防止に有効な体力づくりを進めてまいります。

20ページからの包括的支援事業費では、引き続き、生活支援サービスの充実を図るとともに、地域における支え合いの体制作りを推進する生活支援体制整備事業を進めてまいります。また、認知症初期集中支援チームと認知症地域支援推進員が連携して、自立生活のサポートを行う認知症総合支援事業への取組みに対応する所要額を計上いたしております。

21ページの任意事業費では、新規事業として、ICTを活用した地域住民の協力によるゆるやかな見守りを行うための認知症高齢者見守りシステムの経費を計上いたしております。

戻りまして、6ページからの歳入では、第1号被保険者保険料については、低所得者保険料の軽減措置が拡充され、前年度比で37万5,000円の減少となっております。

6ページから8ページにかけての国庫支出金、支払基金交付金、県支出金につきましては、保険給付費等の減額又は増額により、それぞれ所要額を計上いたしております。

9ページの一般会計繰入金につきましては、それぞれのルール分により計上いたしております。

続きまして、議案第15号「令和2年度平生町後期高齢者医療事業特別会計予算」についてであります。

予算総額は、2億6,311万9,000円でありまして、前年度比7.2%の増加となっております。

歳出については9ページからであります。10ページの後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、一般会計から繰り入れる保険基盤安定や事務費等の負担金と保険料収納分をあわせて、広域連合に納付するものであります。

後期高齢者医療広域連合からの算定見込みにより計上いたしております。

歳入につきましては6ページからであります。保険料につきましては、広域連合の試算を基に計上いたしております。前年度対比で1,573万9,000円の増加となるものであります。

一般会計繰入金につきましては、事務費と保険基盤安定分をあわせたものとなっております。

以上で、令和2年度各特別会計予算の説明を終わらせていただきますが、該当いたします各特別会計予算の末尾に、給与費明細書、及び債務負担行為に関する調書、並びに地方債に関する調書を、それぞれ添付いたしておりますので、ご参考に供していただきたいと思います。

続きまして、議案第16号「平生町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

本条例につきましては、地方公務員法及び地方自治法の一部改正により会計年度任用職員制度が創設されたことに伴い、所要の措置を講ずるため、関係条文を改正いたすものでございます。

改正の内容といたしましては、地方公務員法第31条の規定に基づくサービスの宣誓について、会計年度任用職員は、任用手続きが様々であることに鑑み、サービスの宣誓をそれぞれの職員にふさわしい方法で行うことができることを規定いたすものであります。

施行日につきましては、令和2年4月1日といたします。

続きまして、議案第17号「平生町の職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

本条例につきましては、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」の施行による人事院規則の改正に伴いまして、所要の改正をいたすものであります。

改正の内容といたしましては、時間外勤務命令を行うことができる上限を定めることができるよう改正いたすものであります。

施行日につきましては、令和2年4月1日といたします。

続きまして、議案第18号「平生町職員の自己啓発等休業に関する条例」についてご説明申し上げます。

本条例につきましては、地方公務員法第26条の5に規定されています自己啓発等休業に関しまして、必要な事項を定めるため、本条例を制定するものでございます。

内容といたしましては、自己啓発等休業の承認及び期間等について必要な事項を定めるものであります。

施行日につきましては、公布の日といたします。

続きまして、議案第19号「平生町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

本条例につきましては、非常勤の職員に対して支給する報酬及びその支給方法について定めたものでありますが、条例に規定されています鳥獣被害対策実施隊員の報酬について、市街地へのイノシシ出没件数の増加により、当該隊員の緊急対応での出勤が増加傾向にあることから、出勤に対する報酬の支給方法を実情に即したものにするため、当該規定を改正いたすものでござい

す。

改正の内容といたしましては、現在日額となっている支給方法を出勤の都度による方法に改めるものであります。

施行日につきましては、令和2年4月1日といたします

続きまして、議案第20号「平生町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例」並びに議案第21号「町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例」について、一括してご説明申しあげます。

両条例につきましては、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴いまして、所要の改正をいたすものであります。

改正の内容といたしましては、期末手当について、年間の支給月数を現行の3.35月分から0.05月分加算し、3.4月分へと引き上げをいたすものであります。

施行日につきましては、公布の日といたしますが、本年度の期末手当分につきましては、適用は平成31年4月1日から適用とし、3月中に調整を行うものであります。

続きまして、議案第22号「職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明申しあげます。

本条例につきましては、条例中の規定事項について、一部内容を整理するため、所要の改正をいたすものであります。

改正の内容といたしましては、旅行先での駐車料金等、旅行雑費にかかる規定を新設し、同一地域内旅行に係る規定に定められた同一地域を当該規定の趣旨に沿う内容に改正いたすものであります。

施行日につきましては、令和2年4月1日といたします。

続きまして、議案第23号「平生町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」についてご説明申しあげます。

本条例につきましては、保険税率の見直しに伴いまして、所要の改正をいたすものであります。

改正の内容といたしましては、県から示された標準保険税率を基に、事業基金の活用を考慮し算定した保険税率について、平生町国民健康保険運営協議会に諮問し、その答申結果を踏まえて改定した税率にいたすものであります。

施行日につきましては、令和2年4月1日といたします。

続きまして、議案第24号「平生町営住宅条例の一部を改正する条例」並びに議案第25号「平生町営特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例」について、一括してご説明申しあげます。

両条例につきましては、民法の一部を改正する法律により、民法における債権関係の規定の見



直しが行われ、令和2年4月1日に施行されることに伴いまして、所要の改正をいたすものであります。

改正の内容といたしましては、連帯保証人の人数について、入居要件の緩和として現行の2名から1名に改正いたすものであります。

続きまして、議案第26号「公の施設に係る指定管理者の指定について」、ご説明申しあげます。

本施設は、指定管理者制度により、平成28年度より5年間の指定期間を設けて、西明生会老人クラブが管理運営してまいりましたが、同クラブから指定解除の申し出があったため、新たに指定管理者の指定を行うものであります。

指定管理者の指定手続きにつきましては、「平生町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」において、公募が原則ではございますが、「地域等の活力を積極的に活用した管理を行うことにより事業効果が相当程度期待できると思慮するときは公募によらず指定管理者候補として選定できる」旨の規定がされております。

このたび、老人憩の家の指定管理者の選定にあたりましては、同条例第6条により、公募によらない選定をいたしたものであり、地元自治会を指定管理者の指定候補として選定いたしました。

選定理由につきましては、地域に密着した団体であり、地域から様々な要望を施設管理に直接反映でき、利用者の平等な利用の確保やサービスの向上、経費の削減が期待できるものでありまして、今後においても指定管理者として能力が十分あると判断しているところでございます。

指定期間につきましては、指定管理者の残期間である令和2年度の1年間と定めております。

地方自治法第244条の2第6項の規定により、指定管理者の指定をしようとするときは、議会の議決を必要といたしますので、本定例会にご提案をいたすものであります。

施行日につきましては、令和2年4月1日といたします。

続きまして、議案第27号「山口県市町総合事務組合の共同処理する事務及び規約の変更について」、ご説明申しあげます。

本議案につきましては、山口県市町総合事務組合の共同処理する事務及び規約の一部を変更するため、地方自治法第290条の規定により、一部事務組合を構成する市町議会の議決が必要となることから、ご議決をお願いするものであります。

主な内容といたしましては、同組合の共同処理する事務のうち、公平委員会事務を共同処理する団体に山陽小野田市を加えるものです。また、令和2年4月より会計年度任用職員制度が施行されるに伴い、文言を改正するものです。

以上をもちまして、本日ご提案申しあげております議案の予算13件、条例10件、事件2件の議案につきまして提案理由説明を終わらせていただきます。

また、予算及び事業関係の補足資料といたしまして、別冊を添付いたしておりますので、参考に供していただきたいと存じます。

なお、説明不足の点もあろうかと思しますので、皆様方のご質問によりまして、私並びに説明出席者によりお答えをいたしたいと存じますので、ご審議の上、ご議決を賜りますようよろしくお願いを申しあげます。

○議長（中川 裕之君） これをもって提案理由の説明を終わります。

ここで暫時休憩します。再開を午前11時といたします。

午前10時48分休憩

.....

午前11時00分再開

○議長（中川 裕之君） 再開いたします。

---

### 日程第30. 一般質問・行政報告及び提出議案に対する質疑

○議長（中川 裕之君） 日程第30、一般質問・行政報告及び提出議案に対する質疑を行います。

まず、一般質問を行います。

質問の通告順により順次発言を許します。細田留美子議員。

○議員（9番 細田留美子さん） それでは、通告しております住民に開かれた行財政運営について質問いたします。

昨年策定の第4次総合計画の実施計画書に、住民に対して町政への参画機会を提供し、主体的に参加しやすい環境づくり、行政の取り組みについて説明責任を果たすとともに、積極的な情報公開により透明化を図るとあります。これは、住民自治を進める上で大変重要な取り組みです。成果は上がっているのでしょうか。

また、平生町情報公開条例の目的として、町政の透明性の向上と公正な運営を図るとともに、その運営に対する町民の理解及び信頼を確保し、もって町民の町政への参加を一層促進する、と同様のことが書かれています。この2つが示すように、地方自治、住民自治を進める上で、行政運営における情報公開は必要条件だと思います。

これまでの情報公開への取り組みと評価を質問いたします。

次に、住民に対する情報公開の中で、とりわけ予算への関心が高いと思われま。これについては、ホームページや広報ひらおの4月号へ掲載されています。

広報ひらおを見ますと、昨年4月の広報と一昨年4月の広報を比べてみますと、重点施策の紙面がより親しみやすくなっていると感じました。それは評価したいと思います。できましたら、予算額の記入もその中に欲しかったかなとは思っております。

住民に町の財政状況と本年度の予算の使い方について、今以上にわかりやすい予算の説明書をつくれぬか、質問いたします。住民が主役となるまちづくりに取り組むために、これまでの情報公開の取り組み、そしてわかりやすい予算の説明書をつくれぬか、まず質問いたします。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答え申し上げます。

まず、住民への情報公開等の状況でございますが、現在、情報公開の現状といたしましては、町民に知っておいてもらいたい情報につきましては、誰もが見ることのできる広報、お知らせ版、ホームページ等により、町からのお知らせをすべく、最大限の努力をしているところでございます。

また、計画策定等に際しましては、パブリックコメント制度を活用し、広く意見をお聞きした上で、計画に反映できるものは採用させていただき、策定後につきましては、ホームページへの掲載をはじめとして、地域交流センター等の公共施設において閲覧ができるように設置をいたしております。

今後におきましても、住民へ情報を提供するため、あらゆる情報発信の機会や各種媒体を活用して情報発信の方法等も工夫をするなどしながら、可能な限りの情報の公開に努めてまいりたいと思っております。

次に、住民への予算の説明についてお話がございました。

適切な情報提供と情報共有を図り、参画の機会を確保することは、住民の皆さんが町政に関心を持ち、皆さんと一緒にまちづくりを進めていくことにおいて重要なことであると認識をいたしております。

広報には、予算の概要、決算の概要などを掲載しておりますが、現在、町内の公共施設であります地域交流センター、図書館などに予算書、決算書、附属資料などを配布して自由に閲覧していただける状況であります。

さらに、平成28年度予算分から住民の皆さんへ周知する取り組みといたしまして、当初予算の概要を作成し、公共施設へ配布しております。当概要版はホームページにも掲載をしており、財務情報を共有しているところでございます。

情報の共有や閲覧できるといった状況の確立だけでなく、住民の皆さんにはわかりやすさも求められていると認識をしております。用語において説明を要すると判断した場合には説明などを盛り込んでおりますが、今後、行政への関心を持っていただくだけではなく、参画していただけるまちづくりのために、広報や当初予算の概要などにおいて、よりわかりやすい内容、表記に努め、住民の皆さんにとって身近なものとなるよう、研究を重ねてまいりたいと考えております。

○議長（中川 裕之君） 細田留美子議員。

○議員（9番 細田留美子さん） いろんな、可能な限りの情報を提供しているというお話でした。また、わかりやすい予算、決算もですけど、努めるということでしたけれど、予算の概要とかいろいろあるんですけど、私たちもいろいろ資料をいただいております。それを読むのに、やはり行政用語といたしますか、ちょっと難しい言い回しが多いんですよね。例えば、北海道のニセコはとてもわかりやすい、住民にわかりやすい予算書の説明書をつくっております。

まず、みんなが平生町のいろんな事業を理解して、これは必要だとか、これは必要でないんじゃないかなという、その選択ももちろんですけど、今回ほどこの工事をしてもらえるとか、どういったことに、今、平生町は力を入れているとかいうのがしっかりと見えるような予算書、わかりやすい予算書をつくっていただきたいという思いがあるんですけど、それについてはどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） さまざまな住民の方がいらっしゃいますので、これが住民の人に必要かどうかというのは、なかなか、これをこれをというのは難しいと思います。ただ、情報の発信というのは確かに必要でありますので、皆さんが本当にわかりやすいような資料にして、皆さんにお示ししたいなとは思っております。

ただ、施策の、もうご承知のとおり、一生懸命イタリアーノひらおを宣伝しておりますので、住民の方たち、ほとんど皆さん、知ってもらっているのではないかなというふうに私は推察しているんですけども、このように、平生町で、そういう皆さんの興味を、興味があるというか、これからのこととか、先ほど国道188号線のバイパスの状況とか、こういうことにつきましてはぜひとも皆さんにお知らせできるように、また、先ほどの予算の中でも、今度こういう工事をするんだよというふうなこと、来年度はこういう工事をする予定ですよというようなことがちゃんとわかるような資料にしてお示しできればいいなと思っておりますので、ちょっと研究させていただきたいなというふうに、すぐにできるとは言えませんので、これから勉強させていただいて、本当に町民の皆さんに必要なものを必要な分だけ提供することにしたと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 細田留美子議員。

○議員（9番 細田留美子さん） 行政側としてちょっと住民に伝える情報をどうしていくかというのが、一つの課題だとは思うんですけど、基本、全公開をしているというところもあります。とにかく何でも行政が持っている情報は公開していく、何か混乱が起きるかもしれないという思いは、もちろん、町長さんもあったと思うんですけど、それでも公開していくことで住民の、住民自治が非常に進んだ、そういった事例もあります。

あと、わかりやすい予算書も、なかなか今、職員が、人数がぎりぎりの線でやってらっしゃる、おまけに今回8人ですか、新人が入られるという形で、仕事をしていく上で大変なのはわかっていますけれど、民主主義というのはお金も時間もかかるものです。住民自治を育てるというのも、お金も時間もかかると思います。費用対効果もございますけれど、そういったところにしっかりこれから力を入れていただきたいと思いますけれど、町長としては、どのようにお考えですか。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えいたします。基本的に、平生町は個人情報の観点で、これ以外のものは基本的には出しているとは思っているんですけど、やはり個人情報はさすがに法律違反になりますので、このようなものが入ったものは公開しておりませんが、基本的には情報はほとんどインターネットもしくは広報等で載せているつもりですので、もしも載っていないということがあれば、言っていただければ、ちゃんと私も載せるようにしますので、そういうものももしもあると言うのであれば、私は基本的に全て公開しているというふうに思っております。もしも、何かありましたら、言っていただければ、私のほうでちゃんと載せさせていただきます。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 細田留美子議員。

○議員（9番 細田留美子さん） それでは、2問目の町民の人材育成について質問いたします。

平成13年度にスタートした第4次平生町総合計画の仕上げの年が始まろうとしています。「未来をひらき、人もまちもいきいき輝く平生」の実現のため、参加と協働のまちづくりを進めてこられました。住民の自治力が大きく求められているところです。まちづくりを自分ごととして考える人材育成が重要な施策であるとされています。これまでの取り組みと成果を質問いたします。

また、教育委員会の社会教育においても、生涯学習社会の実現の中で、人材育成を担っているところです。少子高齢化や人々の意識の変化で、社会教育団体をはじめ、各種団体は存続の危機的状況にあると私は捉えています。現状への認識と対策をお伺いいたします。

以上、町長部局と教育委員会部局、お願いいたします。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） ご承知のとおり、人材育成は大変重要な課題だというふうに私も思っております。本町では、行政だけでは多様化、複雑化、高度化した住民ニーズにきめ細かく対応できる時代ではなくなってきたなという認識のもと、平成25年度に平生町参加と協働のまちづくり条例を制定し、住民の参加と協働によるまちづくりに取り組んでいるところでございます。

平成28年度には、町内全地区で6つの住民自治組織でございますコミュニティ協議会が発足され、現在、各コミュニティ協議会において、各地域交流センターを拠点として、地域の活性化

や地域課題の解決に向けての取り組みが進められているところでございます。

住民対象の人材育成の取り組みといたしましては、山口県が主催する地域づくりに係る研修会等に、住民と町職員が一緒に参加しております。あわせてコミュニティ協議会の直接の窓口となる各地域交流センターの職員や集落支援員、地域おこし協力隊員においても、同様に研修参加を実施しているところでございます。また、コミュニティ協議会相互において、交流や情報共有を図るため、コミュニティ協議会連絡会議を開催しております。

協働のまちづくりを推進するに当たって、平成25年に作成いたしました平生町協働推進プランにおいては、協働の形態を住民相互の協働と住民と行政の協働の2つに分類しておりますが、この2つの協働を求めていくには、まず職員みずからが協働の姿勢を住民に対して示していく必要があるというふうに思っております。そのため、住民相互の協働や住民と行政の協働の前に、職員相互の協働が求められているというふうに考えております。

そのため、来年度から3年間にわたって一般財団法人地域活性化センターの助成を受けながら、職員及び住民の協働を推進する能力の開発に取り組んでいくこととしておりまして、その具現化を図る計画として、平生町人材育成アクションプランを作成しているところでございます。同プランに沿った取り組みを進めていくことで、職員相互の協働を推進し、住民相互の協働や住民と行政の協働の促進を図ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（中川 裕之君） 清時教育長。

○教育長（清時 崇文君） 生涯学習の推進につきまして、まず、その取り組み状況についてお答えをいたします。

本町の生涯学習の方向性につきましては、生涯学習推進協議会という組織で話し合いを行い、実施をしています。その組織は、教育委員会関係団体に加えまして、町長部局に関係する団体であります、福祉、健康、環境の団体の方、そして地域コミュニティ協議会の方などを委員として構成しております。年2回開催をいたしまして、生涯学習、まちづくりの推進に取り組むと、そういう活動をまずはしております。

今年度におきましては、生涯学習ネットワークの形成ということで、啓発活動、情報共有、学習相談の推進、そして指導者の発掘、育成、また高齢者の社会参加の促進と、これらを施策目標として実施をまいりました。

内容といたしましては、生涯学習まちづくり出前講座や町民憲章具現化運動の取り組み、また秋の文化行事であったり、地域教育ネットであったり、そして、福祉、健康、環境関係など幅広いネットワークを形成して取り組みを行っているところであります。

今、ご紹介いたしました、中でも、生涯学習まちづくり出前講座は、いきいき百歳体操の申請が今年度は6回と多く、ほかにも、平生小、佐賀小6年生が議事堂で町議会の役割と仕組みに

ついて体験学習する内容も設けるなど、小学校やコミュニティ協議会、地域で活動されています  
団体等からの申請により、今年度は25回実施し、667名の方が講座に参加されているところ  
でございます。

取り組み状況について、今、ご説明をしたところでございますが、生涯学習につきましては、  
議員ご指摘のように、人材育成の場として大きな役割を果たすものとして、文化・スポーツから  
福祉、健康、環境など、町長部局と教育委員会が連携して生涯学習の推進に引き続き取り組んで  
いかなければならない、このように考えているところでございます。

次に、社会教育団体の現状ということで危機的な状況だと考えるけれども、現状の認識につい  
てのご質問でございますが、対策も含めてお答えをさせていただこうと思います。

町内では、現在、社会教育団体は184団体ございますけれども、それぞれの団体が日々活動  
されておられますが、近年、会員減少や高齢化などのさまざまな課題を持たれているのが現状で  
あると認識をしています。

文化協会、音楽協会、体育協会等の団体が主体となった社会教育関連行事にあっても、行事に  
よっては主催する団体の会員減少や高齢化あるいは運営に携わる人材不足など、さまざまな課題  
を抱えているのが現状でございます。

そうした課題への対応にあっては、職員が各団体の活動状況等を把握するため、出向いてお話  
をお聞きしたり、団体の推進のために県の講師派遣を利用したり、会員募集ポスターの掲載であ  
るとか、活動を支援する取り組み、そういったことを行い、また新しい企画として、今年度は初  
の地元民間業者との共同企画としてハモの料理教室を開設するなど、新たな取り組みとかが行っ  
ているところでございますが、根本的な解決については難しいところがあるというのが現状でござ  
います。

教育委員会といたしましては、引き続き団体活動支援と工夫した取り組みに、今申しあげまし  
たように、取り組んでまいりますけれども、少子高齢化、人口減少と関連した大変大きな課題で  
もございますので、まずはそれぞれの団体の活動の把握について、町長部局と一緒にした取り  
組みを進めますとともに、団体の自主的・自発的な活動への支援や連携について、関係する皆様  
とともに考え、進めていかなければならないと、このように考えているところでございます。

○議長（中川 裕之君） 細田留美子議員。

○議員（9番 細田留美子さん） 参加と協働のまちづくりは主に地域振興課が担当しております。  
令和2年度の重点事項として、センター職員と集落支援員の協働や各コミュニティ協議会での話  
し合いの場づくりに努めるとあります。

今回、新しい事業で地方創生人材育成伴走型支援事業、私はこれに非常に期待したいと思いま  
す。町長さんはとても人材育成に熱心でいらっしゃいます。その点は非常に高く評価したいと思

います。ここで勉強して職員がしっかり熱を持った職員になってほしい、そういった、情熱を持った職員がいれば、それが伝わって、職員間、住民間ともいろんな協働が可能となると思います。

今、そこまで住民の皆さんも気持ちが上がってないというのは、やはり職員の熱量が足りないのではないかと私は思っております。また、せっかく勉強されて、それから、さっき教育委員会の社会教育のほうともっていう話もございましたけれど、一緒にやられるとしたら定期的に、例えば各コミ協、6つあるコミ協に行って、人材育成及びその底辺である、底辺というか、人材の一番育成の可能性のある生涯学習の進めによって一緒になってやっていただけたらと思います。

今までは、定期的に職員が出向いて話をするような制度設計はできていなかったと思います。それを制度設計としてつくっていただきたいと思っておりますけれど、それについて、後、お答えいただけます。

それと、社会教育のほう、今さっきの参加と協働のまちづくりに対してもですけど、いろんな案を今まで出して、いろいろ活動はしておられます。でも、それがちゃんと結びついていないのはどうしてなのか。例えば、いろんな団体の育成が思うように進まないのはなぜか、人材が集まらないのはなぜか。例えば、先ほど教育長がいきいき大学、6回でしたか7回でしたか、講座、開いたっておっしゃっておりますけれど、講座を開いた、よかったねえではなく、例えば講演会を、福祉なら福祉の講演会をする、それに対して講座をする、その後、アクションを起こす団体をつくり、それを地域のために活動していただけるような環境を整えて、活動できる場を提供する、そういったのが社会教育及び地域振興課の仕事ではないかと思っております。

社会教育というか、生涯学習というのは教育と教養、よく言われますよね。きょう行くところがある、きょう用がある、一人一人がきちんと自分の居場所があって、役割がある、そういったまちづくりになれば、平生町も輝く、今回の、令和2年度の目標のような活気にあふれた魅力あるまちづくりができるのではないかと思っておりますが、そのあたりはどのようにお考えですか、お伺いします。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えします。

職員の研修ですけども、やっぱり職員がわかってないと教えられないと思うんです。今回、先ほども言いました、地域活性化センターのほうで伴走型の、これ、地域活性化センターの職員、コーディネーターの方がこちらへ来られて、一緒に議論をする。そして、その後、年に何回、五、六回、今度はうちの職員が向こうに行って、いろんな職員、よその団体、それと一緒に講義を受けるとい、かなり実践的な研修になろうかなというふうに思っております。

大体、今、7人か8人ぐらいを予定しています。本当は一遍に全員やりたいんですけど、そういう時間もあれもないんで、それで、そういう研修受けた人が、その研修の結果を持って、今度



は自分の職員の中にちゃんとそれが教えられるといいますか、一緒にやろうという形になっていけば、当然、庁内の職員の実力も上がっていくんじゃないかなというふうに思っています。そういう実力がついてくれば、このようにコミュニティ協議会さんのほうに出向いて、一緒にこんなやつたらどうだろうかと、こういうやり方、よそではやってるけどできないかねとか、そういう提案もできるようになってくると思いますので、そうした場合に、地元といいますか、コミュニティ協議会が、じゃあ、やっていこうかという話になれば、私は町内が活性化するんじゃないかなというふうに思っておりますので、一生懸命、これに力を入れてやっていきたいと思っておりますので、ご支援、ご協力をいただきたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 清時教育長。

○教育長（清時 崇文君） 先ほどの質問にお答えをいたします。

まず、いろんな団体の活動支援とか、工夫した取り組みとかをやっているけれども、実態がなかなか成果として結びついていないんじゃないかという厳しいご指摘をいただいたところでございますけれども、議員お考えのように、生涯学習というのはこれからますます重要になってくるというふうに考えています。

今、人生100年時代というようなことも言われていまして、これまでのような、学校を卒業して、そして企業等職場に入って、そして定年して、その後60年定年だったら、今、百何歳までですかね、今の20歳ぐらいの子供さんらは、今、百何歳まで生きるというふうに言われておりますけれども、その後の年代、どのように過ごしていくのかと。やはり世の中もどんどん変わってきますので、生涯学習ということは非常に重要になってくるという、こういう認識はしているところでございます。

そのための知恵といいますか、そのことで、先ほど申しあげました、人を集めて、何とか生涯学習に結びつけていく、あるいは今、学校教育と一緒にやっているのは学校に、地域の方にたくさん来ていただくこうという取り組みですね。

子供たちの元気と地域の元気を一緒につくっていこうというような地域協育ネット、コミュニティスクールの取り組みですけれども、そういったこともやっていますが、最初の話に戻りまして、議員ご指摘のような、いろんな活動が具体的に結びついていないものも、確かに多々あるというのは、もうご指摘のとおりだと思っております。新企画をしたり、いろんなことをやっているわけですが、新たな団体をつくるというのはなかなか難しいところはございます。最初の答弁に戻りますけれども、いろんな協議会を通してもございますが、これまで以上に各団体の活動状況を町長部局と一緒にあって把握に努めるということと、それと具体的な、そういった活動した後の、結びつけていくための、自主的な自発的な活動支援、連携に結びつけていくための取り組み

等については、やはりいろんな方々、その団体の方々とともに考えてやっぱり進めていかなければならない。具体的にはお答えになってないかもしれませんが、皆さんとともに考えて、生涯学習の重要性というのをこれからもアピールしていかなければならないと思っています。ご支援をよろしくお願いいたします。

○議長（中川 裕之君） 細田留美子議員。

○議員（9番 細田留美子さん） まとめると提案のできる職員、熱量のある職員をどう育てていくか、行政サイドでというのも大きくあると思います。その熱量が住民に伝わっていく。いろんな報告書なんか読んでいて、教育委員会のほうは学校教育はすばらしい、取り組みが。その学校教育の中で、また地域の活動を活発にしていくという取り組みもあるというふうにおっしゃってありました。ぜひ、生涯学習も学校教育並みにしっかり取り組んでいただけたらと願っております。

これからの活躍を大いに期待して、私の今回の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（中川 裕之君） 答弁はよろしいですね。

○議員（9番 細田留美子さん） はい。

.....

○議長（中川 裕之君） 赤松義生議員。

○議員（6番 赤松 義生君） 一般質問に入ります前に、けさほどからの教育行政及び一般行政においての、2月の初めからのコロナウイルス対策について御報告をいただきましたが、3月議会もあろうかという中で、懸命に、一生懸命取り組んでいただけてきたことに対して、心より敬意を表したいと思います。

それでは、通告に従って質問をいたします。

昨年12月の4日、改定公立学校教員給与特別措置法が成立しました。このことは、公立教員の長時間労働削減を理由に、1年単位の変形労働時間制の導入を可能にするもので、実際は教員をさらなる長時間労働に追い込みかねないものではないかと思っております。

1年単位の変形労働時間制とは、1日8時間労働の原則を崩し、繁忙期と閑散期を設定した上で、繁忙期の所定労働時間を最大1日10時間まで延ばし、閑散期の所定労働時間をその分短くするというものです。

しかし、この制度を既に導入している国立大学の附属学校などでは、逆に総労働時間が増えていくという実態があります。過酷な労働条件であるために、過半数の労働者の合意なくしては導入できないなど、さまざまな条件がありますが、教員の勤務実態とその掌握は、平生町ではどうなっているのでしょうか。そして、変形労働時間制導入の条件はどうなっているのでしょうか。

そして、私はこうしたやり方では、今の本当に過酷な先生方のその労働条件は改善することはできないと思います。根本的には、先生方を増やし、業務を削減しなければ、根本的な解決にはならないで、先生方が子供たちとゆとりを持って向き合える学校にすることもできないと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（中川 裕之君） 清時教育長。

○教育長（清時 崇文君） まず、教員の勤務実態と把握につきましてお答えをいたします。

教員の多忙化の解消は、学校教育上回避すべき、今、重要課題になっています。教員の働き方改革は待ったなしという状況ではございます。

こうした中、山口県におきましては、平成29年度からの3年間で教員の時間外勤務を30%削減しようと、このような目標を立てまして、本町においても、その目標を達成するために取り組みを実施しているところでございます。

その取り組みの一つが、議員ご質問の教員の勤務実態とその把握ということが一つの取り組みでございます。町内の各小学校では、そのために、その勤務時間の客観的な把握ということで、ICTを活用して時間外業務時間の正確な把握に今努めているところでございまして、教育委員会では、各学校から教員一人一人の毎日の時間外業務時間を月報として受けまして、学期ごとに県に報告をし、共有化を図っているところでございます。

今年度の町内学校教員の勤務実態ということで御報告をいたしますと、今年度ですから、令和元年4月から12月までということで、状況の御報告させていただきますが、町内2校の小学校の月平均の時間外勤務時間でございますが47.5時間、平成28年度と比較して12.1%減少はしています。中学校は57.5時間、平成28年度と比較して10.2%の減少とはなっていますが、目標の達成にはまだまだ至っていません。

また、月平均の時間外勤務時間が45時間を超えている教員の人数ですが、小学校で45時間超えが10.5人、80時間超えが0.8人、100時間超えが0.1人、中学校では45時間超えが15.4人、80時間超えが5.0人、100時間超えが2.4人と、そういう状況でございます。

勤務実態に係る業務内容については、国の教員勤務実態調査からは、平成18年から28年度の10年間の比較で、教員の勤務時間は増加しており、その増加した業務の6～7割は、授業やその準備、成績処理、学習指導等の本格的業務であると、このような勤務実態の分析がされているところでありまして、本町においても同様だと考えています。

町教委といたしましては、引き続き、勤務時間の客観的な把握に努めますとともに、学校組織の面と日常業務の面、そして勤務状況、この3つの視点から点検評価を行うなど、教員の働き方改革について、具体的な取り組みを引き続き進めていくことにしているところでございます。

そして次に、変形労働時間制の導入ということについてのご質問でございますが、教員の勤務実態については、今、申しあげたとおりでございます。その中で、議員のご質問の中にもありましたが、公立の義務教員、小学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律という、給特法ですが、これによりまして、その法律の改正法によりまして、公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドラインというのが一昨年1月25日に出ているわけですが、このガイドラインがこの改正法によりまして、今年の4月1日から指針に格上げになります。ですから、まずはその指針に示されており、月45時間以内、年間360時間以内の時間外在校時間、この遵守に向けた業務の削減について、業務改善リスクによる取り組みや部活動指導員の導入などを通して、それに目指していかなければならないということになっています。

その取り組みを行った上で、議員ご指摘の1年単位の変形労働時間制の活用については、先ほどの給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律によりまして、来年の4月1日からの施行が予定しているところでありますが、これは休日のまとめどりの導入により、さらに業務時間の縮減促進を見込んでのものであるとは考えています。

この1年単位の変形労働時間制の導入は、自動的に教員の時間外勤務の削減や確実な休暇取得を保障するためのものではなくて、繁忙期にどうしても時間外勤務が長くなってしまったとき、夏などの長期休業期間を含めた閑散期に振り替え休暇をしっかりと取得できるようにするための方策であって、8月にまとめて休めたとしても、ほかの月の疲れをどうやって癒やすのか、意味がないものだ、このような批判があることは承知をしているところでございますけれども、あくまで学校や教員の業務量を大幅に減らすことと、それと夏などの長期休業期間における研修等の業務を減らしていくことが前提になっているものというふうには理解をしているところでございます。

まずは、指針の遵守に向けました業務の削減につきまして、時間外在校時間、月45時間以内、年間360時間以内を目指した1年単位の変形労働時間制の導入の、その導入に当たっては、国や県の状況も見きわめながら、適切に今後対応をしていきたいというふうに思っているところでございます。

そして最後に、教員を増やして業務を削減して、先生がゆとりを持って子供に向き合える学校、先生を増やさないといけないのではないかと、このようなご質問についてのお答えでございますが、先ほど国の教員勤務実態調査においては、平成28年度までの10年間で教員の勤務時間は増えておいて、その増えた業務の6～7割は授業やその準備、成績処理、学習指導等の本格的業務であると、このような勤務実態の分析がされていることについては、お答えを先ほどしたところでございます。

このような勤務実態調査の結果を直視すれば、正論としては、周辺の・環境的な業務を他の専

門スタッフや支援スタッフに担っていただきつつ、教員の大幅な増員を進め、増大している本格的な業務の負担等の軽減を図ることが望ましい姿であると、このように認識をしているところでございまして、期待もしているところでございます。

そのようなことから、全国町村教育長会などを通して要求を続けているところでございます。

○議長（中川 裕之君） 赤松義生議員。

○議員（6番 赤松 義生君） 改めて、学校の先生がいかにも多忙な毎日を送っておられるかということが、今の教育長さんからのお話でよくわかりました。

それで、私たちも学校の先生といろいろお話をして、実態を聞かせていただいたんですが、ある先生は、一番大事な仕事である授業の準備が勤務時間内にできないのは当たり前で、夕食がわりの食べ物を用意して遅くまで残ったり、土日に出たりするのが多くの教員の日常になっています。ある人は、中高は部活があり、6時以降から自分の仕事を始めるようになり、80時間の残業ならホワイトなほうですよと、こういうふうに言われました。

それから、新採の先生は授業の準備にも時間がかかるし、新採研もあり、輪をかけて過酷です。また、養護の先生も保健室登校の子供がいて、その子供が下校してからやっと残った仕事ができると。それからこれは非常勤の方だろうと思うんですが、週3日、1日当たり4時間の非常勤をしています。4時間のうち2時間は授業で、2時間は準備に充てられるので、とても大変なクラスに入っているが、平常心を失うことなく子供たちと向き合っており、教員にはこれぐらいの時間のゆとりが要ることを実感していると、こういうふうに言われました。

そして、ある人は授業中はもちろん大変な集中力が要りますが、昼休み等の時間もずっと何かしら仕事をしています。朝から夕方まで子供たちが下校するまで、トイレにさえ行かないこともありますと、こういうふうに言っておられました。

平生町の今の実態からすれば、とてもではないけど変形労働時間制の導入の条件はクリアしていない状況で、しかも、教育長さんが言われたことを考えれば、そういう形でやったとしても、じゃあ、繁忙期の疲れはいつとるのかと、夏休みにまとめどりをしたからといって、どれほどの効果があるのかというような話もありました。

最後に、教育長さんからは、教育長会を通じて声を上げているところですよというふうに言われましたけど、やっぱり根本的には文科省が教員の、先生方の数を、数というか、人数を増やすということをやらない限りは、根本的な解決はできませんので、引き続き、そうした立場で声を上げていっていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 答弁いただきますね。

○議員（6番 赤松 義生君） はい。

○議長（中川 裕之君） 清時教育長。

○教育長（清時 崇文君） いろいろ教員からの聞き取りということでお話を聞かせていただきましたけれども、本町の教員でしょうかね、ちょっと気になったところでございますが、（発言する者あり）はい。本町では、校長を中心に、そういった、先生方にしっかり声をかけながら、時間外勤務の縮減ということに向けて努力をしているところでございます。そのことについてはご理解いただきたいと、まずは思っているところでございます。

それと、変形労働時間制の導入については、なかなか、今、条件が整っていないのではないかなというお話でしたけれども、変形労働時間制そのものは、これから国とか県も準備をして、予定では、聞いておりますのは、令和3年4月1日から取り入れたらどうだろうかということで進んでいるというふうには聞いています。

それで、それまでの状況について、しっかりこれから情報を仕入れながら考えていかなければならない。このようには考えていますけれども、あくまで、先ほども申しましたとおり、学校や教員の業務量を大幅に減らしていくこと、これと教員の長期休業中、夏などの長期休業中における研修を減らしていくこと、そういったことを前提として進めていくもんじゃないかなというふうには思っています。

絶対条件だとは思っていませんけれども、あくまでもそういった考えのもとで、先生方がより子供たちと日常的に、子供たちの近くでしっかりと、そばで教育ができる環境というのをつくっていかねばならないという視点でございますので、いろいろ考えながら、やっぱりこの変形労働時間制についても考えながら、そして国、県の状況もしっかり見ながら取り組みについて考えていきたいと、このように思っているところでございます。

また、最後になりますが、教員の増員ということについては、法の関係もございますけれども、その法の関係とか、加配の関係とか、そういったところも関係しておりますので、引き続きいろんな場面を通じまして、要望のほうは重ねていきたいと、このように思っているところでございます。

○議長（中川 裕之君） 赤松義生議員。

○議員（6番 赤松 義生君） それでは、2番目の質問に入ります。

昨日8日は、平和とジェンダー平等を求めて世界で行動する国際女性デーということで、全国各地でいろんな取り組みがなされたように聞いておりますが、このジェンダー平等については、これに関連するような形で、これまで細田議員さんのほうから何度か質問がされておりますが、私も質問いたします。

1995年、北京で開かれた第4回世界女性会議の行動綱領でジェンダー平等、ジェンダーの視点などを掲げたことが大きな契機となり、最近では2015年、国連のミレニアム開発目標の

後継として採択された、持続可能な開発目標でもジェンダー平等は目標の一つに掲げられ、全ての目標にジェンダーの視点が添えられました。

ジェンダーとは、社会が構成員に対して押しつける男らしさ、女らしさ、女性はこうあるべき、男性はこうあるべきなどの行動規範や役割分担などを指し、一般には社会的・文化的につくられた性差別と定義をされております。

ジェンダー平等社会を目指すとは、あらゆる分野での真の男女平等を求めるとともに、さらに進んで、男性も女性も多様な性を持つ人々も差別なく平等に尊厳を持ち、みずからの力を存分に発揮できるようになる社会を目指すということであると考えられます。

最近、こうした視点は急速に普及しつつありますが、平生町においても、こうした視点を町政の中に反映していく必要があると思っておりますが、そうした視点を反映させるために部署あるいは担当者を配置するなどの対応が必要と思っておりますが、町長の考えをお尋ねいたします。

そして、男女平等は重要な課題ですが、法律や制度の上では、一見、男女平等になったかのように見えますが、女性の社会的地位は低いままであり、根深い差別が残っていると言えます。平生町においては、まだまだ管理職に就かれている女性の方は少ないようですが、女性にその能力を発揮してもらうためにも、この平生町で管理職に登用する考えというか、政策があってもいいのではないかと思います、いかがでしょうか。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えいたします。

まず、ジェンダー平等についてのお話ありがとうございました。ご承知とは思いますが、ジェンダー平等とは、飢餓のない世界を実現し、全ての女性、男性、女兒、男児が十分な食料を確保する権利を含め、人権を確保するための前提条件でございます。

ジェンダーとは、生物学的な性別ではなく、歴史的、文化的、社会的に形成される男女の違いであり、ジェンダー平等の実現は17項目ある持続可能な開発目標、SDGsの5番目に掲げられております。しかしながら、世界の一部地域では、雇用機会の不平等、労働市場における男女間の格差、性的な暴力や虐待、公の意思形成における差別など存在し、依然としてジェンダー平等の大きな障害となっております。

ジェンダー平等に係る国の動向といたしましては、平成27年12月に策定した第4次男女共同参画基本計画において、男女共同参画社会の実現は少子高齢化が進み、人口減少に突入した社会において社会の多様性と活力を高め、経済が力強く発展していく観点や男女間の実質的な機会の平等を担保する観点から極めて重要であり、社会全体の取り組むべき最重要課題とし、あらゆる分野における女性の活躍、安全・安心な暮らしの実現、男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備、推進体制の整備・強化の4つの視点を強調し、さまざまな施策に取り組むこととしてお

ります。

本町におきましては、家庭、職場、地域、学校など、あらゆる場面において男女が社会の対等なパートナーとして、その個性と能力を発揮できる社会の実現を目指し、意識改革や環境改善を図るべく、第3次平生町男女共同参画プランを平成28年に策定し、男女がともに活躍できる地域社会づくり、男女共同参画社会づくりに向けた意識の改革、男女が健康で安心・安全に暮らせる社会づくり、男女間における暴力の根絶の4つの基本目標を掲げ、同計画を推進しているところでございます。

議員からのご指摘のジェンダー平等につきましては、今後、国の動向を注視しながら、同計画の取り組みを進めることにより、その実現を図ってまいりたいというふうに考えております。

それと、部署を、担当を置くべきではないかというご質問がございました。

本町では、まちづくりの一環として、男女共同参画についても取り組んでいるところでございまして、地域振興課が担当部署として施策を推進しているところでございます。ご質問のありました内容につきましても、新たに担当部署を置くというより、当該部署において一体的に考えていく必要があるというふうに考えております。

それから、町として、女性の管理職を登用するというお話でございました。

少子高齢化の進行とともに、労働力不足が懸念される中、女性の力が十分に発揮できる環境及び次代を担う子供たちの、健やかに育成させる環境整備が必要となっております。

このような状況を踏まえ、平成15年7月には、次世代育成支援対策推進法が、平成27年9月には、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律が制定されているところであります。

また、このような法律の規定に基づき、地方公共団体では仕事と家庭生活の両立及び女性職員の活躍について、職場を挙げて支援する環境を整備していくことを目的とした、特定事業主行動計画の策定が義務づけられておりまして、本町でも、現在、令和2年4月1日から令和7年3月31日までを計画期間とした計画を策定しているところで、同計画では、管理職における女性吏員の割合を現在の13.6%から、令和6年度までに15%とすることを目標としており、この目標値に向けた登用を計画していく予定でございます。

○議長（中川 裕之君） 赤松義生議員。

○議員（6番 赤松 義生君） 最初の質問につきましては、今までいろいろ地域振興課を中心にいろんな形で取り組んでられているというのがわかりました。

あと、管理職については、今、13.6%を15%に引き上げるということなんですが、私がもらっている配置表を見たら、課長補佐が2人、班長さんは1人、それから主査の方が2人というような感じなんですけど、これまで平生町の役場の中でも何人かの方が管理職を充ててもらえてこられたというふうには思っておりますが、やはり女性の持つ能力を十分に発揮してもらいた



めには、それはいろいろ、さまざまな条件もあるんですが、そういう形を支援しながら、やっぱり思い切って課長とかに据えるというような考えというか、政策というか、そのようなものがあったとしてもよろしいんじゃないかというふうには思っておりますが、その点について、再度、お願いをいたします。

○議長（中川 裕之君） ここで暫時休憩します。再開を午後1時といたします。

午後0時01分休憩

.....  
午後1時00分再開

○議長（中川 裕之君） 再開いたします。

浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 赤松議員にお答えいたします。

私どもの職員で管理職を、ぜひともということでございます。確かに、私も女性の管理職の方、たくさん増えてほしいというふうに思っております。職員の方が管理職になりたいかどうかという問題がありまして、本人が希望しない限りはなかなか難しいということで、まず私は管理職になりたいという意欲を持っておられる方をまず育てたいなというふうに思っております。

それから、ぜひスキルを身につけたいということであれば、幾らでも研修にも出してさしあげます。自治大学校だろうが、市町村アカデミーだろうが、行きたいということであれば、私はすぐに研修に出させてあげることは考えております。ですので、やっぱり意識改革を女性の方もしていただかないと、なかなかこれはうまくできないのではないかなというふうに思っております。去年は若い、入ってまだ、入庁5年ぐらいでしたかね、その方たちとちょっとお話をいろいろさせてもらったときに、女性の方には必ず言っていたんです。研修は受けなさいと、そして、上を目指しなさいということは皆さんに言いました。来年度にも女性の方がかなり入っていらっしゃるの、こちらの方にも初めに言っておきたいと思えます。管理職を目指せというふうに言っておこうかなと思っております。とにかく、本当に管理者になりたいという意識、意欲をぜひとも持っていただいて、仕事に励んでもらいたいなというふうに思っております。

私は、別に女性を管理職にさせないというつもりは毛頭ございません。本当になっただきたいと、頑張っただきたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 赤松義生議員。

○議員（6番 赤松 義生君） この件について町長の決意はよくわかりました。

ただ、私的にはやっぱりそういう意欲を持てるような役場にさせていただきたいということを強調して、次の質問に入らせていただきます。

それでは、3番目に、学校給食のあり方について質問いたします。

先般の全員協議会で、ある程度絞り込んだ案が示されました。私は、食育の面からも、地産地消の面からも、以前あった〇―157の問題なども考えると、現状の自校方式が最良の方式だと思っております。しかし、自校方式が一番財政負担が大きく、実現の可能性が一番難しいところにランクをされておりました。

私は、それでもその希望を捨ててはおりませんが、地産地消の視点は捨てずに、検討をしていただきたいと思っております。

その理由といたしましては、今、平生町で学校給食に食材を供給されているところとして、食材という場合には広い範囲になると思うんですが、私の知り得る範囲内では、特産品センターとほかに地域の昔ながらのお店屋さんという感じのお店が幾つか存在しております。この20年間というか、その間、平生の町も随分寂しくなったというふうに思っておりますが、そうした中で、そういう地域のお店屋さんが頑張っておられて、地域の皆さん方からは日用品が買えるとか、近くのお店を何とか利用したいと、そういう皆さんの要望に応えて、町に少しにぎわいをもたらすようなところで頑張っておられます。しかも、そういうお店屋さんには、こども110番のお店というようなのぼり旗も立っていて、青少年の健全育成というか、そういう点でも役割を果たしておられるようであります。

そうした、やっぱり地域のお店屋さんを続けていただくというか、そういうことが地域の活性化という点では第一歩にもなるかとも思うし、特に、それから特産品センターなんかは、やっぱり平生町で少しずつ農業を営む人たちにとっては販売する、そういう点では非常に大きな役割を果たしていると思っておりますが、そうした視点も考えながら、これから学校給食のあり方については検討していただきたいということでお尋ねをいたします。

○議長（中川 裕之君） 清時教育長。

○教育長（清時 崇文君） 学校給食のあり方についてのご質問にお答えをいたします。

まず現状でございますけれども、本町の学校給食は、ご案内のように3校とも学校建設当時から各校単独給食にて運営を行っております。給食形態は、主食では米飯給食が週4回、パンが週1回と、このようになっていまして、牛乳、副食を加えた完全給食でございます。

給食の食材調達でございますが、毎月1回、平生小学校に在籍しています栄養士を中心に、3校給食調理員、それと献立検討会を開催いたしまして、翌月分の材料を一括して仕入れ先に注文をしていると、発注をしているというところでございます。

各校で児童生徒数が違いますから、食材の調達は各学校で行っておりますけれども、町内で調達できる食材、鶏肉であったり野菜であったり果物であったり、そういうものについては全て町内商店を利用しております。

主食の米につきましては、山口県学校給食会を通して、全て平生町産米を仕入れることができる仕組みが整っているところでございます。

町内商店での仕入れ品目ではありますが、肉類で一つの商店、野菜、果物で4つの商店を利用しています。町内商店で仕入れできない食材については、県内の会社、商店を利用しており、年間を通して県産品使用率は約90%と非常に高い、これが特徴でもあります。

先般2月28日、全員協議会で今後の学校給食施設の方針、あり方についてご説明しました3つの案につきまして、今後、専門業者の手によります整備費、人件費、維持管理費等を分析、計画、これをもとに議会、住民及び保護者等の理解を得ることに努めまして、一つに選択を絞り込んでいくというようなことをご説明をしたところでございます。

今後、選択肢を、今申しあげましたように、一つに絞りこみをしていくわけですが、その中で、もしも柳井市との共同運営を選んだとしても、しっかりと協議を重ねる中で、町内の食材を供給している商店の現状と役割を考慮して町内の商店、食材を利用していただけのように要望していきたいと、このように考えているところでございまして、議員さんご指摘のように、地産地消の視点は忘れずに、今後、協議を重ねていきたいと考えているところでございます。

○議長（中川 裕之君） 赤松義生議員。

○議員（6番 赤松 義生君） 地産地消の視点は忘れずにこれからも取り組んでいくということをございましたので、ぜひそのようにしていただきたいということを強調して、次の質問に入らせていただきます。

上関の原発問題に関連する質問なのですが、昨年11月8日から今年1月30日にかけて、上関原発建設予定海域で計画していた海上ボーリング調査は、昨年12月16日に中断をしました。このことは、県知事が上関原発計画で最も影響を受ける祝島漁民の同意を求めることなくボーリング調査のための一般海域占用許可を認めたためであります。

また、10億8,000万円の補償金を受け取らずに反対を貫いている漁民がみずからの漁業権を行使し、漁を続けたからにはほかなりません。利害関係者の祝島漁民の同意を得ることなく申請を認めた県知事の判断について、町長の見解を求めるものであります。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 議員からご指摘のボーリング調査につきましては、令和元年10月8日に、中国電力株式会社が山口県に対して申請し、同月31日に許可したものであると認識しております。

同調査の内容につきましては、中国電力から発表された資料によりますと、令和元年11月14日から令和2年1月30日に中国電力が上関町大字長島西端海域においてボーリング調査を実施するものであります。

調査は、原子力発電所の安全審査に万全を期するため、平成29年度以降、実施されました調査で収集されたデータを多面的に補強し、異なる手法で評価することを目的として実施されるものであります。

県におかれましては、原子力発電所の安全審査に万全を期するためにボーリング調査を実施するという、中国電力の主張に合理性があるとの判断から許可に至ったと認識をしております。

○議長（中川 裕之君） 赤松義生議員。

○議員（6番 赤松 義生君） 原子力発電所の建設のための安全審査ということなのですが、それは私もわかりますけど、ただ、福島原発の事故以来、やっぱり平生町の町民の世論というのは大きく変化をして、私たちが実施をしたアンケート調査でも、全町で191の回収でしたけど、75%の方が反対というふうに答えておられますし、町でいろんな人と話をしても、いくら何でももうつくりゃあせんじやろうと、あんなものつくっちゃならんという声が大半になってはおります。

ただ、祝島の漁民の方々は、その漁業補償も受け取らずに反対という意思表示をずっと続けてこられたわけであって、そういう人たちの同意も得ることなく進めたということについては、これからも県にはぜひ考えていただきたいものだというふうに思っております。そのことだけを表明をしておいて、次の質問に移らせていただきます。

新型コロナウイルスの対応については、けさほども行政報告の中で教育行政においても一般行政においても一生懸命取り組んでおられるということが報告をされました。心からそのご苦勞に敬意を表したいというふうに思っております。

そこで、その新型コロナウイルスの感染防止ということでは、全国の小中学校に休校要請が行われ、つい先日は中国、韓国からの入国制限も閣議決定をされ、こうしたことによって経済にも社会にも深刻な影響を及ぼしておりますが、そうした中で私が一番気になるのは、国会に感染症の専門家を招いて、そこで与野党が一緒になって、そうした人の科学的な知見を共有しながら抜本的な対策に取り組んでいくと、そういうことが余り見えてこないところが私は少し気になっているところがございます。

そこでお尋ねをいたしますが、安倍首相は休校の要請をした翌日の国会でなぜ要請をしたかということには、合理的なその根拠は示さずに、要請に過ぎず法的拘束力はないとか、各学校、地域で柔軟にご判断いただきたいというふうに答弁をされているんですが、学校の休校について、科学的なその根拠が示されていたのかどうか、まず一つお尋ねをいたします。

平生町の対応として、保護者が仕事を休めない家庭の子供はどうなっているのでしょうか。

それから、3つ目に、児童クラブの開設時間が増えると思いますが、財源措置はあるのでしょうか。きょうの新聞を見たら、最初1万2,000円だったのが3万円にするというような記事

が載っておりましたが、お尋ねをいたします。

それから、4つ目に、休校の権限は教育委員会や校長にあります。保護者や子供たちの実態に即した柔軟な対応はできなかったものかということをお尋ねいたします。

○議長（中川 裕之君） 清時教育長。

○教育長（清時 崇文君） それでは、町内の小中学校の臨時休業に係る質問にまずはお答えいたします。

先月、2月27日に開催されました政府のコロナウイルス感染症対策本部において、今がまさに感染の流行を早期に収束するために極めて重要な時期であることを踏まえ、何より子供たちの健康、安全を第一に考えて、多くの子供たちや教職員が日常的に長時間集まることによる感染リスクにあらかじめ備えると、そういう観点から、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校における全国一斉の臨時休業を要請する方針が内閣総理大臣より示されました。これは、皆様、ご案内のとおりだと思います。

このことを受けまして、文科省からも3月2日から春の休業の廃止日までの間の学校保健安全法第20条に基づく臨時休業及び卒業式を実施する場合、その縮小や感染防止措置について通知が出されたところでございます。

こうした中、新型コロナウイルスの情報については、その特徴も含めて日々刻々と変化をしています。したがって、科学的根拠についてお示しすることができないことについては、ご承知のとおりだと考えます。しかしながら、感染にかかる不安の増大も考えられる中での要請でありますので、2月28日に臨時の校長会を開催し協議した上で、臨時休業の決定をさせていただきました。

次に、臨時休業中の子供の過ごし方について、保護者が仕事を休めない家庭の子供に係る質問ということでお答えをいたします。

まず、本町としては、要請のありました3月2日から各学校が一律に休業措置をとるのではなく、学習の補充について、臨時休業中の家庭での過ごし方について、また連絡体制の構築などの必要性から、3月2日、午後からの休業措置といたしました。

臨時休業中の過ごし方については、特に小学校では、その年齢や保護者の仕事の関係などから、全ての児童が自宅で過ごすことが難しいことにつきましては、十分に町が理解しており、臨時校長会での協議の中でも、自宅で過ごすことが難しい家庭について把握していく必要がある、このことについて確認をしていたところでございます。

自宅で過ごす子供、そして児童クラブを利用する子供、それ以外に保護者の仕事の関係や子供の年齢、特別支援学級在籍の子供など、日中、自宅で過ごすことが困難である家庭について連絡していただくように、学校や教育委員会に連絡していただくように文書を配布するとともに、

ホームページ上で臨時休業中における学校での児童の受け入れについてというページを3月2日にアップしまして、広くお伝えをいたしました。

学校の臨時休業に当たり、保護者の皆様にも混乱があったことについては、お許しをいただきたいと、このように思っているところでございます。

子供の過ごす場所につきましては、感染拡大の観点から自宅で過ごすことを原則としておりますけれども、状況によりまして、自宅以外にも児童クラブ、学校、それぞれに子供たちは過ごしていると、こういうところでございます。

そして最後の、権限ということについてでございますけれども、学校保健安全法では、出席停止を指示するのは校長でございます。学級閉鎖や臨時休業を行えるのは設置者である教育委員会、このようにされているところでございます。柔軟な対応ができたのではないかとというご質問で、先ほど申しあげたとおり、新型コロナウイルスの情報が日々刻々と変化し、感染に係る不安の増大も考えられる中、全国一斉の臨時休業の要請及び文部科学省からの通知を受け、臨時校長会での協議を通して、この休校に、臨時休業については決定させていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えいたします。

国から新型コロナウイルス感染症防止のため、全国全ての小学校、中学校、高等学校、特別支援学校について3月2日から春休みまで臨時休業するよう要請がございました。本町の小学校においても、先ほど教育長からお話がありましたとおり、3月2日の午後から臨時休業の措置をとっているところでございます。

一方で、放課後児童クラブにつきましては、共働き家庭などの小学生を対象としており、特に低学年の子供は留守番をすることが困難な場合もあり、感染予防に留意した上で、原則として放課後児童クラブを開所するよう、また開所時間については長期休暇などにおける開所時間に準じて、1日8時間開所するよう厚生労働省から通知がございました。

この通知に基づきまして、3月2日に各小学校を通じて保護者へ児童クラブの開所に関するお知らせを配布し、平生、佐賀、2カ所の放課後児童クラブを3月3日午前8時30分から午後6時まで開所することとし、現在、利用している児童について受け入れを行っております。また、長期休業中、夏休みのみの利用希望者、児童につきましても、希望のあった児童について、希望日から受け入れを行っております。

なお、新規に児童クラブ入会を希望される児童については、入会申込書と保護者の就労証明書を町民福祉課へ提出してもらうことでお知らせをいたしましたが、現時点では入会希望者はいな

い状況です。

今回の学校の臨時休業は新型コロナウイルスの感染防止が最大の目的であり、児童クラブに預けるより、自分で子供を見守るほうが安全と判断された保護者も多く、3月から児童クラブを退会された児童も33名に上がっております。

また、特別支援学校等に在籍している児童等についても、放課後等デイサービスなど、地域の障害福祉サービス事業所で受け入れを行っており、大きな混乱はないというふうに聞いております。

それから、財源措置のお話がありました。放課後児童クラブにつきましては、放課後に児童を預かり、保護者の仕事と子育ての両立支援を行うとともに、児童の自主性や社会性を養うことを目的として、本町では平生中央児童館、佐賀保育園または夏休み期間には、平生小学校の3施設で事業を行っております。

このたび、安倍首相より新型コロナウイルス感染症防止のため、全国全ての公立の小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校について、臨時休業するよう要請がございまして、本町の小中学校においても、3月2日の午後から臨時休業の措置をとっております。

また、放課後児童クラブに関しましても、小学校の臨時休業中は朝から開所するよう要請もあり、3月3日から児童の受け入れを行っているところでございます。

議員から財源措置はあるのかとご質問いただきましたが、2月28日付で内閣府参事官及び厚生労働省連名による新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連して、放課後児童健全育成事業に対する財政措置についての通知がありました。

通知の内容といたしましては、今般の対応に伴い、追加で生じる放課後児童健全育成事業に係る費用については、内閣府計上の令和元年度子ども・子育て支援交付金において、小学校の臨時休業に伴い、午前中から児童クラブを運営する場合には、1日当たり1施設1万200円、また小学校の臨時休業に伴い、支援の単位を新たに設けて、児童クラブを運営する場合は、1日当たり3万6,000円の加算を創設し、保護者負担は求めず、国庫負担割合10分の10として補助する予定といった内容のものがございまして、児童クラブの開設時間追加分の財源措置は設けてあります。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 赤松義生議員。

○議員（6番 赤松 義生君） 教育長さんから詳しく説明をいただきまして、こういう緊急な条件の中におきながらも、いろんな場合を想定されて、きめ細かい対応をとられているということで安心をいたしております。

ということを申しあげまして、私の質問を終わります。

.....  
○議長（中川 裕之君） 松本武士議員。

○議員（5番 松本 武士君） 立憲民主党の松本武士です。一般質問させていただきます。

まずは、1つ目の質問は、SDG sについてです。

具体的な質問の前にSDG sという言葉を知らない方が多いと思われるので、簡単に説明します。

SDG sとは、サステイナブル・デベロップメント・ゴールズという言葉の略称で、訳せば持続可能な開発目標となります。これは、2015年の国連サミットで国連に加盟する全ての国が合意した目標です。

これまでの先進国、途上国の抱える課題を洗い出し、誰一人置き去りにすることのない社会の実現のために、貧困、飢餓、教育など、達成すべき17個の目標、いわゆるゴールと169のターゲットが掲げられています。

その17個の目標を大きく分ければ、3つに分けられ、1つ目は社会に関すること、2つ目は雇用のこと、3つ目は環境に関することです。これらの目標をみんなで協力、連携しながら達成していこうという試みがSDG sです。

国のほうでも、日本としての役割を果たすために、SDG s推進本部を設置し、関係省庁と政府が一体で取り組む体制を構築しました。国が策定した実施指針では、SDG sを全国的に推進するために、全国の地方自治体が積極的にかかわっていくことを期待していき、各種計画や戦略、方針の策定や改定に当たっては、SDG sの要素を最大限反映することを奨励しています。

平成30年6月15日には、内閣府においてSDG sの達成に向けたすぐれた取り組みを提案する29都市がSDG s未来都市に選定され、山口県では宇部市が選定されました。宇部市の第4次総合計画後期実行計画では、5つのイメージを2030年のあるべき姿とし、SDG sの達成を目指しています。

日本創成会議にて消滅可能性都市として発表された平生町は、持続可能なまちとなるべく、かなり努力しなければならないと私は考えております。SDG sの指標を第5次総合計画にも盛り込み、確実に持続可能なまちになるよう取り組めないでしょうか。

また、SDG sはまだ聞きなれない事業ですので、確認なのですが、目標達成に向けて自治体が果たす役割を平生町ではどの程度理解されているのでしょうか。さらに、担当部署を設置すれば、よりスムーズに取り組んでいけると思うのですが、今後、担当部署を設置しますでしょうか。

そして最後に、フードバンク事業に取り組んではという提案です。

日にちに問題がないのに商品として販売できない食品を無償で引き取り、児童や生活困窮者のための福祉施設に渡し、消費してもらう活動をフードバンクといいます。



フードバンクの活動は、SDGsの17の目標のうち、目標2「飢餓をゼロに」の達成に大きく貢献する活動です。また、廃棄される食品を有効活用するので、目標12「つくる責任、使う責任」とのかかわりも大きくあります。さらに、世界の温室効果ガスの排出量の10%が食品廃棄物だということを考えれば、目標13の「気候変動に具体的な対策を」にもかかわります。

山口県では、平成30年度モデル事業として、利用者や家庭から出る未利用の食品がNPO法人フードバンク山口に集まる仕組みづくりを行っております。農林水産省においても、食品情報仲介システムを構築し、フードバンクの支援を強化する方針を1月に明らかにしております。このような流れがあるので取り組みやすいとは思いますが、SDGsの取り組みとして、フードバンク事業に平生町も取り組んではいかがでしょうか。

以上4点、ご答弁をお願いします。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 松本議員のご質問にお答えいたします。

まず初めに、第5次総合計画に盛り込めないかというお話でございました。国においては、令和元年12月20日に決定されました総合戦略におきまして、持続可能なまちづくりや地域活性化に向けて取り組みを推進するに当たっては、SDGsの理念に沿って進めていくことにより、政策全体の最適化や地域課題解決の加速化という相乗効果が期待でき、地方創生への取り組みの一層の充実、進化につながるものがうたわれております。

このため、本町においては、SDGsを原動力とした地方創生を推進するため、国が作成したSDGs実施指針や第2期総合戦略を踏まえ、SDGsを構成する意欲目標と行動目標評価指数を参考に、本町の実情にあわせて、持続可能なローカル指標を設定し、第5次総合計画を作成していきたいというふうに考えております。

それとあと、自治体が果たす役割でございますが、先ほども申しあげました、国において設置されました自治体SDGs推進のための有識者検討会において、自治体におけるSDGsの推進に当たっては、2030年のあるべき姿を見据えた将来のビジョンづくり、部局を横断する推進組織の体制づくり、総合計画、環境基本計画等の各種計画にSDGsの要素を反映すること、住民、企業、各種団体等とのステークホルダーとの連携等について取り組むことが重要であることとされております。

少子高齢化をはじめ、生産性年齢人口が急減している地域社会においては、地域の経済基盤となる地域企業の意義や医療介護サービスの担い手確保、交通システムの維持や老朽化するインフラへの対応など、課題が山積みしております。

同検討会での方針等を踏まえ、コミュニティ再生や少子高齢化、教育、雇用など、世界共通の指標であるSDGsを活用することにより、地域課題の解決を図り、持続可能な地域社会を目指

すことが自治体に求められていると、役割であると考えております。

今後、担当部署を設置するかというご質問ですが、SDGsの達成に向けた17の設定目標には、多岐にわたる分野の取り組み事例が挙げられており、自治体が取り組むべき事業も各課にまたがっているところで、その個々の事業を効果的に取り組むためには、専門性のあるそれぞれの部署で担っていく必要があるものと考えております。

今後、それらを統括する担当部署及び体制づくりについては、総合計画及び総合戦略の策定状況を踏まえ、あわせて今後の状況を見ながら、必要に応じて対処してまいりたいというふうに考えております。

フードバンク事業に取り組めないかというご質問がございました。

フードバンク事業につきましては、品質には問題ないものの、包装不備などで市場での流通が困難になり、商品価値を失った商品を従来、製造メーカーや外食産業等は廃棄をしておりました。

こうした食品の提供を原則無償で受け、生活困窮者を支援しているNPO等の市民団体を通じて、児童施設入居者や子ども食堂など、生活困窮者に供給する事業であります。

山口県内では、この大規模事業者として特定非営利活動法人フードバンク山口のみが実施をしております。フードバンク山口は、2014年3月11日に設立され、2017年7月20日に法人格を取得され、県内の企業、個人から市場流通が困難な食品や季節ものなどの廃棄される食品や過剰在庫品、自治体等で保管されている災害備蓄品や家庭で眠っている食品の寄附を受け、子ども食堂や母子生活支援施設などの施設及び生活困窮世帯へ食品を提供し、支援を行っております。

また、県内には34カ所のフードバンクポストも設置して、幅広く食品の提供を受けております。

また、山口県の取り組みといたしまして、いまだにフードバンク事業の取り組みについて定着していない状況にあり、県内での定着に向け、イベント等を活用したり、県庁にフードバンクポストを設置し、普及啓発に努めているところでございます。

平生町の取り組みでございますが、本町でできる取り組みといたしましては、市民団体やボランティア団体等にフードバンク事業への支援などの働きかけを行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 松本武士議員。

○議員（5番 松本 武士君） ありがとうございます。かなり前向きなご答弁いただいたと思うんですが、SDGs、まだまだ広まってきてないような感じがあるので、ぜひ指針を盛り込んでやっていけるように、よろしく願います。

フードバンク事業のほうですね、私は前から使わなくなった食料を捨てるということがかなり、日本は特に食品廃棄物が多いということで、そこら辺も関連して、注目しているんですが、市民団体のフードバンク事業の、やるとしたら支援をしていこうというご答弁もいただいたので、今後とも計画のほうでも、そういったことも盛り込んでいただいて、ぜひ実行に向けて、行政のほうも動いていただきたいと思います。

再質問なんですが、先ほどちょっと言いました、SDG s 未来都市、これを内閣府のほうは選定しているんですね。2024年までに随時やっていって、上限3,000万円の補助を出すような事業らしいんですが、こういう、SDG s 未来都市に平生町も応募してみて、やってみてはどうかというんですか、そこら辺の町長の意気込みというか、ありましたら、ぜひお聞かせ願いたいんですが、よろしくをお願いします。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） ちょっと莫大な、多分仕事量があるかとは思いますが、できる範囲で、できるところからやっていければいいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 松本武士議員。

○議員（5番 松本 武士君） 先ほど町長もいろんな課にまたがっているというご発言ありましたとおり、SDG s の関連予算というのを見ますと、とにかくいっぱいあります。それで、そのメニューの中からどれを選んで、平生町に合うような施策を構築するかというのは検討していただければと思いますので、今後ともよろしくお願いします。

それでは、次の質問に移ろうと思います。

次の2問目は、少子化対策についてということで質問させていただきます。

2019年の出生数が過去最少の86万4,000人、これ、大体なんでちょっと正確じゃないんですが、それで、平生町未来戦略における平成31年の数値目標は合計特殊出生率が1.7、出生数が100人以上という目標が書かれていますが、平成27年から平成31年の人口動態出生数を見ると、平成27年は75人、28年は84人、29年は58人、30年は53人、平成31年、これはまだちょっと、まだ出てませんが、年度で区切っているんで出てないんですが、大体78人、約80人ぐらいじゃないかという、私はちょっと聞いておるんですが、ちょっと間違ったらご訂正をお願いします。この数字でいくとかなり厳しい状況であります。新年度予算ではこのような結果をどのように捉え、少子化対策をなされたのでしょうか。

私の主観なんですが、今回の新年度予算でも、ちょっと100人以上という出生数を達成するのは十分じゃないとは思っているんですが、例えば、少子化対策に力を入れるフランスでは、出産や不妊治療にかかわる医療費には全て健康保険が適用されます。こういう不妊治療の保険適用、

また出産祝い金ですよね、こういうのはできないものでしょうか。平生町で無理なら、県、国に要望してはどうでしょうか。

また、あと、兵庫県明石市や岡山県奈義町のように、もっと少子化対策はできないのでしょうか。明石市や奈義町は財政をやりくりして少子化対策の予算を捻出しているようです。明石市は、公共の無駄の削減から始め、市役所の組織再編などで職員の数を1割減らし、給与も一律4%減らしたそうです。

また、公共事業を減らし、下水道整備計画に基づく予算総額を600億円から150億円に削減するなどして予算を捻出しています。

なお、2019年6月の定例会で基金の取り崩しを考えてはどうかと私もちょっと聞いたんですが、基金の取り崩しでなくてもいいんですが、少子化対策のためにやりくりし、平生町ももっと少子化対策に財源を捻出できないものでしょうか。

以上、3点よろしくお願ひします。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） まず、平生町未来戦略における目標と現実の合計特殊出生率・出生数の数が違ふと、その数の差はどうかということでございました。

平生町人口ビジョンは、国のまち・ひと・しごと創生長期ビジョンの趣旨を尊重し、本町における人口の現状の分析を行い、人口に関する住民の認識を共有し、今後、目指すべき将来の方向と人口の将来展望を示すものとして2015年に策定されました。その中で、町の人口は、何もしなければ平成72年に7,161人まで減少する推計がされております。

人口減少に歯どめをかけるには、転入増と転出抑制による社会増を拡大していくこと、出生数の減少等による自然減を抑制していくことが重要でございます。そのため、平成47年をめどに社会増を若年層を中心に収束させることや、人口の自然減を抑制することを目指し、合計特殊出生率を平成42年に1.90、平成52年に人口置換水準、人口を維持するために必要な率を2.07まで上昇させることとし、人口の将来展望については2060年の人口を9,209人といたしました。また、平成31年の数値目標を合計特殊出生率1.70、出生数100人以上と設定をいたしましたところでございます。

出生数の状況につきましては、平生町人口ビジョンに策定された平成27年度は75人、28年度は84人、29年度は58人、30年度は53人、令和元年度につきましては、まだ推計でございますが、75人となっており、数値目標の達成は厳しい状況となっております。

町の取り組みでございますけれども、平生町未来戦略には当初の2060年の人口は先ほども申しあげましたとおり、7,200人まで落ち込むという予想をしております、これが起こらないように当町の特色を生かしたまちづくりを進めることで、しごとづくり、ひとづくり、まち

づくりの好循環を確立し、将来にわたって活力ある地域社会を実現することを目指し、当面5カ年の目標や施策の基本的方針、具体的な施策が示されております。

未来戦略の政策目標といたしまして、若い世代が安心して結婚、出産、子育てができる環境の整備を掲げ、数値目標として、先ほど申しあげましたとおりでございます。この数値目標の達成のため、この間さまざまな事業を行ってまいりました。安心して出産できる環境づくりといたしまして、地域で唯一出産が可能な周東総合病院の産科医の負担を軽減するため、診療所の医師が当直を行う体制を整備する周産期医療支援事業、分娩取り扱い件数において補助金を交付する産科医等確保支援事業、不妊治療を受けた町民に対しまして3万円を限度とし、助成する一般不妊治療費助成事業などを実施してまいりました。また実施しております。また、平成30年度からは産後うつ予防を図るため、産婦健康診査事業に取り組んでおります。

次に、安心して子育てができる環境づくりといたしまして、小児の救急医療体制を確保するため、小児救急医療確保支援事業や、育児不安を解消するために育児学級事業や乳児家庭の全戸訪問事業などに取り組んでまいりました。

平成30年10月からは、妊娠・出産から子育て期まで切れ目のない相談や、支援を行う子育て世代包括支援センターカンガールームを開設し、妊娠・出産・子育てのさまざまな相談に応じ、関係機関と連携を図り、必要なサービスが円滑に利用できるような支援を行っています。また、産婦の心身のケアや育児に対する不安軽減を図るため、宿泊または日帰りで支援を行う産後ケア事業に新たにに取り組んでおります。

このように安心して出産や子育てができるよう、さまざまな事業に取り組んでおりますが、先ほども申しあげましたとおり、出生数につきましては減ってきておりますが、今年度は何とか若干ですけれども、上向きになったかなというふうに思っておりますが、未来戦略の成果目標の出生数100以上の目標値は大きく下回る状況となっておりますが、出生数は年度により増減があるため、詳細な分析を行ってはおりませんのでよくわかりませんが、出生数を増加させるには若い世代の移住者を増やす必要があるというふうに考えているところでございます。

岡山県奈義町は人口5,900人弱の小さな自治体ではございますが、2014年の合計特殊出生率が2.81となり、全国的に注目された町でございます。奈義町では、子供の数が減少していく要因の一つとして、子育ての費用負担が大きいと考え、支援の充実を図ることとし、若い世代の移住者を増やすための誘致策となるような施策を行っております。奈義町の先進事例に学ぶべきところは学び、今後の施策を考える上で参考にしてまいりたいというふうに思っております。

先ほども申しあげましたが、私どもといたしましては、来年度でございますけれども、町民福祉課所管事業で少子化対策の新たな取り組みといたしまして、乳幼児福祉医療費助成事業の拡大

を図っております。具体的には、現行の所得制限を撤廃し、保護者が支払う医療費の自己負担額の無償化を図ります。開始時期は、受給者証の更新に合わせて8月からとさせていただきます。

また、山口県の少子化対策事業として「幸せ舞い米！多子世帯応援事業」が令和2年度から開始する予定であります。この事業は、山口県内に住所があり、第3子以降の子供を出産した世帯にお祝い状と、お祝い品として県産米60キログラムを贈呈する事業で、本町でもこの事業を町民福祉課が窓口となって県の新規事業に協力してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 松本武士議員。

○議員（5番 松本 武士君） 私、3つ質問させてもらって、ご答弁お願いしますと、いただけるかと思ったんですが、まだ再質問なので改めてちょっとお聞きします。

先ほどの町長のご答弁の中でちょっと気になるご発言があったんですけど、詳細な分析を行っていないというご答弁をいただいたと思うんですが、たしか未来戦略はPDCAサイクルでいろいろやって、それで事業実績を出してその中を分析してやっていくんじゃないのかと。だから、分析はされていますよね。ちょっとそこら辺を確認させてください。

先ほど2番目の質問ということで、不妊治療の保険適用や出産祝い金、そこら辺が町でできないなら県、国に要望してやろうかということ、あとその財源の捻出です。もっとできないのかという、そこら辺をもう一度お願いします。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えいたします。

財源の手当につきましては、やはりまずは国がちゃんとした対応をとっていただきたいというふうに思っておりますし、県に対しても要望してまいりたいというふうに思っております。私ども平生町も財政的にそんなに余裕のある団体ではございませんので、やはりそういう国とか県からの財源をいただいて、そういう少子化対策を行っていくことがいいのかなというふうに思っております。

また、先ほど詳細な分析はしていないと申しあげましたけれど、詳細な分析というのは要するに、お子様を産むかどうかとか、そういう個人的なものもあると思うんです。なぜ子供を産まないか、いろんな事情があると思うんです。もちろん、欲しいけれど子供ができないという方もいらっしゃるでしょうし、子供を育てられないと思っておられる方もいらっしゃるでしょうし、そういう心、気持ちにまで入り込んで詳細に調査はできないという趣旨で申しあげたつもりでございます。

財源につきましては、いろいろといろんなところを見ながら、アンテナをよく立てて財源を探してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 松本武士議員。

○議員（5番 松本 武士君） そういう個人の都合を詮索するのはちょっと難しいということの発言だったということで、わかりました。

あと国と県ですよ。私もいろんな記事を見ながら、国と県も何かいろいろ例えば子育てのための休んだときの有休ですか、それを拡充したり、先ほど町長が言われた双子や三つ子ですか、そういう家庭にはちゃんとしたケアをするみたいな記事を、何かちょっとこれでもう一人、二人ちゅうのをやろうという気になるような感じにはちょっと思えなくて、本当に国、県が少子化対策に本腰を入れているのかなあとちょっと疑心暗鬼になりそうな感じなんですよ。

少子化の原因というのは、統計学的に見て未婚化が激しいという有識者の見解があるんですが、20代、30代、先ほど前の一般質問の方でちょっと言われた非正規の方が日本は多いので、そこら辺の収入の不安定というか、そういうところをケアしてあげないと出生率というのは増えていかないんじゃないかなと思うんですよ。

あと子供が大きくなったときに高校や大学に入れようとしたら、大きな金が必要で貯蓄しないといけないとか教育資金とか、そういうところの不安を解決していかなくちゃいけないというふうには思うんですけど、そこら辺のケアというか——そこら辺を国と県にやってほしいと言われてそれまでですけど、町長としてはどのように考えていらっしゃるのか、最後にお聞きして終わりたいと思うんですが、よろしく願いいたします。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） おっしゃるとおり、結婚をしないという方が結構増えてきてはおります、確かに。ただ、私、思うんですけど、都会は多いと思うんですよ。

逆に、田舎のほうは結構高いんじゃないかなというふうに思っております。なぜかと言うと、基本的にまず住む土地がある。また、そんなにたくさん収入がなくても何とか生活ができるということで、都会より少しは結婚される方が多いのかなというふうに思っておりますが、これは一つの都会に対するアドバンテージ、よいことだと私は思っておりますので、定住という形で都会からこちらに家を建てて住んでいただくということを積極的に行ってまいりたいなというふうに思っております。

また、予算の話ですが、やっぱりなかなか難しいとは思いますが、先ほども申しましたとおり、奈義町がやった施策というのはかなり思い切った施策をされていると思います。私どもよりも半分ぐらいの人口のところでございますけれども、私も一生懸命あれをもう一度よく見させていただいて、平生町でできる施策はないだろうかということは一生懸命に考えさせていただきたいなというふうに思っております。

何分、子供が平生町に少ないというのは、私も帰ってきて実感しました。本当に少ないなというふうに思いましたので、何とか平生町に子供がたくさん遊んでいる姿が見られるようにしていきたいと私自身もそう思っております。私でできることがあれば一生懸命汗をかいて、実行できるものについて一生懸命頑張りますので——実行できないものはもちろん何とかして実行していこうかなとは思いますが、何分、先ほども申しあげましたとおり、財源に余裕がありませんので、その辺をうまくどのように使っていくかというのを含めて本当に知恵と工夫しながらやっていくしかないかなというふうに思っております。

その辺、皆様のご協力、ご支援をいただきたいなというふうに思っておりますので、よろしくお願ひ申しあげます。

以上です。

○議長（中川 裕之君） ここで暫時休憩します。再開を2時10分とします。

午後2時02分休憩

.....

午後2時10分再開

○議長（中川 裕之君） 再開いたします。

中本敦子議員。

○議員（3番 中本 敦子さん） 通告のとおり、質問させていただきます。

県内で新型コロナウイルス感染者が確認され、県内の議会でも拡大防止に一体となって協力する対応がなされています。大変なときだけに質問は心苦しく迷いましたが、町民の声を届けるため、私なりに簡潔に質問させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

1問目です。新型コロナウイルスによる肺炎の感染症の対応についてです。

町民の皆様は、新型コロナウイルスについて、毎日の報道等に注意深く耳を傾けています。町民の不安をあおらないためにも、先ほど行政報告の中で町長さんより伺いましたが、町長さんからもう一度、平生町の現状と今後の対策、メッセージ等がございましたらと思います。

私の自治会では3月1日には、全戸配布の新型コロナウイルスを防ぐにはという1枚紙のチラシが配られ、動きが早いなとうれしく、ありがたく思ったところです。

教育現場について、教育長さんに学校の休校に関し、対策、学習、行動面など異例事態は大変と察しております。やはり同じく子供が学校に行かない町民も心配しておりますので、大変でしょうが、もう一度簡単に結構ですので、町民向けにお話をお聞かせください。よろしくお願ひいたします。

○議長（中川 裕之君） 清時教育長。

○教育長（清時 崇文君） それでは、町内小中学校に係る新型コロナウイルス感染症、これの現



状と対応ということでお話しさせていただきます。

全国一斉の臨時休業の要請を受けまして、町内小中学校では3月2日午後から休業として、各学校には知恵を絞ってもらって、例えば授業がなくなるわけですから、その間やるべきこと、学習の遅れにつながらないようにプリントを配布するとか、どのように確認するとか、そういった学習の補充についての措置や臨時休業中での家庭での過ごし方、そして臨時休業中の連絡体制の構築と、こういったことなどについて共有周知を3月2日の午前中までに図ってきたということでございます。

現状では、子供たちは日中は自宅を原則としながらも、児童クラブや学校を活用して生活しているところです。教職員は通常勤務の中で、子供や保護者への連絡については、一斉メール配信という方法もございますけれども、基本的には子供の様子の確認については、小学校においては家庭訪問、そして中学校においては電話での連絡、ここを中心にして行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 新型コロナウイルスによる肺炎の感染症の対応につきまして、現状と今後の対策につきましてお話しさせていただきます。

先ほども申しあげましたとおり、新型コロナウイルス感染症への対応につきましては、2月3日に、副町長を会長といたします平生町新型コロナウイルス対策庁内連絡会議を設置し、状況の情報共有と今後の対応について協議をしております。

また、2月25日には、町長を本部長とする新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、27日に第1回会議を開催、3月中に開催予定の町主催行事について原則中止または廃止にすることを決定いたしました。その後の情勢の変化に伴い、2月28日に第2回対策本部会議を開催し、公立学校の休業要請に係る町立学校の対応について教育委員会から報告を受けるとともに、町の児童クラブの対応について協議をいたしました。また、3月2日に第3回、3月4日には第4回対策本部を開催し、その時々状況について情報を共有し、今後の対応について協議を行っております。

町民への情報発信といたしましては、2月5日、町ホームページに新型コロナウイルス感染症のページを開設し、厚生労働省及び山口県等からの情報も含めた必要な情報の掲載を始めております。また、2月28日に、新型コロナウイルスについての正しい理解と日常生活で気をつけること等が記載されたリーフレット「新型コロナウイルスを防ぐには」を全戸配布するとともに、役場や地域交流センター等の公共施設に掲示をいたしております。

新型コロナウイルス感染症の予防には、飛沫感染、接触感染を防ぐために帰宅時や調理の前後、

食事前などに石けんやアルコール消毒液による小まめな手洗いと、自分のせきやくしゃみの飛沫で他の人に感染させないために、マスクやハンカチを使って口や鼻を押さえる等のせきエチケットの徹底が重要といわれております。これらは風邪や季節性インフルエンザなど基本的な冬の感染症予防対策と同様でありまして、今後も各家庭において実践することでさまざまな感染症の予防につながるものと考えております。

町といたしましては、今後の状況の変化に対応し、その時々で適切な判断を行っていくよう努めるとともに、必要な情報を町民の皆様にお届けし、各家庭で感染症対策に取り組んでいただけるよう努めてまいります。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 中本敦子議員。

○議員（3番 中本 敦子さん） 何度もご説明いただきましてよくわかりました。

今後の対策として2点、提案です。

提案の一つは、意識向上と啓発です。常日ごろから家庭内でウイルスの知識を知ること、換気の大切さ、マスク、アルコールを常備、必需品として用意し、保管する。手洗い、うがいを奨励し、しつけとして習慣化すれば毎朝、顔を洗うのと同じで、何の抵抗もなく身だしなみとして身につくのではなかろうかということです。

提案の2つ目は、マスク購入に岩国から下松あたりまで行った話を伺いました。平生町でマスクを備蓄し、災害時いつでもどこでも要求されたとき、配布でも販売でもよいのですが、対応できる環境をつくるのも住民の不安感の解消になると思われまます。これは提案です。いかがでしょうか。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 提案いただきました。本当にエチケットといえますか、習慣的に手洗いや消毒をするということは確かに必要だと思います。

また、先ほどマスクのお話がありました。現在、全国的にマスクが不足をしております。入手が困難になっておりますが、経済産業省によると、国内メーカーでは24時間体制で通常の3倍の増産を続けており、週1億枚の供給が確保される見込みであり、中国等から1,000枚レベルで輸入を再開しておりまして、4月以降さらに輸入増を目指しているとしております。

また、政府は、国民生活安定緊急措置法に基づき、マスクのメーカーに対して国への売り渡しを指示し、一括して買い取ったマスクを感染拡大が深刻な北海道の市町村へ配布する方針を決定いたしております。

また、先日、転売の禁止も行われたところでございます。このことから、メーカーが生産、輸入したマスクは、まずは国による買い取り、医療機関や高齢者が多く利用する施設、公共交通機

関などにおけるニーズに応え、最優先的に出荷することとなるため、店頭に並ぶまでには時間を要する見込みとなっております。

町においては、町内に新型インフルエンザ等感染症が発生した場合に備えて、町職員が感染者の状況の把握や消毒作業に当たる際に使用するため、消毒作業感染緊急対策セットを備蓄しております。また、業務の継続の観点から、職員の感染防止に使用する感染防止対策セットやアルコール消毒液を備蓄しており、このたび備蓄していた資機材の中からマスクを町主催の行事において提供し、新型コロナウイルスの感染拡大防止のために活用したところでございます。

今後、県東部地区で感染者が確認されれば、町の通常業務においても職員にマスクを着用させる予定としております。今後の感染症の発生に備えるため、一定の備蓄は必要なことから、毎年度計画的に購入してまいりたいと考えております。

備蓄状況でございますが、消毒作業感染緊急対策セットが205個、それから感染防止対策セット93個、それからアルコール消毒液が58個あります。

先ほど申しあげました感染防止対策セットの中に、ごく普通に使われるマスクと、もう少し頑丈なものがセットとして1個の中に50枚入っておりますので、93掛ける50ということになります。また、アルコール消毒液も1リットルが53個ございます。

以上でございます。

○議長（中川 裕之君） 中本敦子議員。

○議員（3番 中本 敦子さん） よくわかりました。

2問目の質問に移らせていただきます。持続可能な団体活動についてです。

町発展のため、町民の協力は不可欠です。平生町も団体組織が活動され、長年貢献されてきていますが、人口減少をもとに年々高齢化、人手不足、担い手不足などと厳しい状況になってきています。これは職員のせいでもなく、五、六年前に比べて今、職員が頑張っていて、オリーブ植栽のときも町民の中に溶け込み、協力的だったと思います。

職員の動きの一例を話してみたいと思います。

昨年のことですが、近所の高齢者のひとり住まいの人の話です。引き落としにしているのに、税金を支払うように役場から手紙が来た。どうしようかと思っせんなかったが、周南市の熊毛から娘が来たので、車で一緒に役場に連れていってもらった。税務課の人が丁寧に説明してくれ、支払うところまでわざわざ連れていってくれて、びっくりした。娘も、丁寧な役場だねえと感心していたんよ、と喜んで話されました。

今、変化していく実情をみんなで共有し、平生町発展のため、必要な協力団体として質の向上や発展を願い、町民皆さんが喜び、夢のある活動が持続できるよう、各団体のよいところや諸課題を今以上に一緒に考える改革の時期に来ているのではないかと感じますが、どのように感じら

れているでしょうか。お伺いします。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えいたします。

確かに高齢化等によりまして、いろんな団体の活動が窮屈になっているという状況は、ご承知のとおりだと思います。持続可能な行政といいますか、団体の活動につきましては、およそどのような団体も皆さん高齢化等によりまして大変継続、維持していくのは難しい状況だという話はいろんなところで聞いております。若い人たちがあまりいらっしやらないし、なかなかそういう活動にも参加をしてくれないというのが現状かと思っております。

そうは言いますが、大変必要な行事、団体でございますので、いろいろとやっていただかなければいけないと私は思っております。でも、やはり地元の皆さんと協力しながらやって続けていただくということをお願いするしかないんですけども、先ほどからの話にもありましたとおり、やはり職員がその団体に行って一緒になって、どういう解決策があるのかということまで含めて一緒にやっついていかないと、なかなかこの状況を打破する、改善することは難しいと思っております。一つの団体だけで活動するのが難しければ、また違う団体と一緒にやって——一緒になるというのは、その一つの団体になるという意味じゃなくて、お手伝いをするというような、お互いがやっついていく必要があるのではないかなというふうに私も思っております。

ご承知のとおり、どんでん押山の開催を2回やっついていただいておりますが、やはり本当に佐賀地区ですとやってこられた伝統芸能・文化がなくなりまして、みんなで知恵を絞って、佐賀地区だけでやるのはもう無理だなということで町内・町外にも声をかけまして、それで復活して、どんでん押山がまた見られるようになりました。皆さん、本当にいろんなところの団体も大変厳しい状況ではあると思っておりますが、こうやって知恵を出しながら、みんなが一緒になって平生町を担っている皆さんとともにやっついていきたいなというふうに思っております。本当に私も大変危惧をしているところではございますけれども、かといって、じゃあいないからやめますというわけにもなかなかいかないもので、何とか知恵を絞りながら持続可能な団体活動を行っていただきたいなと思っております。

町としても、できるだけお力添えをさせていただきたいなというふうに思っておりますので、ぜひともご相談いただければと思っておりますので、皆さん、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 中本敦子議員。

○議員（3番 中本 敦子さん） 組織の明確化、事業の見直し、新しい組織、コミュニティ協議会との関係、枝が折れないうちにまた一つ枝葉を増やせば、芯の役割ができないような気がします。一人が何役も兼ねる状況で、郡、県などにもある大きな母体組織の団体でさえ存続が揺らい

でいます。

先ほども申しましたが、町長さんも危惧されておりますが、活動は年々厳しく、また町の財政状況もよく承知しています。持続可能な方法をとともに考え、協力して明るいまちづくりを願っていますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 答弁、要りますよね。

○議員（3番 中本 敦子さん） いいです。

○議長（中川 裕之君） はい。

.....

○議長（中川 裕之君） 河内山宏充議員。

○議員（10番 河内山宏充君） それでは、3点にわたって一般質問を行います。

まず、1点目です。国の制度の活用についてということで、質問の要旨は3点です。

国の制度は活用されているかということ。それと災害事後における国への情報収集策、情報収集法です。それと一例を挙げて農林水産省の制度の活用について。以上、3点のことをお尋ねいたします。

まず、質問する理由を申しあげます。なぜ質問するかと申しあげますと、2月の13日と18日だったですか、NHKの総合テレビのニュースです。6時40分ぐらいだったと思うんですけど、それぞれ今から申しあげること、2点両方申しあげます。

島根県江津市、また山口県の光市では、平成30年7月の豪雨災害時における家屋の解体費用、これは後に国の指定がありまして、半壊以上が国の全額補助制度となっているものですが、これを活用せず被災者自身の自費として解体撤去が行われていたということを報じておりました。そのときはそのニュースだけなんですけれど、その後ウェブ上でニュースを確認してみますと、NHKの取材に対してそれぞれの市のどなたかが答えたかというのはわからないんですが、国の制度の活用は自治体の判断に委ねられているので、補助対象を判断する過程についても誤りがあったとは考えていない、これは光市がそう言ったというふうにウェブ上のニュースに記載をしております。

一方、江津市では、直ちに撤去しないと危険を及ぼすような建物が補助の対象だと理解していた、市内にはそうした家屋がないとの認識だったので制度を活用しなかったと、それぞれコメントをされていらっしゃいます。その後、ウェブ上のニュース等それ以上出てこないものですから、ネットで検索しても。それぞれの光市、江津市のホームページで確認しようとしたんですけど、この案件では実は市のホームページで検索できません。これはどういうわけかわからないんですけども、これ以上の詳細は不明なんです。

それで、私自身の疑問点として、国の制度の活用については自治体の本当に裁量、判断なのかという疑問が生じたので、この質問を取り上げさせていただきます。

まず、私の考えの基礎となるものです。地方自治法では、地方公共団体はその事務を処理するに当たっては住民福祉の増進に努めるとともに、最少の経費——この最少は「小さい」じゃなくて「少ない」です。最少の経費で最大の効果を上げるようにしなければならないということがうたわれております。このことが一番、私の議員としての命題でもあると思いますので、常々この話はさせていただいているところは皆様もご承知のとおりだと思います。

新年度予算編成についての町長の発言の中にも——昨年もあったわけですが、町の財政は厳しい状況、国の動向が不透明な中、情報収集に努め、新年度予算を編成したということをおっしゃいました。この自治体の裁量の判断なのかという趣旨でお尋ねいたします。この段のことは決してよそごとということではなくて、当時混乱もしていたと思うんですけども、いわゆる最少の経費で最大の効果を挙げなければならないという命題があるわけですから、3点ほどお尋ねをするわけです。

まず、そういう混乱時ではなくて常々の町のスタンスです。国の制度を活用されているかということで総花的にも、まず1点目お尋ねいたします。

まず、平生町は、国の制度を十分に活用した行政サービスを実施していると言えるかということなんです。そして、お尋ねしたい趣旨の一つに、何度も申しあげますけれども、総花的な質問ですけども、例えば職員さん、また組織的な認識不足、間違った解釈等で施策の展開がされていないか。結果として、住民に不利益をこうむらせているようなことはないだろうか、誠に総花的な話で申しわけないかもしれませんが、大きなところで、それに対するどういう防止策を講じられているのかということでお尋ねいたします。

それと今度は、こういったことが、もし平生町で起こったときにどのような体制をとられているのかなあということも踏まえて、災害事後における国の情報収集策、収集法というんですか、これはどのように講じていらっしゃいますかということをお尋ねいたします。というのも、これ最初は公費じゃなかったんですよ。その後に災害指定があつて、半壊以上は全額公費負担というようなことになったわけです。それは当時いろいろ各広域的な災害だからというようなことでいろいろと各自治体の要望等があつて、そういうふうになったと記憶しているんですが、当然そのことは西日本豪雨ですから、ここ平生でも当時かなりの雨の量が降りました。そういった広域的な災害時における国の制度の情報収集、現場は混乱している、担当者も罹災証明書等をどうするかこうするかで、かなり混乱していると思うんですよ。

それについては防災計画等についても、こういうふうやっていくというように決められてはいらっしゃいますが、実際に災害時における国の、災害事後です、後。後でそういうふうになる

と、例えば写真の問題とかが出てくるんですよね、現場の写真。それとか証明書とか、それらをきちんと手順化してやっておかないと、やっぱり基本的にはまずいんじゃないかという気が一応、私……。それは私がするだけです。混乱している、手順化することも必要ではないかと思えます。これは自治体の裁量というような問題ではなくて、やはり住民福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならないという、地方自治体本来の責務ではないかと思えます。災害事後における当町の国の情報収集策ということで、お尋ねをいたします。

防災計画の中の災害廃棄物処理計画を見てみますと、287ページの項なんですけれど、倒壊家屋等の解体撤去、これは解体工事及び廃棄物の運搬は原則として建物の所有者が行うこととし、県はこれらの者が廃棄する処理物にかかわる処分について情報の提供、調整を行うものとする。また、後ほどの2番で、カテゴリー分けを私、こういうふうに分けてお尋ねをいたしますが、こういうふうに分けてお尋ねをいたしますが、こういうふうに分けてお尋ねをいたしますが、なかなかちょっと混乱を現場のほうでするんじゃないかと思えます。どのように考えていらっしゃるか、お尋ねを2点目にいたします。

それと事例案を挙げて、農林水産省の制度の活用についてということでお尋ねをいたします。

当町では、地域が主体で鳥獣侵入防止柵の設置に取り組もうとする場合、農林水産省の鳥獣被害防止対策交付金制度の活用はできるのでしょうかということです。この鳥獣被害防止対策交付金制度というのは、地域が主体となって、そういう侵入策をする場合に国の補助制度がありますよということなんです。当然、県にもあるんです。と申しますのも、ある集落で地域全体に侵入防止柵を張りめぐらすようにする計画の支援相談をたしかされていると思えます。これは三、四年ぐらい前ですかね、ちょっと記憶が定かでないんですが、結果として、その集落ではその計画は断念されているんですが、その計画を断念した理由というのは、地元の関係者全員の経済的負担の同意が得られなかったということなんです。結局2分の1の負担、大きな金額ですから。

初期の相談の際、県の農林事務所の担当者の方とか町の方とかいろいろと相談をされたようなんですけども、そのときに県の担当者のほうから国の制度の活用を進められていたようなのですが、結果的には、町では国の制度を活用しないというふうにならなかったということなんです。その理由はあやふやなままで、とにかく鳥獣防止柵の柵を設置せんやあいにけんということで、その地域では突き進んでいったということで単県事業としての鳥獣害に強い集落事業を活用して取り組んでいこうということで実施計画、見積書とか業者との見積もり等もとられてやられたということなんですけれども、そういうことが二、三年前か三、四年前にあったということによって現在、当町では農林水産省の鳥獣被害防止対策交付金制度、特に鳥獣の侵入防止柵の整備に対する交付金、これが受けられるような状態なのかどうなのか、確認をさせていただく意味で質問をさせていただきます。

以上、3点です。お尋ねをいたします。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答え申し上げます。

まず、国の制度についてでございますが、国の制度と申しますと、各省庁たくさんございます。もちろん、いろんな事業もありますが、その中で選んでいくのは地方公共団体でございます。これは自分のところでこういうものが必要だから、その事業にはこの制度を使うのが一番有利だということをまずは考えまして、その制度を使わせてもらっています。したがって、全て事業をするということは考えられません。必要なものだけでございます。その中でも特に例えば、交付税措置があったり、起債の交付税措置もしくは補助金・交付金がどれだけ出るか、それと補助裏に起債を充てて交付税措置化されるかとか、こういうものを全て勘案して、どの事業のどの制度を使おうというふうに決めて私どもは事業の選択をしております。

したがって、国は制度をいろいろつくります、同じような制度もあります。各省庁によって、ほとんど似たような制度もございます。だから、これは言い方なんですけれども、裁量はやはり市町村にあります。どの制度を使うかについてはです。ただ、その中でやはり一番よい財政措置のあるものをまず初めにやります。それが本当にそれでできるのかどうか、若干書いてあることと少し違うんだけど、これでも大丈夫かなということで、まずは県に相談して、この制度を使えますかという話をさせてもらって、県がちょっと難しいだろうとなったら、ちょっと国に聞いてくれと。国のほうにまで確認をさせて、使えるかどうかをしてもらっております。

したがって、その国の新しい制度というのは、いろいろ毎年毎年、年度の初めに、もっと早く基本的には官庁速報とかで載ります。これらについては、各部署でアンテナを立てて情報収集をするように心がけているところでございます。私も毎日、見ております。どういうことが有利なものがあるかなということで、これが平生町で使えるか使えんか、これをまず初めに考えております。今後使えるかなと思ったら、ちゃんと打ち出して取っております。いずれにしても、有利な制度については積極的に活用しているところでございます。

それで、災害の話でございますが、大規模な災害が発生した際は多数の町民の方が被災し、生命の危険にもさらされたり、住居がかなりの損失、経済的困窮等、地域社会は大きな混乱に陥る可能性がございます。このような社会の混乱を防ぎ、社会基盤の維持を図るためには、被災者の生活再建を一日でも早く図る必要があるため、町としては国や県、防災関係機関等々と協力をして必要な措置を講じることとなります。

本町で災害が発生した場合、住民の被災状況等については、県内で統一をしております山口県総合防災システムにより、報告をすることとなっております。報告内容といたしましては、災害対策体制、避難勧告等の発令、避難所の開設や被害情報の報告等となっております。随時入力を行い、また変更、追加等があれば修正を行うこととなっております。このことによりまして、



常に県と情報を共有し、連携して迅速で適切な災害対策を実施することといたしております。

また、国土交通省中国地方整備局からは、災害時の地方自治体への支援についても毎年説明を受けており、町と国との双方向での意見交換も行っております。説明内容といたしましては、地方自治体職員だけでは対応が難しい場合に専門技術力を有している隊員等がいち早く被災地に出向き、国と被災市町村の間で情報状況の連携を行うリエゾンの派遣や、早期復旧に向けて技術的な応援・支援を実施するTEC—FORCEの出動などについてでございます。中国地方整備局とは、出先機関等も含めて連絡先等を確認し、平時からの連携を行っているところでございます。

なお、国による災害に係る制度の活用につきましては、平成30年7月豪雨災害の際にも、国から災害に係る補助金対象拡大の通達もなされているとおおり、その都度、県を通じてそれぞれの担当部局に通達がなされております。このような情報につきましては、住民の皆様にも不利益をこうむらせることがないようにアンテナを張りめぐらせながら情報を収集し、対応を行っていきたいと考えております。また、個別の案件や不明な点等につきましては、県との協議を通じて国などに助成制度などの問い合わせを行い、最少の経費で最大の効果を挙げるように努めてまいりたいというふうに考えております。

次に、農林水産省の制度の活用につきましてでございます。農林水産省の制度であります鳥獣被害防止対策交付金制度による防止柵設置については、事業主体が協議会またはその構成員と定められているため、本町で実施する場合は平生町有害鳥獣捕獲対策協議会またはその構成員が事業主体であって、採択基準を満たせば活用はできると考えておりますが、議員お尋ねの地域が事業主体となってしまうことは難しいというふうに判断をしております。

採択基準につきましては、5項目定められておまして、被害防止計画が作成されていること、有害鳥獣捕獲と被害防除及び生息環境管理のうち、複数の取り組みが行われていること、実施範囲の受益戸数が3戸以上であること、国が認める耐用年数を有する防止柵であること、費用対効果の分析が得られることとなっております。

交付金の交付につきましては、防止柵設置はハード事業であり、事業費の2分の1以内もしくは防止柵を自力施工する場合には資材購入費相当分を定額支給するようになっており、自力施工しない場合は事業費の約2分の1が事業主体の負担となります。いずれにいたしましても、地域から支援相談の声が寄せられれば詳細を確認し、地域の実情に即した事業活動ができるよう進めてまいります。その際も町職員だけで拙速な判断をすることなく、県など関係機関とも協議を行うとともに事業実施の対象となる地元との相談を行うなど、関係者が共通理解をしながら進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 河内山宏充議員。

○議員（10番 河内山宏充君） 大変丁寧にご答弁をいただきました。ありがとうございました。

2点目の件なんですけれども、災害事後における国への情報収集策ですけれども、実はこれは30年の7月に国の通達がなされて、県から情報が行っていると。どうも行っているみたいなんですよ。そのもう一段下がなぜかちゅうことですが、それはほかのよそごとのことですからわからないんですけれど。実は一番最初に思ったきっかけ、この防災計画がこれは光市、江津市は、災害廃棄物処理計画がまだ決められていないのかなあと思っていたんです。実はどうもそうではない。かなり現場でも混乱していて、その後の続きがありまして今度、補償を求めるどうも動きをそれぞれの方がされているみたいですから、そうなると大変混乱ますますしていますので、ある程度は理解をいたしました。

ただ、本当にあの災害、西日本豪雨のときには7月に確かに県に行って、県から各自治体へそういう制度になるからと、たしか8月に入ってからそういうことが決定されたんじゃないかと思うんですけれど、実はもうそのときになると、結局こういうような状態ですと、どういう状況だったかちゅう証拠も何もないのが一番の混乱のもとだろうと思うんですよね。例えば、罹災証明を書けないような状態ではなかったかなと。これ、後の詳細は最初に申しあげましたように、詳細は全然わかりませんので推測しかないんですけれど、多分想像するのに、もうそれぞれの市のほうも原則として建物の所有者が行うというふうに書いてあって罹災証明等の発行手続等も除外されていたんじゃないかと思うんですよ、写真も撮られていないというような状態で。後にこの事後でも写真がきちんと整っていたら全額公費にしますよと、そういう流れだったと思うんですよね。そのことをよくご理解いただいているようでございますので、もうこれ以上のことは申しあげませんが、大変ご丁寧にご答弁いただいたことに感謝申しあげます。

2番目の質問に行きます。1番の質問と同じなんですけど、実は地域防災計画に書いてある、その中にある287ページからの災害廃棄物処理計画、ちょっと読んでみたんです、先ほど最初に申しあげた理由から。そうすると、いつかも質問をさせていただいたと思うんですけれども、中身は、よりこういうふうにやりますよというような総花的なもので、こういうよりもやっぱり具体的に定めておかないと、現場が混乱している中で、ますます混乱を大きくするんじゃないかという気がするんです。

さっき1番のことを申しあげて、多分光市も江津市もそういう状態なのかなあというふうに思っていました。何が一番問題なのかというと、災害廃棄物処理計画のこれ今書いてある具体的な手順書というか、マニュアルですよね。例えば、仮置き場のことも書いてありますけれど、どういうふうにするんかとか、ごみの分別、仕方、何種類かこう書いてありますよね、木とかコンクリートとか。じゃあ、その集める方法とか、これらが一切——その中に入っていなければならぬのかということもひとつ問題なんですけれど、それは行政のほうできちんと定められている

んでしょうか。特に、地震の場合ですと当然、津波というようなこともあって冠水というようなことも考えておかないといけないんじゃないかということで、お尋ねをしようということは、もう2月に決めています、新年度予算を見てみると、予算の概要書において新規事業として災害廃棄物処理計画の策定ということで定められております。

でも、これ前と一緒に書いてあるんですね。「大規模災害発生時においても、迅速適正に災害廃棄物の処理ができるよう、災害時の廃棄物処理の考え方について計画を策定します」、これも現状だと、今決まっているんじゃないですかね。

考え方について定めたのが、今の計画じゃないんですかね。これ以上のことを何をされようと思うのか、この質問を考えて今年度の予算を見たときに、ふと思ったんです。関連性があるか、ないのかわかりませんので、少し一般質問としてこれを取り上げていましたので、お尋ねをしてみようと思いました。

要は、もっと総花的に書いてある災害廃棄物処理計画よりも、もう一段下におろした手順書等は、行政のほうでちゃんとしっかり計画されているのかどうなのかということ。

それと、災害廃棄物処理計画にもあるんじゃないかなろうかと思って、これ全然わかりませんので、少しあわせてご説明をいただければと思います。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） ご説明申しあげます。

災害廃棄物処理計画につきましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく基本的な方針や、災害対策基本法に基づく防災基本計画等に基づき、国が作成した災害廃棄物対策指針の中で、県、地域防災計画に規定する災害廃棄物処理計画や、町地域防災計画との整合を図りながら、市町村は非常災害発生に備えた災害廃棄物処理計画を作成することとされております。

町では、地域防災計画の中で災害廃棄物等処理計画の項目を設け、各関係機関との連携や災害廃棄物の種類、災害廃棄物の推定発生量の考え方、処理対策に係る基本的な事項等については記載しておりますが、総論にとどめており、仮置き場の候補地、ごみの分別や集め方などの詳細な事項までは記載をしておりません。

このため、今後想定される災害の中でも、最も甚大な被害が生じると考えられている南海トラフ巨大地震を想定した災害廃棄物処理計画について、県が作成している山口県災害廃棄物処理計画市町策定ガイドラインの内容等を参考として、災害廃棄物処理計画の策定の必要性があると考えており、令和2年度予算におきまして、その策定に必要な経費の予算計上をいたしているところでございます。

この計画には、各主体の役割分担や組織体制、支援体制、災害廃棄物の収集運搬処理に関する

内容など、災害廃棄物処理に係る全般的な内容について記載することとしております。

しかしながら、仮置き場の具体的な候補地などの項目については、地域住民や関係機関などとの協議を行いながら、ご理解とご協力を得ていく必要があります、時間も要すること、また宅地化による付近の土地の利用状況の変化など、外部的な要因により随時候補地を見直す必要が生じることも考えられることから、計画にはその候補地選定の考え方を記載し、今後具体的な候補地をリスト化していく予定といたしております。

令和2年度に計画策定を行うに当たっては、議員ご指摘の内容も含め検討を進めていくことはもちろんですが、大規模災害から速やかな復旧、復興が可能となるよう、体制整備を進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 河内山宏充議員。

○議員（10番 河内山宏充君） 2番目の質問に、体制整備を整えていくということで理解をさせていただきました。大変ご丁寧にご答弁いただきましてありがとうございます。お礼を申し上げます。

それでは、3点目にまいります。

3点目の質問は、学校施設整備についてです。7点ほどお尋ねをいたします。

まず最初に2点ほど、28と29ですね、ごちゃまぜになっていないか、情報の公平さを保つ資料といえるか。これ全協のときにお配りいただいた学校給食施設のあり方という資料だったと思うんですが、配布資料をもとに2点ほど、ごちゃまぜになっていないか、情報の公平さを保つ資料といえるかということでお尋ねをいたします。

まず1点目です。ごちゃまぜになっていないかということです。メリット、デメリットの比較表において、その中デメリットの14、⑭ですね、給食費集金等による教職員の負担があるということを上げていらっしゃいます。

このことは、令和元年7月31日、文科初第561号という名前がついているみたいなんですが、学校給食費等の徴収に関する公会計化等の推進について（通知）という文書なるものが、それぞれの教育委員会また町長にも周知を図るというようなことが文書で送付を文科省からされているようであります。

これは学校給食費集金等による教職員の負担というのは、これは町の体制の問題じゃないでしょうかね。たしか平生中学校では、口座振替等の対応もされていらっしゃいますし、それぞれの学校で対応が違うように私把握していました。

また、朝方の教職員の働き方改革の部活指導員、予算のところでも、部活の指導に対しても外部指導者がやっというふうなことで、この給食費等の徴収に関する問題、教職員の負担

ということ、これ何年か前にも一般質問で取り上げさせていただきました。

その観点は、質問した私自身の記憶の範囲ですと、学校へ持って行くのは賛成できない。まず現金を持って行くこと、小学生の低学年からですね。そうすると盗難がある。そのときにたしかまだ当時は、遠距離通学のバス代も学校の事務の先生のほうへ行った、それも担任の先生に現金を持って行っていったように、時代があったと思います。そういう現金を小さな子供たちから預かって持って行くということは、非常に子供のささいな行動によって紛失、それは自分だけの話、それとも子供、いわゆる今でいういじめとかの対象になるというようなことを申しあげたと思います。

そうすると、お金事ですから、やはり家庭の経済的損失、また子供ですから、その当時の様子をうまく説明できないから、後々紛失したらトラブルになるというようなことを申しあげた記憶がございます。

これは、やはり適切な事務処理を町の体制として整えるべきじゃないかと思うんです。学校給食の運営者はということ考えた場合に、やはり町として教育とは、食育ということで学校給食、またこの後にもご質問は続けていたしますけれども、この問題、学校給食施設のあり方とは完全に別ものではないかと思うんですけど、なぜ学校給食施設のあり方にメリット、デメリットを比較表において給食費集金等による教職員の負担、これむしろ教職員の働き方改革のほうじゃないんでしょうかね。そのことをまずご批判いたしますので、所見をお尋ねいたします。

配布された資料はごちゃ混ぜになっていないか、いや、そうではないよ、きちんとやっているよというご意見だろうと思いますんで、ぜひ私に対するご批判をお願いいたします。

2番目に、情報の公平さを保つ資料と言えるかということでお尋ねいたします。

この資料なんですけれども、町内全校で自校給食を継続する場合の事業費において、資料1は10億円超え、資料2は12億円と書いてあります。これ自校方式の場合のみを概算としてご提示いただいたと思うんですけれども、なぜこの際いろんなパターンがあって、この自校方式の場合だけを金額で、「そりゃ概算が一番できるからそうだ」って言われればそうなんですけど、情報の提示の仕方として、1つの金額で言うんなら、ほかのも金額で言わないと、正しい情報の提供ということでは、言えないんじゃないでしょうか。

ちょっと勇み足、情報の公正さを保つ資料として、これをご提示されたと言えるんでしょうか。もしあれば、その根拠を示していただきたいと思います。

それと、続きまして学校施設の整備の改修と改築についてという観点から、4点、以下の30、31、32、33番ということでお尋ねをいたします。

まず、改修と改築の定義ということでお尋ねをいたします。

後期基本計画にうたわれています学校施設の整備の推進、改修計画、給食調理室の改修、ある

いは改築について、改修と改築の定義をどう考えていらっしゃるか、お尋ねをいたします。

具体的にどういうことを言うのかということで、資料として後期基本計画の26ページと27ページから一部を抜粋して読み上げます。

基本目標の1、みんなの笑顔が輝くまちづくり、基本政策2、子供たちの笑顔が輝くまちづくり、施策の4です。安全安心な教育環境づくりの推進、現状と課題、今後の取り組みの項です。

「学校給食においては、自校給食を食育の柱として推進してきた経緯から、本来は自校給食が望ましいところであります。しかしながら、給食調理室については、設備の近代化や効率性などを考慮し、検討の上改修あるいは改築による整備を進めます」ということで、そう書いてありますので、私ずっと私の範囲というか、改修、改築、いわゆる土木建築業に一部携わる者として、改修というのは悪い部分を直すことという認識なんですよ。

改築というのが、異なったいろいろとその改築というのが難しいんですけど、床面積とか、大きく変えずに建てかえや間取りの変更を行うというような意味で、いわゆるリフォームとか、そういう意味で使われているというふうに私理解していました。

このことに書いてある学校の施設の改修と改築の定義を、この際お尋ねさせていただきます。

4点目です。方針を尋ねさせていただきます。今まで資料の中で庁内検討委員会の結論から、2校の給食センターの共同利用と自校方式、1校の単独調理場建設による2校の自校方式、2校と自校方式ですね、済いません。それと2校の単独調理場建設による1校の自校方式の3つに絞られたと言われております。

そうすると、一番最初の資料からいうと、効率性と財政負担、この小と大、小さいと大が矢印になって、そうすると既に方針はなされているに等しいんじゃないかと思います。あやふやなどれにしようかというようなことで投げかけをされるんじゃなくて、早くはっきりとした財政負担と効率性を考えた場合というふうに言われているわけですから、はっきりと方針を示されたほうがいいのではないかということで、方針を尋ねまして、次にこの学校給食施設のあり方に関する全体のスケジュールをお尋ねいたします。

新庁舎建設についてもそうだったんですけど、普通いろんな建物なり、いろんなことをされる場合に、行政では必ず基本構想なり基本計画を定めていかれると思うんですね。新年度予算にもそういう委託料が計上されています。多分いわゆる専門業者というのは、さっき言ったコンサルだろうと思うんです。

またこれ今後コンサルを策定されて、委託されるんでしょうが、そのことも含めてどういうスケジュールに学校給食施設のあり方について想定されているか。全体をやっぱりスケジュール化しないと、いろんな問題が絡んできますので、方針とスケジュールについてお尋ねをいたします。

それと、6点目に経年劣化に対する今後の対応策ということでお尋ねをいたします。

これ一部6月に平岡議員さんが質問されていることと重なると思います。お許し願いたいと思います。話の筋で少しそのことにも触れなければならない必要性がございますので。

まず、給食室調理員さんの皆さんの丁寧な取り扱いで、いわゆる物品、例えば食品乾燥庫とか棚の問題です。炊飯器等の問題です。これ物品の多くは、耐用年数、いわゆる償却期間を相当数経過したものばかりじゃないんでしょうか。何でかという、固定資産台帳、平成30年の3月31日時点で公表されていますよね。それを見ると、随分と給食室の物品に関して耐用年数は相当、倍以上経過しているものが多い。しかも高額商品である。同じ物が3つある、そういうことも言えると思います、固定資産台帳から見るとですね。

それと、それから見ると給食室というのは、資産名称はありません。あるのは平生小の増築部分、これ最近増築していますよね。ですから、建物の中の1空間としての位置づけじゃないかと思うんです。教室棟なり特別教室棟のですね。

そうすると、固定資産台帳をよく見てみますと、建物は書いてあります。これ資産として教室棟、特別教室棟です。そうすると、今現状は建物の資産台帳に載っている分ですよ、これ耐用年数イコール稼働年数というふうになっているんですね。それで、建物は耐震化を100%されたということ、そのことをあわせて理解すると、耐震化はできている。しかし、経年劣化による建物の改修は必要ではないかということが、固定資産台帳から読み取れるんです。

ですから、いろいろ公共施設個別の建設計画等で今後改修をしていこうという教育施設の数ですね、いろいろ平生中学校の給水とか改修をされていると思うんです。

何回も言いますが、固定資産台帳から読むと、結論として学校施設の耐震化率100%は達成したが、経年劣化による建物内の空間、各部屋ですね、それと物品の改修、さらに物品の更新、これらが必要ではないかと思うんです。

あわせて固定資産台帳から見ると、これらのものも全て含んだ学校給食施設のあり方の検討課題ではないかと思うんですけれども、経年劣化に対する学校給食施設及び建物の今後の対応策についてお尋ねをいたします。

それと、学校給食の意義の所見から7点目として、災害対策を含めた学校給食（施設）の意義を考える公共政策を求めるということで質問をいたします。

学校給食の意義を尋ねるということは、大変ご無礼かもしれませんが、前段の庁内検討委員会で災害時に役立つということは、検討課題に上がらなかったのかということ非常に疑問に思っています。なぜかという、各学校とも町の指定避難場所になっているからです。

これ学校給食の意義は、長年私縁あってPTAの役員をさせていただくことができました。そのときに、学校給食の意義を考える際に、いろんな方から勉強させていただいたんですが、一つは、よく言われる教育的意義、これいわゆる食育ですね。これ確かにそうだと思います。

それと、2点目に上げられるのが貧困対策。3食のうちの1食といえども、家庭の事情があらわれない集団の給食、子供たちの食事です。困窮家庭の特に子供、今でもいます。その心を傷つけない、笑顔で食べることができる。子供の健康を守ることができる。

3つ目です。災害対策です。多分どこもそうだろうと思うんですけども、学校施設というのは指定避難所になっていると思います。それで、今後指定避難所に接する給食施設として役立てようということが、非常にそのときにどなたと話したかもよく覚えていないんですが、給食室として災害時に役立つということが考えられないかということをお願いさせていただきました。

災害対策を含めた学校給食の意義を考える公共政策を求めるとともに、町の所見を少しお尋ねをさせていただきたいと思います。

以上、7点について学校施設整備についてお尋ねをいたします。

以上です。

○議長（中川 裕之君） ここで暫時休憩します。再開を3時30分といたします。

午後3時19分休憩

.....

午後3時30分再開

○議長（中川 裕之君） 再開します。

清時教育長。

○教育長（清時 崇文君） 学校給食の関係でご質問にお答えします。

まず、メリット、デメリット表に給食費集金等による教職員の負担のことでございますけども、これについての質問にまずはお答えをいたします。

昨年1月の中教審の答申を受けまして、文部科学省では議員ご指摘のとおり、昨年7月31日に学校給食費等の徴収に関する公会計化等の推進に関する通知が発信されております。そこでは、学校給食費を含む学校徴収金の徴収管理は、学校以外が担うべき業務というふうに分担され、地方公共団体が担っていくべきであると述べられています。

現在、学校給食費の徴収については、平生小学校、中学校では、給食費の口座振込を可能としているところでありまして、保護者の利便性に加え教職員の事務負担の軽減という点につきましては、一部であります。構築済みとも言えますけれども、この通知にありますように、学校給食費の徴収管理につきまして、学校から全てを引き上げ教育委員会等が担うということに当たっては、教育委員会内等での新たな体制整備の構築や、首長部局との連携した業務システム導入に係る工程の検討などに関して、準備して実施しなければならない新たな業務が多々発生をしております。

中でも、喫食者、喫食数に関する情報収集や、滞納者への督促に関する業務、食材調達の支払



いに関する業務には、業務の実施方法やシステムの導入範囲等により違いは出てきますけれども、一般的には比較的大きな業務負荷が生じるものとされているところがございます。

こうしたことから、学校給食費の徴収管理については、必要な業務等の積算等を行った上で、教育委員会等が担っていくことが本当に可能なかどうか、時間をかけた検討が必要なものと考えています。

これまで申しあげましたように、現状においては3つのどのパターンにでも、すぐには学校給食費の徴収管理を教育委員会等が担うことは困難である、このように判断いたしまして、現状においてはどのパターンでも変わらない旨をメリット、デメリット表に記載することで、お知らせしたものでございます。

次に、全員協議会で御報告いたしました中で、概算としてお示ししました金額についてのお尋ねでございます。

まず、全員協議会の配布資料2のほう、一覧表で出ていたほうでございますが、メリット、デメリット比較に記載した金額は、町内給食施設の厨房機器等の納入実績がある業者から出された見積額をお示したものです。

単独給食では概算3校で12億円、共同調理場では概算10億円と記載をしています。これは、庁内検討委員会の資料を作成するに当たり、業者が調理数、施設規模等をもとに他の自治体の事例を参考に算出した概算でございます。

配布した資料2の3つ目の共同運営の欄に、コストの金額を同じように記載していなかったのは、新たに建設することがないので、建設費がかからないということでございまして、大意はございません。

また、議員ご指摘の配布資料1のほうの町内全校で自校給食を継続、この項目では3校合わせて概算で10億円を超える事業費を見込む必要があると記載させていただくことで10億円を一つの目安として、少なくとも10億円を超える、業者は概算12億円と言っているということでの記載でございます。

丁寧な説明を欠きまして、印象操作ではないかと疑念を与えてしまったことについては反省をいたしまして、今後の情報提供等に当たりましては、公正公平かつ丁寧な説明を保つよう心がけてまいりたいと考えております。

続きまして、改築と改修の定義につきましてのお尋ねにお答えいたします。

まず、改築のほうでございますが、これは建築基準法上、新築、増築とともに建設に分類されています。建築物の全部または一部を除去した場合、これらは従前と同様に用途、構造規模のものに建てかえることを改築としています。

一方の改修については、修繕の意味で使われることが多く、修繕や改良により建物全体の性能

を改善する工事を改修とするのが一般的であり、リフォームもこの改修に含まれると考えています。

総合計画後期基本計画においては、学校施設の耐震化が100%達成いたしましたので、改築の必要がないことから、改修計画としているところでありまして、給食調理室は改修で維持する、あるいは建てかえる可能性があったため、改修あるいは改築による整備としているところでございます。

日常的に使用されている言葉ではございますが、行政からの説明においては意味を考え、適切な使用に心がけてまいります。

続きまして、方針とスケジュールと、このことに関してお尋ねにお答えします。

まず、効率性や財政負担を考えると早期に方針を示すべきでは、このご指摘についてでございます。

2月28日の全員協議会におきまして、6案から3案に絞るまで経緯、根拠を報告したところでありますけれども、今後方針を決定していく過程においては、伝統ある自校給食の視点は選択肢として捨てがたいものがございますし、町民、特に保護者の皆さんや学校関係者の感情を察しますと、効率性と財政負担だけでは判断しかねるところがあるのも事実でございます。

こうしたことに加え、現状の概算では根拠として正確さを欠くということもございます。また、校長先生あるいはPTAの代表にも検討会に加わっていただく必要があるとも考えます。

そうしたことから、最終方針の決定には至っていないところでございます。

また、スケジュールについてでございますが、現状の概算では根拠として正確性を欠くと、このことから専門業者、先ほどコンサルと申されましたけれども、これによりまして施設や給食調理機器をはじめとする機器の年数や給食管理基準への適合等、施設を運営するに当たっての人・物・経費などに関する詳細な調査を踏まえました基本構想等の策定や、学校給食関係者からの意見、要望の聴取、外部委員を入れた検討の場を設けるための経費を新年度予算として要求しているところでありまして、そうしたことを踏まえて、——そうしたことと申しますのは、専門業者による、いわゆるコンサルによる整理や人件費、維持管理経費等を含めた分析・計画とPTAの代表や校長を含めた検討会による検討、そうしたことを踏まえて、保護者及び住民の皆様の理解を得ることを進めてまいりたいと思っております。

1つの絞り込みの目標を、令和3年度中として今進めたいというふうには考えているところでございます。

続きまして、経年劣化に対する今後の対応策についてご説明をいたします。

本町での小中3校の現在の給食施設でございますが、建設当初から平生小学校では54年が経過、佐賀小学校では32年、平生中学校では48年が経過し、ご指摘のとおり建物に限らず、建

物内部や厨房機器も老朽化が進んでおりまして、年々施設、厨房機器の修繕に要する経費が増加している状況でございます。

対応としましては、保守点検を実施しまして、予測できるものについては年度当初に計上し、それ以降に発生した事案については、子供たちの給食提供に影響が出ないように、補正で早急に対応している状況、これが現状でございます。

このような状況から、現在今後の給食施設のあり方について、研究とその方針の検討を進めている段階でございます。現状施設の大規模改修、改築等を進めることは厳しいと考えています。

方針が決まって、その新たな給食提供体制への移行までの間は、引き続き定期的に保守点検を実施し、子供たちに安心・安全な給食が提供できますよう努めてまいりたい、このように考えているところでございます。

そして、最後に災害対策を含めた学校給食施設の意義に関する質問についてお答えをします。

学校は、災害時に指定避難所として被災した地域住民を受け入れるとともに、食事の提供、生活関連物資の配布、安否確認に関する情報交換等、さまざまな活動が行われますので、災害対策として避難所の運営に必要なスペースや備蓄等を確保するとともに、避難生活に必要な情報通信、電気、ガス、給排水等の機能を可能な限り保持できるよう、あらかじめ備えておくことは重要であると、このように認識をしています。

平生町地域防災計画においては、炊き出しは避難所内またはその近くの適当な場所で行うと、このようにございますが、学校が避難所となるような災害時には、ライフラインも被災している可能性があるため、被災者への食事を給食室で調理するケースは考えにくいものとして想定はしておらず、食料については、あらかじめ締結した協定に基づき、まずは関係団体や民間事業者からの提供を受ける形態が中心になると考えておりまして、給食施設もほかの特別教室と同様に、被災等の状況を見て可能な範囲でその活用を図るものと、このように考えているところでございます。

そうしたことから、学校給食施設の意義につきましては、教育委員会では学校給食は福祉的に貧困対策、災害対策にもなるとは考えますけれども、学校給食の本来の意義は、児童生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ児童生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養うなど、あくまで教育である、このように考えているところでございます。

以上、まとめてご説明させていただきました。よろしく願いいたします。

○議長（中川 裕之君） 河内山宏充議員。

○議員（10番 河内山宏充君） 大変ご丁寧に教育長さんお答えをいただきまして、ありがとうございました。

1点だけお尋ねをいたします。いわゆる固定資産から見る物品の管理の方法です。いわゆる企

業会計、公会計でも、償却期間ということで想定をされて減価償却をしていく。企業会計においては、資産の購入価格が1件当たり10万円、基準単価がですね、そういうことで償却をしていくということになる。

補正とかそういうことで対応されているということはわかるんですけども、購入したときには、もうその次のいわゆる償却期間が減ったときの新規更新、購入、耐用年数を超えた後の、例えば耐用年数等が企業会計上もいろいろ決まっていると思うんですね。

ですから、固定資産台帳の中の耐用年数、稼働年数、それぞれ記載されて、それぞれの単年度の償却額で期首と期末のほか、書いていらっしゃるんじゃないかと思うんですね。そうすることをする、あらゆるものを購入したときに、既に何年後にかには対応をとる必要があるということは、数字上見えてくるんじゃないかと思うんです。

ぜひそれは、今教育委員会のほうで例としてお話ししますが、行政各課でもそういうことが言えるんじゃないかと思えますので、そういう対応をぜひとらけていただきたいということ、特に、お金がないとかということでもいろいろ苦勞されていることはわかります。

しかしながら、購入したときにはもう次の段階で、維持費、新規購入、それが必ず何年後には発生するという数字が見えないと、やはり今後はやっていかれないと思うんですね。そういうことを、数字を読んでいただくように特に強く申しあげて、私の質問は終わりいたします。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 答弁はいいですね。

○議員（10番 河内山宏充君） いいです。

○議長（中川 裕之君） これをもって一般質問を終了いたします。

---

○議長（中川 裕之君） これより行政報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。河藤泰明議員。

○議員（7番 河藤 泰明君） 行政報告の中で、新型コロナウイルスの対応のお話がありましたけれども、学校の休業と図書館等を閉館しているということでしたが、そのほか町の関係施設で開いているところ、利用可能な施設というのはどこになりますか。一律閉館というわけには、この本庁も含めて、やらなきゃいけない業務がありますので、一律閉館というわけにはいかないと思います。

その開いている施設の判断基準、どういうところを判断されて、まだ継続して利用可能なのか、閉館をされたのか。そこで働いている方に対する対策と補償ですね。閉館されていけば、閉館なりのお仕事があつて、開いていけば開いているなりにいろんな方が来られますので、可能性としては当然上がりますよね。それに対する対策と補償ですね、どうされていますか、お答えくだ

さい。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 今開いている施設はどこがあるかというご質問ですが、ちょっと私も全てわかっているわけじゃないんで、ちょっと申しあげられることは、今のところ体育館はあいておりますね。あと武道館もあいております。それから、コミュニティセンターも今のところあいております。あとはもちろん庁舎もそうですけど、佐賀の出張所もあいているところでございます。私がちょっと今思い出すのは、抜けておるかもわかりませんが、そういう状況でございます。

ただ、それらの例えば今閉めている、閉めていないの判断基準はどうするかという話でございますが、もちろん近郊に被災、出ましたら、直ちに人が集まる場所、要するにこの庁舎は別として、ほかは全て閉めたほうが良いというふうに私は今思っておりますが、これはまた会議を開いてどうするか、対応するかということを決めていきたいというふうに思っております。

また、その休業の際の従業員といいますか、職員といいますか、そちらについては、ちゃんと補償するようになっておりますので、補償することとしたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（中川 裕之君） ほかに、河藤泰明議員。

○議員（7番 河藤 泰明君） 済いません。町長からも近郊で確認されればということがあったんですけど、今回新型コロナウイルス何が怖いのか、正体がわかっていないですよ、どういった症状、どういった人に対しては危険なウイルスで、どういった人には耐性があるとか、これがわかっていない。わかっていないからこそその全国一律の休校の要請だったと思うんですよ。

子供を守るという説明がありましたけども、子供を守った上で、その子供から家族にうつらないようにということだと思っておりますよ。若い元気な僕ら、うちの子の友達など元気過ぎて、すごく体力がある。若年、30歳ぐらいまでの人には無症状、無発症というか、無症状の方が多い。ウイルスは体内にあるけれども、その方が原因で感染が広がってしまう。これを食いとめる、家族だけで収めようというのが小学校の休校なんだと思っておりますよ。

学校に行ってしまうと、その生徒だけの保護者がいて、その保護者がそれぞれの役割で社会活動をしているわけですから、可能性が高くなる。家族だけで収める。その家族には当然皆さんご家族がおありだと思いますけど、うちにもがんの今抗がん剤をずっと服用している母親もいます。それって今回のウイルスに対して危険、特に重要、気をつけてほしい対象者であるわけですよ。

となれば、うちでいえば僕外に出る機会が多いわけですから、僕が何とか家族を守らなきゃいけない。そういうことを考えると、休校というのは大歓迎の策だったんじゃないかなと、僕個人的には思っています。

その家族を守るって、言い過ぎかもしれないんですけど、今回のこのウイルス、災害だと思うんですよね。自然災害、人為的につくられたというお話もなくはないんですけど、突然変異で正体がわからないウイルス、これに対してどう備えるか。

災害時と一緒に、災害発生時に、「ちょっと仕事があるから頼むいや」って普通言いますかね。他人さんに子供預けたりしますかね。これ災害と考えれば、マスクも、今後防災対策として備蓄品の中には、マスクが当然入ってくるものだと考えますし、その中で、例えば今あった体育館、武道館であれば、武道館の利用者の方が例えば陽性と判断された。その利用した場所を追っていくと、平生町体育館があったよと、そうなったときには、感染した場所は体育館じゃないかもしれないです。でも、その体育館を消毒恐らくするわけですよね。そこで働いている方は不安、自分も陽性になるんじゃないか、経過観察をしなきゃいけない。大切な人員は割かれる。当然、本庁の人にも感染の可能性もある。また人員を割かれる。

これを考えると、体育館で感染しなくても、体育館だと決めつけられてしまう可能性あるんですよ。それを避けるためにも、こういう施設、この前先週末でも国のほうから外出を控えるようにと指導ありましたが、国が言ってくれたから言えるんですよ、息子に対して「おお、家におれよ」と。それで町としては、体育館を使ってええよ、ほいじゃが気をつけんさいよと言われてたら、働いちよる人大変だと思うんですよ。

勝手な決めつけですけど、一律閉められるところは閉めて、やらなきゃいけない業務当然あります。そういうところ、本庁なんかですね、言い過ぎかもしれないですけど、入り口を1つにして体温をはかって、手を洗ってもらって、消毒してもらって、これ行き過ぎかもしれないですけど、そういう策、これが必要なんだと思うんですけど、どうお考えですか。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えいたします。

もちろん、庁内会議で決定していきたいとは思っております。ただ、私が聞いたところによると、体育館、武道館には、もちろんそういう大会とかは当然自粛されております。ですんで、来られているのは二、三人でバスケットをやる程度だというふうに聞いております。

ただ、おっしゃるとおり危なくなれば、閉めないといけないなというものは持っておりますが、今のところ子供たちが遊ぶ場もない状況にあるんで、少しでも体を動かしたいというのであれば、大人数じゃなくて、少人数でちょこっと体を動かすぐらいならいいのかなと思っておりますが、はっきり申しあげまして、今まだ本当に、県内でも下関、広島が出ましたけども、私が今のところ思っているのは、やっぱり交流人口、要するに行ったり来たり平生町民が行くところっていえば、周東とか岩国とか、この辺は多分行ったり来たりする交流があるところだと思いますんで、その辺まで来たら、全部全てとめる、閉めるところは閉めようというふうに私は考えていますが、

これはさっき言った対策会議でどのようにしていくのがいいのかというのを含めて、検討させていただきたいと思いますし、河藤議員さんからのおっしゃったことも、それも踏まえて今後決定をさせていただきたいなというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 周南市です、済いません。先ほどは申しわけございません。

○議長（中川 裕之君） ほかにありませんか。中村武央議員。

○議員（2番 中村 武央君） 河藤議員の質問に関連しますけれども、社会教育施設、体育館、武道館の件でございます。

使用自粛について、文書を私も社会教育団体に所属しておりますので頂戴はしておりますが、使用制限をかけられているということのお話も伺っておりますが、実情についてご説明をお願いします。

○議長（中川 裕之君） 兼末社会教育課長。

○社会教育課長（兼末 仁君） 中村議員のご質問にお答えさせていただきます。

体育館、武道館の使用につきまして、各団体に自粛の要請の文書を発送しております。その中でも、各団体におきましては活動を中止するという状況もございます。3月いっぱい中止というのも報告を受けております。今の日々ごとに状況変わる中で、皆さんもこういうコロナウイルスの対策については、段々意識が高くなっている状況も感じているところでございます。

また、最近の利用状況等を見ますと、やはり高校生、中学生、小学生の個人利用が若干体を動かしたいということで、利用がされている状況がございます。この3月入りまして、4、5、6ですね、学校が休業になりましてからは、窓口に来られたらこういう状況というのも皆さんに認識していただいて、また保護者の方にもお話を申しあげて、利用の自粛ということで、数のほうも少なくなってきました。

先ほどございましたように、近隣の状況等も踏まえまして、また今後の対策を練っていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（中川 裕之君） 中村武央議員。

○議員（2番 中村 武央君） 改めて質問します。使用制限をかけておられるのか、かけておられないのかのご答弁をお願いします。

○議長（中川 裕之君） 兼末社会教育課長。

○社会教育課長（兼末 仁君） 使用制限につきましては、こういう状況でございますので、そのあたりを理解していただいて、本人さんに全く使えませんよというところまでは、今のところ言っておりません。こういう状況でございますから、利用の自粛はというお話はさせていただいてお

ります。

○議長（中川 裕之君） これをもって、行政報告に対する質疑を終了いたします。

次に、提出議案に対する質疑に入ります。

まず、議案第3号「2019年度平生町一般会計補正予算」について質疑はありませんか。赤松義生議員。

○議員（6番 赤松 義生君） 歳入の10ページになりますが、通知カード個人番号カード関連委任事務費ということで、43万1,000円計上されております。昨年10月1日に消費税10%が増税されて、それからポイント還元等がずっと半年間ぐらいは行われるということなんです。その新年度からはマイナンバーカードを活用した自治体ポイントの制度であるとか、プレミアムポイント付与する仕組みとか、こういうようなのをマイナンバーカードを使ってやるというふうなことを聞いておりますが、そのための準備のための費用というふうに理解してよろしいのでしょうか。

○議長（中川 裕之君） 川口町民福祉課長。

○町民福祉課長（川口 龍哉君） 今赤松議員さんのほうから質問がありました、個人番号カードについての付加価値ではなくて、あくまで今国のほうから公務員に関して近い将来的に保険証機能を持たせたりする準備があるということで、特に地方公務員とかに対してカードをつくられていない方もいらっしゃいますので、とにかくそういったカードを極力普及率を上げるという意味で、そういったカード交付に関する費用が増えるであろうということで、そういった経費を一旦国から町にこういった補助金が交付されまして、それをそのまま、実際ジェイリスというところがそういった通知カードなり番号カードのほうを実質発行している機関ですが、そういったことにまた市町村がこの補助金分をそのジェイリスに支払うという仕組みになっておりますので、特段そういった付加価値に関する費用ではございません。

○議長（中川 裕之君） 次に、議案第4号「2019年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算」について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第5号「2019年度平生町下水道事業特別会計補正予算」について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第6号「2019年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計補正予算」について質疑を行います。質疑はありませんか。



〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第7号「2019年度平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算」について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第8号「2019年度平生町後期高齢者医療事業特別会計補正予算」について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 質疑なしと認めます。

続きまして、令和2年度予算の質疑を行います。

まず、議案第9号「令和2年度平生町一般会計予算」について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 質疑なしと認めます。

続きまして、議案第10号「令和2年度平生町国民健康保険勘定特別会計予算」について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第11号「令和2年度平生町下水道事業特別会計予算」について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第12号「令和2年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計予算」について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第13号「令和2年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計予算」について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第14号「令和2年度平生町介護保険事業勘定特別会計予算」について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第15号「令和2年度平生町後期高齢者医療事業特別会計予算」について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第16号「平生町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例」から、議案第25号「平生町営特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例」まで、一括で質疑を行います。質疑はありませんか。赤松義生議員。

○議員（6番 赤松 義生君） 議案第16号で、午前中の説明の中でそれぞれの職員にふさわしい方向で宣誓は行くと、こういうふうな説明でありましたが、ふさわしい方法という、宣誓は必ず行われるのでしょうか。どうでしょうか。

○議長（中川 裕之君） 羽山総務課長。

○総務課長（羽山 敦紀君） ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

一般の職員であれば、宣誓書を決まった様式の中で任命権者に対して出すということがあります。それ以外に会計年度任用職員におきましては、職種によっては簡易な宣誓という形で、いわゆる宣誓書というより宣誓しますという形のもので、1枚の紙で宣誓をしてもらうとか、そういった形での宣誓方法もできるということでございますので、一般職員のような宣誓書を出すというものでは限らず、できますよということでございますので、そういった意味で解釈をお願いいたします。

○議長（中川 裕之君） 赤松義生議員。

○議員（6番 赤松 義生君） 自治体労働者という身分というのは、普通の労働者とはやっぱり少し違うと思うんですね。そういう意味では、憲法15条の公共の利益のために全体の奉仕者として職務を遂行するという崇高な任務を持っておられますので、形はさまざまではあると思いますが、そういうやっぱりはじめだけはつけていただければというふうに思います。

○議長（中川 裕之君） 答弁要りますか。羽山総務課長。

○総務課長（羽山 敦紀君） 決して地方公務員に課せられた守秘義務を規定するものではございませんので、そういったものも含めたもので宣誓をするようにしたいと思っております。

○議長（中川 裕之君） ほかに質疑はありませんか。平岡正一議員。

○議員（11番 平岡 正一君） 議案第23号「国民健康保険税条例の一部を改正する条例」で

す。ここでちょっと聞いておきたいんですが、昨年の改正の時期に、いわゆる応益割、応能割の比率を50対50にするというのを、随分強調をされました。

ところが、今回はこれは崩れてくる。じゃあ、去年の説明は何だったのかということにもなる。その政策の一貫性について、ちょっとお伺いすることと、2点目に、大変急激な引き下げをされておりますが、これ今後どういう具合にされる予定ですか。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 中尾健康保険課長。

○健康保険課長（中尾 和正君） ご質問ありがとうございます。国保の税率についての考え方を問われているんだろうというふうに思います。

今議員おっしゃったように、昨年度の改正におきましては、応益割と応能割の割合を50対50を目指して改正をいたしたものでございます。

本年度については、50対50になっていないではないかというご指摘でございますけれども、今年度の応益割、応能割の割合につきましては、県が示してきました標準税率、標準料率ですね、こちらを参考に計算をしました。ですので、54対46あたりを目指して改正をしたものでございます。

それと、今回急激に下がっておりますので、そのあたりの考え方を少し述べさせていただきます。

今年度末で国保の事業基金については、約2億2,000万円残るというふうに計算をしております。これにつきましては、被保険者に速やかに還元をしていくというふうに考えております。

税率設定の基本は、年度に支出をされます保険給付費、その他の経費を見積もり、それらを当該年度の支出を賄うために設定するわけでございますので、現在のように剰余金を積み立てた事業基金がある場合には、速やかに被保険者に還元すべきだというふうに考えます。

平成30年度に行われました都道府県単一化によりまして、ご存じのように国保の財政運営は県が行うこととされ、保険給付費は県から交付される普通交付金により賄うこととなっております。これは、町が支払う保険給付費を全額県が支払うもので、そのかわりに町は県に対しまして、国保事業費納付金を支払うことになります。

この納付金は、県から各市町に示されるもので、29年度以前のように、年度の途中で急激な支払いに備えなければいけないといったようなことがなくなりました。とは言いまして、歳入の不確定要素といたしましては、国庫支出金が幾らになるのか、県からの支出金幾らになるのかというのが、詳細までわかっているわけではございませんので、ある程度の基金は必要だというふうに考えております。

今後におきましては、年度の支出が当該年度の収入で賄うというような、いわゆる会計年度独

立の原則にのっとった運営を目指してまいりたいというふうに考えております。

したがって、今回の国保税率の算定に当たりましては、国保事業基金を活用しまして税率を引き下げること、それから所得割に加えまして応益割である均等割、平等割を引き下げること、事業基金の残高は、令和元年度、今年度も含めて3年程度で適正な水準にすることといった3点を基本に考えました。

今年度に比べまして来年度急激に下がりますけれども、基金を速やかに還元をいたしまして、先ほど申しましたように、単年度での収支、こちらのほうを均衡するような料率にしていきたいという考えでございます。

以上でございます。

○議長（中川 裕之君） ほかに質疑は、平岡正一議員。

○議員（11番 平岡 正一君） 最初の50対50の考え方ですが、この割合をどうするかというのはいろいろな考え方があると思います。また、ほかの医療保険制度との関係もでございます。

それで、この50対50というのは、ある意味妥当なんではないかという気がするんです。私何年かに1回ちょっと集中的に国保の勉強をすることにしておるんですけど、今回もやってみました。県に関してはどのぐらいになっているかということ。

そうすると、応益割を上げると、低所得者が困るんじゃないかという主張がよくありますが、それほど、いわゆる2割、5割、7割の軽減制度がありますから影響は少ないんですよ。むしろ一定の収入がある方に国保税はどっとかかると。これは、ちょっとほかの前の町長の答弁もありましたけど、この矛盾のほうが大きいですよね。そういう点では、ちょっとこれは私の考えですけど、50対50と決めたら、やっぱりそれはそれで方針を貫いてほしいと思います。

それともう一つ、急激な引き下げについてですが、言い出しっぺは私で、2億5,000万円、7,000万円も基金があって、町の財政指数に影響を与えるから、早く使ったほうが良いという提案したのが、私ですが、責任を感じるんですが、これ、あと3年たったらまた大幅な値上げをせんといけんようになるんですよ。

なぜかという、大体年間2億8,000万円ぐらいの平均的に税でやってきているんですよ。今それ1億円足して1億8,000万円今年はやろうというんですよ、そうすると基金がなくなったらもとに戻さんといけんですよ。そうすると、税で2億8,000万円をつくり出さんといけんという、やっぱり3年先には県の標準税率で運営するという考えになっていくようになるんじゃないかと思います。

それはちょっと早く皆さんに知らせんと、あれだけ下げて今度は急にぼんと上げるというのは、当然目に見えていますから、ここのところはちょっとそれは基金を処理するのはいいですけど、ちょっと混乱が生じるんじゃないかという心配をしております。

特別委員会もありますから、またそこで議論したいと思いますから、答弁はいいです。

○議長（中川 裕之君） ほかにありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 質疑なしと認めます。

続きまして、議案第26号「公の施設に係る指定管理者の指定について」及び議案第27号「山口県市町総合事務組合の共同処理する事務及び規約の変更について」を一括で質疑を行います。質疑はありませんか。平岡正一議員。

○議員（11番 平岡 正一君） 議案第26号です。憩の家のいわゆる指定管理をしようというものです。この指定管理する相手方に資格というようなものがあるんですか。ちょっとそれはどういう条件なのかをお伺いしたいことと、もう一つは、自治会の集会所として多分使われると思うんですが、自治会によっては自前で集会所を持っておられるところもありますから、これとの整合性についてはどのようにお考えなのか、聞いておきたいと思います。

○議長（中川 裕之君） 羽山総務課長。

○総務課長（羽山 敦紀君） 2点ご質問があったと思います。

まず1点目、資格といたしましては、基本的には平生町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の中にありまして、この下に規則にもあるんですけども、申請書を出してもらうということになっております。この申請書の中身に、いろんな条件的なものがあるんですけども、「定款、寄附行為、規約その他これに類する書類」があって、また、「法人にあっては、当該法人の登記簿謄本」あるとかというのがあるんです。

ただし、また別に条例の中で第6条に、公募によらない指定管理者の候補者の選定等という規定がございまして、今回これを採用させていただきまして、「公の施設の性格、規模、機能等を考慮し、設置目的を効果的かつ効率的に達成するため、地域等の活力を積極的に活用した管理を行うことにより、事業効果が相当程度期待できると思慮するとき」という条文を引用いたしまして、今回指定いたすものでございます。

また、自治会の集会所との関連についてはございますけども、こちらにつきましては町内でいろんな使い方をいたしているところもございますけども、これにつきましては今後の課題であろうと思いますので、またそれぞれの自治会等とも話し合いをしていきたいと思っております。

○議長（中川 裕之君） ほかに質疑は。平岡正一議員。

○議員（11番 平岡 正一君） 相手方については、自治会でもいいということで理解をいたしました。

それで、私は職務の関係で町内の全ての老人憩の家、それから老人作業所、これを1回見て回ったことがあるんですよ、管理状況を含めて。それでね、大体自治会の集会所として使われてお

るというのが、特に老人憩の家の場合。老人作業所は、もう大変な荒廃したところもございましたけど、それとこれから先には、2点目に質問しましたように、自治会の集会所として使う方向で、いろんなこのような手続が進んでくるんじゃないかと思います。

そうすると余計に、先ほど言いましたように、自治会独自で持っておられる方は、町からの補助というのは限られて一定の要件がありますからね。ところが、こっちの場合は全部町がやってくれると、こういうことが出ますんで、十分な今後の精査と話し合いも含めた調整をよろしくお願いをいたします。これも要望しておきます。

○議長（中川 裕之君） 答弁はいいですね、はい。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 質疑なしと認めます。

これをもって、提出議案に対する質疑を終了いたします。

ここで、日程の変更についてお諮りいたします。

一般質問、行政報告及び提出議案に対する質疑が終了いたしましたので、3月10日の本会議は休会といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 御異議なしと認めます。よって、日程を変更することに決しました。

したがって、本日の議事日程に日程第31、予算特別委員会の設置、日程第32、委員会付託を追加いたします。

---

### 日程第31. 予算特別委員会の設置

○議長（中川 裕之君） 日程第31、予算特別委員会の設置を議題といたします。

お諮りいたします。議案第9号から議案第15号を審査するため、議長を除く11名の議員を委員とする予算特別委員会を設置したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 御異議なしと認めます。よって、議案第9号から議案第15号を審査するため、予算特別委員会を設置することに決しました。

お諮りいたします。ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第5条第4項の規定により、議長において平岡正一議員、河内山宏充議員、細田留美子議員、岩本ひろ子議員、河藤泰明議員、村中仁司議員、赤松義生議員、松本武士議員、中本敦子議員、中村武央議員、中丸和則議員を指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 御異議なしと認めます。よって、ただいまの11名が予算特別委員会の委員に選任されました。

ここで暫時休憩いたします。再開を4時40分といたします。

ただいまの委員の皆さんは、委員会室のほうへご移動をお願いいたします。

午後4時24分休憩

.....

午後4時40分再開

○議長（中川 裕之君） 再開いたします。

ただいま予算特別委員会を開催し、委員長に岩本ひろ子議員、副委員長に中本敦子議員を互選したとの申し出がありましたので御報告いたします。

お諮りいたします。ただいま議会運営委員会より、地方自治法第180条第1項の規定による町長専決処分事項の指定についての議案の提出がありました。これを発委第1号として日程に追加し、追加日程第1として議題にいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 御異議なしと認めます。よってこの議案を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決しました。

---

#### 追加日程第1. 発委第1号

○議長（中川 裕之君） 追加日程第1、発委第1号「地方自治法第180条第1項の規定による町長専決処分事項」についての件を議題といたします。

河藤議会運営委員会委員長に提案理由の説明を求めます。河藤泰明議員。

○議員（7番 河藤 泰明君） 発委第1号「地方自治法第180条第1項の規定による町長専決処分事項」について御説明申し上げます。

この議案は、地方自治法第109条第6項及び平生町議会会議規則第13条第2項の規定に基づき、議会運営委員会が発議したものであります。

地方自治法第96条には議会が議決しなければならない事件が定められておりますが、本件は、地方自治法第180条第1項により議会の議決により議会の権限に属する軽易な事項について、町長が専決処分できる事項を指定するものであります。

指定する事項は、町がその当事者である金額50万円以下の請求に係る訴えの提起、和解、調停及び斡旋に関すること及び、法律上町の義務に属する損害賠償の額を1件50万円以下の範囲で定めるものであります。

なお、効力発生日は附則によりまして、令和2年3月10日としております。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしくご審議のうえご決定いただきますようお願いいたします。

○議長（中川 裕之君） これをもって提案理由の説明を終わります。

次に提出議案に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

続きまして討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論はありません。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 次に賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 以上で討論を終わります。

これより採決に入ります。

発委第1号「地方自治法第180条第1項の規定による町長専決処分事項」は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中川 裕之君） 起立全員であります。よって、発委第1号は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第32. 委員会付託

○議長（中川 裕之君） 日程第32、お諮りいたします。議案第3号から議案第27号は、会議規則第35条第1項の規定により、お手元に配布の付託表のとおり、各常任委員会及び予算特別委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 御異議なしと認めます。よって、お手元に配布の付託表のとおり、各常任委員会及び予算特別委員会に付託することに決しました。

---

○議長（中川 裕之君） 本日はこれにて散会いたします。

次の本会議は、3月23日午前9時から行います。

午後4時43分散会

---



地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 中 川 裕 之

署名議員 河内山 宏充

署名議員 村 中 仁 司



---

令和2年 第2回(定例)平生町議会会議録(第2日)

令和2年3月23日(月曜日)

---

議事日程(第2号)

令和2年3月23日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第3号 2019年度平生町一般会計補正予算
- 日程第3 議案第4号 2019年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第4 議案第5号 2019年度平生町下水道事業特別会計補正予算
- 日程第5 議案第6号 2019年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計補正予算
- 日程第6 議案第7号 2019年度平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第7 議案第8号 2019年度平生町後期高齢者医療事業特別会計補正予算
- 日程第8 議案第9号 令和2年度平生町一般会計予算
- 日程第9 議案第10号 令和2年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計予算
- 日程第10 議案第11号 令和2年度平生町下水道事業特別会計予算
- 日程第11 議案第12号 令和2年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計予算
- 日程第12 議案第13号 令和2年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計予算
- 日程第13 議案第14号 令和2年度平生町介護保険事業勘定特別会計予算
- 日程第14 議案第15号 令和2年度平生町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 日程第15 議案第16号 平生町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第16 議案第17号 平生町の職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第17 議案第18号 平生町職員の自己啓発等休業に関する条例
- 日程第18 議案第19号 平生町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第19 議案第20号 平生町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第20 議案第21号 町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第21 議案第22号 職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第22 議案第23号 平生町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第23 議案第24号 平生町営住宅条例の一部を改正する条例
- 日程第24 議案第25号 平生町営特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例
- 日程第25 議案第26号 公の施設に係る指定管理者の指定について

- 日程第26 議案第27号 山口県市町総合事務組合の共同処理する事務及び規約の変更について  
追加日程第1 議案第28号 2019年度平生町一般会計補正予算  
日程第27 同意第1号 平生町固定資産評価審査委員会委員の選任について  
日程第28 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて  
日程第29 委員会の閉会中の所管事務等の調査について
- 

本日の会議に付した事件

- 日程第2 議案第3号 2019年度平生町一般会計補正予算  
日程第3 議案第4号 2019年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算  
日程第4 議案第5号 2019年度平生町下水道事業特別会計補正予算  
日程第5 議案第6号 2019年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計補正予算  
日程第6 議案第7号 2019年度平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算  
日程第7 議案第8号 2019年度平生町後期高齢者医療事業特別会計補正予算  
日程第8 議案第9号 令和2年度平生町一般会計予算  
日程第9 議案第10号 令和2年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計予算  
日程第10 議案第11号 令和2年度平生町下水道事業特別会計予算  
日程第11 議案第12号 令和2年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計予算  
日程第12 議案第13号 令和2年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計予算  
日程第13 議案第14号 令和2年度平生町介護保険事業勘定特別会計予算  
日程第14 議案第15号 令和2年度平生町後期高齢者医療事業特別会計予算  
日程第15 議案第16号 平生町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例  
日程第16 議案第17号 平生町の職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例  
日程第17 議案第18号 平生町職員の自己啓発等休業に関する条例  
日程第18 議案第19号 平生町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例  
日程第19 議案第20号 平生町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例  
日程第20 議案第21号 町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例  
日程第21 議案第22号 職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例  
日程第22 議案第23号 平生町国民健康保険税条例の一部を改正する条例  
日程第23 議案第24号 平生町営住宅条例の一部を改正する条例  
日程第24 議案第25号 平生町営特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例  
日程第25 議案第26号 公の施設に係る指定管理者の指定について

日程第26 議案第27号 山口県市町総合事務組合の共同処理する事務及び規約の変更について

追加日程第1 議案第28号 2019年度平生町一般会計補正予算

日程第27 同意第1号 平生町固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第28 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第29 委員会の閉会中の所管事務等の調査について

---

出席議員（12名）

1番 中丸 和則君	2番 中村 武央君
3番 中本 敦子さん	5番 松本 武士君
6番 赤松 義生君	7番 河藤 泰明君
8番 岩本ひろ子さん	9番 細田留美子さん
10番 河内山宏充君	11番 平岡 正一君
12番 村中 仁司君	13番 中川 裕之君

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

局長 金岡 泰史君	書記 天艸裕太郎君
-----------	-----------

---

説明のため出席した者の職氏名

町長 ……………	浅本 邦裕君	副町長 ……………	高木 哲夫君
教育長 ……………	清時 崇文君	会計管理者 ……………	田坂 孝友君
総務課長兼選挙管理委員会事務局長 ……………			羽山 敦紀君
地域振興課長 ……………	友田 隆君	町民福祉課長 ……………	川口 龍哉君
税務課長 ……………	池田 真治君	健康保険課長 ……………	中尾 和正君
産業課長兼農業委員会事務局長 ……………			吉岡 文博君
建設課長 ……………	高岡 浩行君	学校教育課長 ……………	河島 建君
社会教育課長 ……………	兼末 仁君	総務課財務班長 ……………	久保 秀幸君

---

午前9時00分開議

○議長（中川 裕之君） ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

---

#### 日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（中川 裕之君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において中丸和則議員、中村武央議員を指名いたします。

---

#### 日程第2. 議案第3号

#### 日程第3. 議案第4号

#### 日程第4. 議案第5号

#### 日程第5. 議案第6号

#### 日程第6. 議案第7号

#### 日程第7. 議案第8号

#### 日程第8. 議案第9号

#### 日程第9. 議案第10号

#### 日程第10. 議案第11号

#### 日程第11. 議案第12号

#### 日程第12. 議案第13号

#### 日程第13. 議案第14号

#### 日程第14. 議案第15号

#### 日程第15. 議案第16号

#### 日程第16. 議案第17号

#### 日程第17. 議案第18号

#### 日程第18. 議案第19号

#### 日程第19. 議案第20号

#### 日程第20. 議案第21号

#### 日程第21. 議案第22号

#### 日程第22. 議案第23号

#### 日程第23. 議案第24号

#### 日程第24. 議案第25号

## 日程第25. 議案第26号

## 日程第26. 議案第27号

○議長（中川 裕之君） 日程第2、議案第3号「2019年度平生町一般会計補正予算」から日程第26、議案第27号「山口県市町総合事務組合の共同処理する事務及び規約の変更について」までを一括議題といたします。

3月9日の本会議において、各常任委員会に付託いたしました本件についての審査の経過及び結果報告を求めます。

なお、議案第9号から第15号までを付託した予算特別委員会の報告は省略したいと思います。それでは、岩本ひろ子総務厚生常任委員長。

○総務厚生常任委員長（岩本 ひろ子さん） おはようございます。それでは、総務厚生常任委員会の報告をさせていただきます。

総務厚生常任委員会は3月13日に委員会を開催し、本会議から付託された議案の審査を行いました。それぞれの議案について審査いたしました。採決の結果、お手元の資料にありますように、予算、条例、事件についての議案は全て全会一致で可決すべきとなりました。

いずれの議案も質疑はありませんでした。以上、報告終わります。

○議長（中川 裕之君） 続きまして、中本敦子産業文教常任委員長。

○産業文教常任委員長（中本 敦子さん） 産業文教常任委員会の報告をいたします。

産業文教常任委員会は3月16日に委員会を開催し、本会議から付託された議案の審査を行いました。それぞれの議案について審査を行いました。採決の結果、お手元の資料にありますように、全ての議案が可決すべきとなりました。

主だった質疑を申し上げます。

議案第3号の土木費において、小学校前の歩道橋の現状について質疑があり、詳細設計を終えて、夏休み中くらいの撤去を予定しているとの回答がありました。また、入札の不調について質疑があり、見直しをかけて新年度で対応させてもらうとの回答がありました。

小中学校の学校管理費において、GIGAスクール構想についてICTの活用はメリットがあることは理解するが、学校に求められていることは、先生方がゆとりをもって子どもたちと向き合えるような環境ではないかという質疑があり、パソコン端末は鉛筆やノートと同じマストアイテムとなっていく、これらの教育技術革新は創造性を育む学びに寄与し、ICTを活用したいと思っている児童生徒も多く、推進していかなければならない事業であるとの回答がありました。

この議案第3号については、学校でゆとりある教育を進めるために現時点においては、先生方を増やしていくために予算措置をするべきだと思うとの反対討論がありました。

議案第5号については、下水道事業負担金の減額の内訳について質疑があり、納付方法で一括

と分割で計上していたが、一括納付が少なかったことと地元調整の関係で工事ができない部分があったためとの回答がありました。この議案第5号については、反対、賛成とも討論はありませんでした。

議案第6号については、質疑はありませんでした。

議案第19号において、日額を1回に改めるとなっているが、有害鳥獣の捕獲に1日に複数回出動することがあるのかとの質疑があり、市街地では捕獲活動ができないので追い払いをすることとなるが、1日に複数回追い払いのために出動することに対応するためとの回答がありました。この議案第19号については、反対、賛成とも討論はありませんでした。

議案第24号において、連帯保証人について、保証金額を明示することや、保証人を不要にするとしているが、本町での取組みや考え方について質疑があり、入居者に不利益とならないよう状況を見ながら判断したいとの回答がありました。この議案第24号については、反対、賛成とも討論はありませんでした。

議案第25号については、質疑はありませんでした。

以上が主だった内容です。報告を終わります。

○議長（中川 裕之君） 以上で委員長報告を終わります。

これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

続きまして討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論はありませんか。河内山宏充議員。

○議員（10番 河内山宏充君） それでは、議案第9号、議案第10号、議案第11号、議案第12号、議案第13号、議案第14号及び議案第15号に対する反対討論を申しあげます。

代替案を示さぬ私こそが言いっぱなしではないかとの批判を覚悟の上で、また、自分自身だけの経験を一般化しすぎていないかを繰り返し繰り返し自問自答した上で、そして、新年度の当初予算は町民生活に大きな影響を与えることを承知の上で申しあげます。

令和2年度の当初予算は、令和2年度一年間の収入と支出の見積を金額として数字で表すと同時に、住民に対しての約束を表したものであります。令和2年度の当初予算には評価できる事業もあります。が、令和2年度の当初予算は第四次総合計画を補完、また、具体化する分野別計画、いわゆる行政計画との整合性を大きく欠き、結果的には総合計画とも整合性を欠くものだと言わざるを得ません。計画の修正・変更には理由はあると思いますが、言いっ放し、やりっぱなしの隠された状態であります。令和2年度の当初予算でまったく説明がなされないことをこの場で批判し、先ほども申しあげますように議案第9号、議案第10号、議案第11号、議案第12号、



議案第13号、議案第14号及び議案第15号に反対をいたします。

それではまず、議案第9号「令和2年度平生町一般会計予算」に対する反対理由から申し上げます。

令和2年度は実施計画、平生町職員定員適正化計画を含む第六次行政改革の最終年度にあたります。行政改革大綱では、行政改革をなぜ推進するのか、また、その目的、課題、方針、計画を掲げ、町として定められたものであります。第六次行政改革大綱における平生町職員定員適正化計画では、推進期間を平成28年度から平成32年度、平成は改元され令和2年度となります、とする第六次行政改革大綱、平生町職員定員適正化計画では令和2年度の当初職員実数を114人と定められています。これは自ら組織として目標を定められた数字であります。

上程された令和2年度平生町一般会計予算では、定員規制の対象となる職員は一般会計ほかの予算書に基づく、一般職が116人、フルタイム勤務形態の再任用職員が2人の118人との説明がありました。この差を試算するにこの影響額はおよそ2,000万円と推測いたします。

先ほども申しあげましたが、分野別計画、いわゆる行政計画の修正・変更には理由はあると思います。が、手順チェックは必須であろうと思います。令和2年度予算でまったく説明がなされなく、予算化がされていることは、平生町参加と協働のまちづくり条例第6条、3の項、町の責務を果たされていないものと判断し、議案第9号に対し、反対をいたします。

また、議案第10号、議案第11号、議案第12号、議案第13号、議案第14号、議案第15号として上程されている令和2年度の各特別会計予算については、いましがた申しあげました令和2年度平生町一般会計予算から繰り入れがなされる会計であることから反対をいたします。

以上のことを申しあげ、議案第9号から議案第15号に対する反対討論といたします。

○議長（中川 裕之君） 次に、賛成討論はありますか。中村武央議員。

○議員（2番 中村 武央君） それでは、議案第5号「2019年度平生町下水道事業特別会計補正予算」及び議案第6号「2019年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計補正予算」、並びに議案第9号「令和2年度平生町一般会計予算」から議案第15号「令和2年度平生町後期高齢医療事業特別会計予算」までの各議案及び議案第18号「平生町職員の自己啓発等休業に関する条例」に対して賛成の立場から討論をいたします。

まず、議案第5号「2019年度平生町下水道事業特別会計補正予算」及び議案第6号「2019年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計補正予算」についてですが、当該補正予算の大半は過年度分の消費税還付金及び消費税納付金でありまして、両特別会計を合わせて1,414万6,000円の歳出減となっております。これは、従前の消費税の算定方法に疑念を感じた職員がなんとか歳出削減のために過去に遡り、消費税の再算定の努力をした結果であり、この算定手法が認められたことは、担当者はもちろんのこと職員皆さんの努力の賜物と功績をたた

えたいと思います。本当にお疲れ様でした。心より敬意を表します。

次に議案第9号「令和2年度平生町一般会計予算」から議案第15号「令和2年度平生町後期高齢者医療事業特別会計予算」までの各議案及び議案第18号「平生町職員の自己啓発等休業に関する条例」についてですが、職員定数の管理の視点から賛成の立場で申しあげます。

2016年、平成28年3月に策定されました第六次平生町行政改革大綱の平生町職員定員適正化計画による平成32年度、令和2年度当初の職員実数は114名と記載をされております。当初予算書において職員数を確認しますと、令和2年度当初の職員数は再任用フルタイム勤務職員を含めて118名となっております。

これは、定員適正化計画からすると4名の過大であるといえます。つまり、策定をした計画どおりに定数管理ができていないことは説明責任を求めるべきことではありますが、しかしながら、私だからこそわかる一面もありますので申しあげます。

現在、本町職員の勤怠状況を鑑みますと、新たに地方行政に移管された事務事業、法令改正による専門職員の配置義務を始め、産休・育休の取得状況、病休による職員の休職、若手職員の辞職など、定員適正化計画策定時には想定し得なかった事情を考慮するとともに、このたび議案上程されました「平生町職員の自己啓発等休業に関する条例」によりまして職員が自身のスキルアップのために辞職することなく、勉学に励み、その会得したスキルを町政に反映できる環境を整えようとすることを評価いたします。

定員適正化計画自体を見直すべき時期であることを指摘するとともに、職員が疲弊することがない職場環境、事務系職員と技術系職員の採用バランスを含めた人事配置、きちんと若手職員を育成できる組織環境、職員が年次有給休暇を取りやすい環境、そして、職員本人がその家族を守っていくことができ、職員自身がいきいきと仕事ができる環境を整えていただくことをお願いをしまして、議案第5号、議案第6号、議案第9号から議案第15号までの各議案及び議案第18号に対する賛成討論といたします。

○議長（中川 裕之君） 次に反対討論はありませんか。赤松義生議員。

○議員（6番 赤松 義生君） それでは、議案第3号「2019年度平生町一般会計補正予算」と議案第9号「令和2年度平生町一般会計予算」について反対の立場から討論をいたします。

議案第3号「2019年度平生町一般会計補正予算」について、補正予算は全般的には事業の確定見込みによるものと理解をしております。しかし、2019年度の国の補正予算は、災害対策など国民に必要な予算も含まれていますが、ポイント還元やマイナポイント、また、学習用コンピューターを生徒1人に1台配布するなどのばらまきとのそしりを免れないような予算も含まれています。

平生町の補正予算においても、こうした予算を反映した部分が含まれております。今度の補正

予算には繰越明許費として社会保障税番号システム改修事業費として300万円程度計上されています。昨年10月の消費税増税に伴い、プレミアム商品券が発行されましたが、申請が面倒だ、こんなことをするくらいなら増税するな、などの批判の声もあって利用状況はあまりよくありませんでした。

今度は1人5,000円分のポイントを呼び水に遅れているマイナンバーカードの普及を図ろうとしておりますが、そもそもマイナンバーカードは所得や資産、税や社会保障給付などの個人データを一括把握することで社会保障給付の削減などに利用しようとする意図のあるものです。

また、個人情報本人の承諾なしに広がってしまうリスクも伴います。そうした時に苦情への対応など、町の事務負担の増加は避けられないものと思われまます。

GIGAスクール構想に基づき、教育のICT化が2018年度から進められています。平生町としても繰越明許費として4,000万円近い財源が計上されておりますが、ICTの活用により遠隔地、病児、特別支援教育などの学習環境整備にはメリットがあると言われております。しかしながら、こうした構想は学校教育への企業参入を一層進め、集団的な学びの軽視、教育の画一化につながる恐れがあるとの見解も伺っております。私は、同じ財源を使うなら、先生が一人ひとりの子供とゆとりを持って向き合えるように先生の増員こそ急ぐべきだと思います。

以上の2点を指摘しておきます。

そして、議案第9号「令和2年度平生町一般会計予算」について、2020年度の地方財政計画は全体として骨太の方針2015の路線にあるとはいえ、まち・ひと・しごと創生事業に加え、地域社会再生事業費の創設なども考慮すると、住民の願いに応える財源は基本的には確保されていると言えます。

そうした中で、本町においては、産科医確保支援事業、児童クラブ環境整備事業、都市公園遊具施設改修事業、給食施設衛生管理及び労働環境整備事業、こうした事業に加え、福祉医療対策乳幼児において所得制限が撤廃されました。こうした項目に加えて、本年度の予算で展開されている施策は全体的には町民に夢と希望をもたらすものであると言えます。町長はじめ、職員皆様方の努力には心から敬意を表するものであります。

さて、審議の中で、職員定数についての議論がありました。副町長から、職員の健康に障害を及ぼしている旨の答弁がございました。総務省の担当者はこのたびの地方財政計画を評して、一般財源が増えたのは自治体のやるが増えたということだと発言しており、住民の要望に応えれば仕事はますます増えると思います。職員の皆さんが健康な体で仕事に臨めるよう環境を整えていただきたいと思います。

最後になりますが、地方自治体の予算にはどうしても国の施策を反映せざるを得ない部分があります。そうした中で、補正予算の時もあげましたが、マイナンバーカードの普及の予算が計上

されております。2023年度末にはほとんどの国民にカードを持たせようとしています。補正予算でも話がありましたが、国はまず足下の公務員について、家族を含めてカードを取得するよう号令をかけているようです。セキュリティは後回しで、利用・活用策の拡大一辺倒で端末の普及やネットでの活用が進むことによって危険性は高まるばかりです。こうした事業に貴重な税をつぎこむのはいかがなものでしょうか。

また、森林環境贈与税の基金への積立がありましたが、9月の議会の補正予算の時に申しあげましたが、今は違いますが、この積立の将来の財源は2023年に東日本大震災の復興のための税を翌年から名前を変えて財源とするものであり、あまりにも安易な方法で認められません。

以上2点を理由として、私の討論を終わります。

○議長（中川 裕之君） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 次に反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 以上で討論を終わります。

これより採決に入ります。

まず、議案第3号「2019年度平生町一般会計補正予算」を採決いたします。

議案第3号に対する委員長の報告は、可決すべきであります。委員長の報告のとおり、決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中川 裕之君） 起立多数であります。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号「2019年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算」から議案第8号「2019年度平生町後期高齢者医療事業特別会計補正予算」までを一括して採決いたします。

議案第4号から議案第8号に対する委員長の報告は、可決すべきであります。委員長の報告のとおり、決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中川 裕之君） 起立全員であります。よって、議案第4号から議案第8号は原案のとおり可決されました。

次に議案第9号「令和2年度平生町一般会計予算」を採決いたします。

議案第9号に対する委員長の報告は、可決すべきであります。委員長の報告のとおり、決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（中川 裕之君） 起立多数であります。よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第10号「令和2年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計予算」を採決いたします。

議案第10号に対する委員長の報告は、可決すべきであります。委員長の報告のとおり、決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（中川 裕之君） 起立多数であります。よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第11号「令和2年度平生町下水道事業特別会計予算」を採決いたします。

議案第11号に対する委員長の報告は、可決すべきであります。委員長の報告のとおり、決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（中川 裕之君） 起立多数であります。よって議案第11号は、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第12号「令和2年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計予算」を採決いたします。

議案第12号に対する委員長の報告は、可決すべきであります。委員長の報告のとおり、決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（中川 裕之君） 起立多数であります。よって議案第12号は、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第13号「令和2年度平生町熊南地域介護認定審査会事業特別会計予算」を採決いたします。

議案第13号に対する委員長の報告は、可決すべきであります。委員長の報告のとおり、決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（中川 裕之君） 起立多数であります。よって議案第13号は、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第14号「令和2年度平生町介護保険事業勘定特別会計予算」を採決いたします。

議案第14号に対する委員長の報告は、可決すべきであります。委員長の報告のとおり、決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（中川 裕之君） 起立多数であります。よって議案第14号は、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第15号「令和2年度平生町後期高齢者医療事業特別会計予算」を採決いたします。

議案第15号に対する委員長の報告は、可決すべきであります。委員長の報告のとおり、決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（中川 裕之君） 起立多数であります。よって議案第15号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号「平生町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

議案第16号に対する委員長の報告は、可決すべきであります。委員長の報告のとおり、決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（中川 裕之君） 起立全員であります。よって議案第16号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号「平生町の職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例」から議案第22号「職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例」までを一括して採決いたします。

議案第17号から第22号に対する委員長の報告は、可決すべきであります。委員長の報告のとおり、決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（中川 裕之君） 起立全員であります。よって、議案第17号から議案第22号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第23号「平生町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

議案第23号に対する委員長の報告は、可決すべきであります。委員長の報告のとおり、決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（中川 裕之君） 起立全員であります。よって議案第23号は、原案のとおり可決され

ました。

次に、議案第24号「平生町営住宅条例の一部を改正する条例」及び議案第25号「平生町営特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例」を一括して採決いたします。

議案第24号及び第25号に対する委員長の報告は、可決すべきであります。委員長の報告のとおり、決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中川 裕之君） 起立全員であります。よって議案第24号及び議案第25号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第26号「公の施設に係る指定管理者の指定について」を採決いたします。

議案第26号に対する委員長の報告は、可決すべきであります。委員長の報告のとおり、決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中川 裕之君） 起立全員であります。よって議案第26号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第27号「山口県市町総合事務組合の共同処理する事務及び規約の変更について」を採決いたします。

議案第27号に対する委員長の報告は、可決すべきであります。委員長の報告のとおり、決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中川 裕之君） 起立全員であります。よって議案第27号は、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩します。このあと全員協議会を開催したいと思います。再開は全員協議会終了次第とさせていただきます。

午前9時38分休憩

.....

午前10時02分再開

○議長（中川 裕之君） 再開します。

ただいま町長から、議案第28号「2019年度平生町一般会計補正予算」が追加提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として、日程に追加し、議題にいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 御異議なしと認めます。よって、議案第28号を日程に追加し、追加日

程第1として議題とすることに決しました。

---

### 追加日程第1. 議案第28号

○議長（中川 裕之君） 追加日程第1、議案第28号「2019年度平生町一般会計補正予算」を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。浅本町長。

暫時休憩します。

午前10時04分休憩

.....

午前10時14分再開

○議長（中川 裕之君） 再開します。

町長から提案理由の説明を求めます。浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 議員の皆さん、改めまして、おはようございます。

去る3月9日にご提案申しあげました数多くの議案につきまして、本会議並びに特別委員会及び常任委員会で慎重にご審議賜りましたことを、まずもって厚くお礼申しあげます。

そしてたゞいまは、予算13件、条例10件、事件2件の議案につきましてご議決を賜りまして、誠にありがとうございました。

新年度予算におきましては、「活気にあふれた魅力あるまちづくり」をテーマとして、厳しい財政状況ではございますが、英知を結集して取り組んでまいりますので、議員の皆様方におかれましても、よろしくご指導賜りますようお願いを申しあげます。

さて、本日もご提案申しあげますのは、予算1件、人事案件2件でございます。

それでは、議案第28号「2019年度平生町一般会計補正予算」についてご説明申しあげます。今回の補正額1,286万円を増額いたしまして、予算総額は51億105万1,000円となるものであります。

補正予算の内容といたしましては2点であります。

9ページの保育所運営費では、委託料の法人保育園委託業務におきまして、当初の見込みから0歳児の園児が増加しており、所要の経費を増額いたすものであります。

財源措置といたしまして、7ページの保育料、国庫負担金、8ページの県負担金を特定財源として計上いたしております。

9ページの小学校費の学校管理費では、国の補正予算におきましてGIGAスクール構想として校内通信ネットワーク整備事業費が措置されております。

国庫補助金、地方負担額に補正予算債が活用できるとの財源措置が示されており、教育委員会



を中心として庁内協議を行い、事業の取組みを進めることとしておりました。

先日、内示のありました財源措置につきまして、国庫補助金が当初見込んでおりました2分の1相当額に満たない状況であることがわかりました。全体の事業費は変更ありませんが、7ページの国庫補助金、8ページの地方債におきまして財源調整をさせていただくものであります。一般財源には財政基金からの繰入により対応いたすものであります。

10ページの中学校費の学校管理費におきましても同様の理由から財源調整をさせていただくものであります。

4ページの町債では、国の補正予算におきまして財源調整に対応した地方債の増額分を計上いたしております。

11ページに地方債に関する調書を添付しておりますので、ご参考に供していただきたいと思っております。

以上で、議案第28号「2019年度平生町一般会計補正予算」の説明を終わらせていただきますが、説明不足の点もあろうかと思っておりますので、皆様方のご質問によりまして、私並びに説明出席者によりお答えをいたしたいと存じますので、ご審議の上、ご議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（中川 裕之君） これをもって提案理由の説明を終わります。

提出議案に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。赤松義生議員。

○議員（6番 赤松 義生君） 先ほど議案第3号「2019年度平生町一般会計補正予算」について反対の討論を行いました。今回の補正についても、財源内訳の変更とはありましたが、同様にGIGAスクール構想の予算が計上されており、先ほどと同様の理由で反対をいたします。

○議長（中川 裕之君） 次に本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 次に反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第28号「2019年度平生町一般会計補正予算」を起立により採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（中川 裕之君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第27. 同意第1号

○議長（中川 裕之君） 日程第27、同意第1号「平生町固定資産評価審査委員会委員の選任について」を議題といたします。

町長から、提案理由の説明を求めます。浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） ただいまは、「2019年度平生町一般会計補正予算」について、ご議決を賜りましてありがとうございます。

続きまして、同意第1号「平生町固定資産評価審査委員会委員の選任について」、ご説明申し上げます。

固定資産評価審査委員会委員は、固定資産課税台帳に登載された事項に関する不服申し立てを、普通地方公共団体の長から独立した中立的、専門的な立場として審査決定するという重要な任務がございます。本町の場合、平生村の加村千里さん、曾根の小島康司さん、そして小郡の下祢義彦さんの3名の方を選任させていただいておりますが、そのうち下祢義彦さんの任期が昨日をもって満了となりました。下祢さんは平成22年から4期約10年の長きにわたりお勤めをいただいております。任務の特殊性からも適任者と判断し、引き続きご活躍いただきたいところではございますが、ご本人から後進に道を譲りたいとの強い申し出がございましたので、このたびの任期満了に際しご勇退いただくこととなったわけでございます。

後任者につきまして、あらゆる方面から総合的に判断いたしました結果、浜田にお住まいの安村和之さんを選任いたしたいと存じます。安村さんの略歴は別紙として添付いたしておりますが、本町での長い行政経験から、地域感覚、税務関係にも精通をされておられる方でありまして、さらに愛町精神にも富んでいることから、適任者であると判断をいたし、地方税法第423条第3項の規定によりまして、町議会のご同意をお願いするものであります。

以上で、同意第1号「平生町固定資産評価審査委員会委員の選任について」の説明を終わらせていただきますが、説明不足の点につきましては、皆様方のご質問によりまして、私並びに説明出席者によりお答えを申しあげたいと存じますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中川 裕之君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本案については、討論を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 御異議なしと認めます。よって本案については、討論を省略することに決しました。

これより採決に入ります。本案に対し、同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中川 裕之君） 起立全員であります。よって同意第1号は、本案に対し同意することに決しました。

---

### 日程第28. 諮問第1号

○議長（中川 裕之君） 日程第28、諮問第1号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を議題といたします。

町長から、提案理由の説明を求めます。浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） ただいまは、平生町固定資産評価審査委員会委員の選任について、ご同意を賜りましてありがとうございます。

続きまして、諮問第1号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」、ご説明申し上げます。

本町の人権擁護委員は4名にお願いいたしておりますが、このうち、平成29年から1期3年間にわたりお願いいたしております岩沼光裕委員の任期が令和2年6月30日をもって満了となります。岩沼委員におかれましては、人権啓発、人権相談等においてご活躍をいただいているところであります。これまでの積極的なお取り組みを考慮いたし、再度推薦をいたしたいと存じます。岩沼さんの略歴は別紙として添付いたしておりますが、過去には行政相談委員の経歴もお持ちであります。

人権擁護委員は、国民の基本的人権の擁護とすべての権利や自由な人権思想の普及及び高揚に努める使命が課せられているわけでありまして、岩沼さんにつきましては、人格、識見ともに高く、広く社会の実情に通じておられますので、人権擁護委員法第6条第3項の規定によりまして、町議会のご意見をお聴きいたすものでございます。

以上で諮問第1号につきましての説明を終わらせていただきますが、説明不足の点につきましては皆様方のご質問によりまして、私並びに説明出席者よりお答えを申しあげたいと存じますのでよろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中川 裕之君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより提出議案に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本案については、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 御異議なしと認めます。よって本案については、討論を省略することに決しました。

これより採決に入ります。本案に対し、異議の無い旨の回答することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中川 裕之君） 起立全員であります。よって諮問第1号は、異議の無い旨回答することに決しました。

---

#### 日程第29. 委員会の閉会中の所管事務等の調査について

○議長（中川 裕之君） 日程第29、「委員会の閉会中の所管事務等の調査について」を議題といたします。

会議規則第67条第1項の規定により、総務厚生常任委員長、産業文教常任委員長及び議会運営委員長からお手元に配布の文書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 御異議なしと認めます。したがって、申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

---

○議長（中川 裕之君） 以上で本定例会に付議されました案件の審議は、全て終了いたしました。

これをもって、令和2年第2回平生町議会定例会を閉会いたします。

午前10時30分閉会

---

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 中 川 裕 之

署名議員 中 丸 和 則

署名議員 中 村 武 央